福島県工事等入札参加資格審査申請の手引き

－令和７・８年度入札参加資格用－

令和７年１１月

福島県総務部入札監理課

福島県建設工事等入札参加資格審査申請の手引き－令和７・８年度入札参加資格用－

目　次

Ⅰ　工事等入札参加資格審査の概要

１　工事等入札参加資格審査とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２　入札参加資格審査申請種別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
３　審査を受けることができない者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４　審査の実施時期及び資格の有効期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
５　資格の審査及び認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

Ⅱ　工事等入札参加資格審査申請の手続き

１　申請及び審査の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
２　お問い合わせ先及び審査担当機関（受付機関）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
３　受付等のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２
４　審査日程の予約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
５　申請書類の作成及び提出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
６　登録通知及び公表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
７　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

Ⅲ　申請書類の作成方法等

１　建設工事に県内業者が申請する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
２　建設工事に県外業者が申請する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５３
３　測量等に県内業者が申請する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８０
４　測量等に県外業者が申請する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０２
５　製造（県内・県外業者共通）に申請する場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２４
６　決算日の変更その他特殊な場合の申請書類の作成等・・・・・・・・・・・・・・・・１３６

Ⅳ　その他

１　入札参加資格登録事項に変更があった場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３９
２　組織変更等による資格の再認定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４３

Ⅴ　参考資料

別表１　申請の種別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４５
別表２　建設工事の「福島県の工事種別（１８種別）」と「建設業許可業種（２９業種）」の対応表・・・１４６
別表３　１８工事種別に対応する技術者の資格一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４８
チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５２
よくある質問と回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６８
組織変更等による資格の再認定に関する資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７４
有資格業者となった方へのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８９

Ⅰ　工事等入札参加資格審査の概要

１　工事等入札参加資格審査とは

地方自治体が、契約の相手方を競争入札の方法で選ぶ場合、入札に参加する者に必要な資格として、あらかじめ、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めることができます（地方自治法施行令第 167 条の 5)。

福島県で実施する工事、製造及び測量等（工事に関する測量、調査及び設計）に関する競争入札に参加を希望される方は、「競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（福島県告示第 59 号)」に基づき、入札参加資格審査を受け、有資格者名簿に登録される必要があることとしています。

現在、福島県が作成している有資格者名簿は大きく分けて以下の４つですが、この手引きは、建設工事等に関する資格審査について説明するものです。

他の参加資格名簿との混同（例　測量等と森林整備委託・庁舎維持管理委託の混同、製造と物品販売・修繕の混同…等）がないようご注意ください。

・建設工事等……入札監理課所管
・物品購入・修繕……出納局入札用度課所管
・庁舎等維持管理業務……施設管理課所管
・森林整備業務……森林計画課所管

２　入札参加資格審査申請種別

大きく「工事」、「測量等」（工事関連委託）及び「製造」の３つの区分があり、さらに、下表の工事（業務）種別、製造品目に分類されます。

区　分	入札参加資格申請種別
建 設 工 事 （18 種別）	一般土木、舗装、建築、電気設備、暖冷房衛生設備、鋼橋上部、ＰＣ橋上部、しゅんせつ、塗装、法面処理、上・下水道、清掃施設、消雪、機械設備、通信設備、造園、さく井、グラウト
測　量　等 （５種別）	地上測量、航空測量、調査、土木設計、建築設計
製　　造	工事に関する施設・機械の製造、船舶の製造・修繕

（１）建設工事の「福島県の工事種別（18 種別）」と「建設業許可業種（29 業種）」の対応

経営事項審査の完成工事高を県独自の入札参加申込の工事種別毎に組み替える必要があります。この場合は、**別表１「申請の種別」**及び**別表２「建設工事の「福島県の工事種別（１８種別）」と「建設業許可業種（２９業種）」の対応表」**により工事１件毎にその内容を十分に確認して振り分けていくこととなります。

なお、経営事項審査で申請していても県の工事種別に振り分け不可能な完成工事高は、「その他の工事」として整理します。

（２）測量等（測量・調査・設計）の申込種別

以下の業種を申請しようとする場合は、申請の要件を満たし、かつ審査基準日の直前営業年度において、当該業種に関する業務取扱高があることが必要となります。

なお、一般に言う「調査」であっても工事に関連しないもの（例：食品分析）は、本資格審査の対象ではありません。

業務種別	業　務　内　容	申請の要件
地上測量	測量一般、地図の調整	測量業の登録があること
航空測量	航空機による測量、地図の調整	測量業の登録があること
調　　査	不動産鑑定	不動産鑑定については、不動産鑑定の登録があること
	地質調査	
	補償コンサルタント	
	建設コンサルタント（土木工事に関する設計図書の作成を含まない部門）	
土木設計	土木に関する工事の設計または監理 建設コンサルタント（土木工事に関する設計図書の作成を含む部門）	なし
建築設計	建築に関する工事の設計または監理 建築士事務所	建築士事務所の登録があること

（３）製造の内容

希望品目	内　　容
製　　造	工事に関する施設・機械の製造、船舶（※）の製造・修繕

※　船舶に関して、本入札参加資格制度における「製造」の入札参加資格が必要なのは、「２０トン以上のもの」の製造・修繕を希望する場合です。

※　「２０トン未満のもの」は物品扱いとなり、その販売・修繕を希望する場合は出納局入札用度課が担当する物品購入（修繕）の入札参加資格が必要です。

３　入札参加資格審査を受けることができない者

以下のいずれかに該当する方は、入札参加資格審査を受けることができません。

入札参加資格が認定された後、下記事項に該当した場合は、資格を失うことがあります。

（１）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない人及び破産者で復権を得ない者

（２）法律などで、営業に許可等が必要であるとされている場合に、その許可等がない者

（３）県税を滞納している者

（４）消費税又は地方消費税を滞納している者

（５）工事・測量等の入札参加資格審査申請をする場合には、審査基準日の直前１年の営業年度において、完成工事高や取扱高のない者

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第１項各号のいずれかに該当する者

（７）工事の入札参加資格審査申請をする場合は、社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していない者（個人事業主等であって社会保険の適用除外となる場合を除く。）

※（５）で定める直前１年の完成工事高等は、入札参加申込種別毎に必要となります。

４　審査を実施する時期及び資格の有効期間

（１）審査実施時期及び審査基準日

福島県建設工事等入札参加資格審査は、２年に１回の基本受付（資格の更新）と半年毎の追加受付を実施しており、２年間で４回実施します。基本的に下表のようになります。

区分	受付時期	審査基準日
基　本 受　付	(1)福島県内に主たる営業所（本店等）を有する方（県内業者）は、西暦における偶数年の９月、10 月の２ヶ月間 (2)福島県外に主たる営業所（本店等）を有する方（県外業者）は、西暦における偶数年の 10 月、11 月の２ヶ月間 (3) 経常 JV は３月	西暦における偶数年 （受付年と同年）の７月１日
第１回 追　加	西暦における奇数年の６月の１ヶ月間	西暦における奇数年 （受付年と同年）の１月１日
第２回 追　加	西暦における偶数年の１月の１ヶ月間	西暦における奇数年 （受付年の前年）の７月１日
第３回 追　加	西暦における偶数年の６月の１ヶ月間	西暦における偶数年 （受付年と同年）の１月１日

（２）資格の有効期間

入札参加資格の有効期間の始期は、申請をした時期により異なります。有効期間の終期は、申請時期にかかわらず一定となります。

なお、令和７・８年度入札参加資格の有効期間等については、「Ⅱ　工事等入札参加資格審査申請の手続き」を確認してください。

受付区分	資　格　の　有　効　期　間	
基 本 受 付	審査基準日翌年度４月１日から２年後の３月 31 日	２年間
第１回追加	資格の認定を受けた日から翌々年の３月 31 日	約１年６カ月間
第２回追加	資格の認定を受けた日から翌々年の３月 31 日	約１年間
第３回追加	資格の認定を受けた日から翌年の３月 31 日	約６ヶ月間

５　資格の審査及び認定

（１）建設工事に関する資格審査及び認定

①　総合点を算出　総合点　＝　客観点　＋　主観点（県内業者のみ付与）

②　入札参加資格の認定及び工事発注種別ごとの格付け（Ａ～Ｄ又はＡ～Ｃ）を決定

（２）測量等及び製造に関する資格審査及び認定

総合点等の点数付けはしていません。入札参加資格の認定のみ行います。

（３）審査事項

区　分	審　査　事　項
工事（１８種別） ※詳細については、下記(4)～(5)を参照のこと	１　客観的事項 a. 経営規模　b. 経営状況 c. 技術力　d. その他の評価項目（社会性等） ２　主観的事項（県内業者のみ） a. 工事成績　b. 工事施行の状況 c. 優良工事の有無　d. 技術職員の数 e. 建設業法に基づく処分の有無 f. 入札参加資格の認定の取消しの有無 g. 入札参加資格の制限の有無 h. 福島県次世代育成支援企業認証の取得の有無 i. 障がい者の法定雇用義務の遵守の有無 j. 建設業新分野進出企業認定又は優良企業表彰の有無 k. 除雪、維持補修業務（災害対応を含む）の実績の有無 l. 常用雇用した新卒者の有無

	m.保護観察対象者等雇用の有無 n.健康経営優良事業所認定の有無
測量等（５種別）	1　審査基準日の直前２営業年度における取扱高の平均取扱高 2　審査基準日の直前事業年度終了日における測量等に従事する職員数 3　業務の経歴 4　資本金額 5　営業年数
製造 （工事に関するもの）	測量等に同じ

（４）工事の入札参加資格に係る客観的事項

客観的事項とは経営事項審査の審査事項を福島県の 18 工事種別に対応するように組み替えたもので、下表のとおりです。

区　分	審　査　項　目	経営事項審査との対応
1.経営規模	a.審査基準日の直前２年又は３年の各営業年度の工事種類別年間平均完成工事高	完成工事高を福島県の１８工事種別に組み替え（２年平均か３年平均かは経営事項審査と同じになる）
	b.審査基準日の直前の営業年度終了日の決算（基準決算）における自己資本の額又は基準決算及び基準決算の前期決算における自己資本の額の平均額	自己資本額及び利払前税引前償却前利益の評点（X2）を使用
	c.基準決算と前基準決算の利払前税引前償却前利益の２期平均額	
2.経営状況	a.純支払利息比率 b.負債回転期間 c.売上高経常利益率 d.総資本売上総利益率 e.自己資本対固定資産比率 f.自己資本比率 g.営業キャッシュフロー h.利益余剰金	経営状況の評点（Y）を使用
3.技術力	a.基準決算の営業年度終了日における工事種類別技術者数	技術者数を福島県の１８の工事種別に組み替え（２年

3. 技術力	b. 審査基準日の直前２年又は３年の各営業年度の工事種類別年間平均元請完成工事高	平均か３年平均かは経営事項審査と同じになる）
4. その他の審査項目（社会性等）	a. 労働福祉の状況 b. 建設業の営業年数 c. 防災活動への貢献の状況 d. 法令遵守の状況 e. 建設業の経理に関する状況 f. 研究開発の状況 g. 建設機械の保有状況 h. 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 i. 若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 j. 知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組の状況	その他の評価項目（社会性等）の評点（W）を使用

（５）工事の入札参加資格に係る主観的事項

福島県が独自に設定している事項で、下記項目の点数の合計が主観点になります。工事における主観的事項は、県内業者のみが対象です。

<table>
<tr><th>評価項目</th><th colspan="3">評　価　内　容</th><th colspan="2">主　観　点</th></tr>
<tr><td>1. 工事成績
※５業種のみ対象</td><td colspan="3">①基本受付の審査基準日の直前４年間の県発注工事の工事成績の平均点を算出
②工事成績点 65 を主観点 0 点とし、工事成績点が１点増減する毎に、主観点 20 点を増減</td><td colspan="2">《算出式》
（直前４年間の工事成績点の平均点－65 点）×20
（例）平均点が 80 点の場合
（80-65）×20＝300 点</td></tr>
<tr><td rowspan="9">2. 工事施工の状況
※５業種のみ対象</td><td rowspan="9">審査基準日の直前２（又は３）営業年度の下請発注比率により算出</td><td colspan="2">下請発注比率（%）</td><td>建築以外</td><td>建築</td></tr>
<tr><td colspan="2">50 以下</td><td>0 点</td><td>0 点</td></tr>
<tr><td colspan="2">51～60</td><td>－4 点</td><td>0 点</td></tr>
<tr><td colspan="2">61～70</td><td>－8 点</td><td>0 点</td></tr>
<tr><td colspan="2">71～80</td><td>－12 点</td><td>－4 点</td></tr>
<tr><td colspan="2">81～85</td><td>－16 点</td><td>－8 点</td></tr>
<tr><td colspan="2">86～90</td><td>－20 点</td><td>－12 点</td></tr>
<tr><td colspan="2">91～95</td><td>－40 点</td><td>－20 点</td></tr>
<tr><td colspan="2">96 以上</td><td>－40 点</td><td>－40 点</td></tr>
</table>

３．優良工事の有無	審査基準日の直前２年度間における優良工事の実績		
	(1)優良工事の表彰１件ごと（２件まで）		20 点
	(2)福島県優良工事表彰審査委員会の審査に合格した工事（表彰工事除く）を２か所以上施工の場合。ただし、優良工事表彰で付点された場合は付点なし		20 点
４．技術職員の数	基準決算の営業年度終了日における工事種類別技術者数		《算出式》 技術職員の数（10 人まで）×2 ※技術職員数は前記 (4) 3 の a の値とする。 （例）一般土木工事の技術職員の数が 8 人の場合 8×2＝16 点
５．建設業法に基づく処分の有無	審査基準日の直前２年間の監督処分歴（いずれも１件ごと）		
	指示処分		－10 点
	営業停止処分	30 日未満	－20 点
		30 日以上 90 日未満	－30 点
		90 日以上 180 日未満	－40 点
		180 日以上	－50 点
６．資格の認定の取消の有無	審査基準日の直前２年間の入札参加資格の取消歴		
	取消該当の工事種別		－50 点
	取消該当以外の工事種別		－25 点
７．入札参加資格制限の有無	審査基準日の直前２年間の入札参加資格制限歴（いずれも１件ごと）		
	資格制限期間	１月未満	－10 点
		１月以上２月未満	－20 点
		２月以上３月未満	－30 点
		３月以上６月未満	－40 点
		６月以上	－50 点
８．福島県次世代育成支援企業認証の取得の有無	審査基準日における「福島県次世代育成支援企業認証」の取得の有無		
	「働く女性応援中小企業認証」を取得		10 点
	「仕事と生活の調和推進企業認証」を取得		10 点

９．障がい者の法定雇用義務遵守の有無	審査基準日における障害者の雇用の有無	
	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する障害者の法定雇用義務がある場合は、当該義務を遵守している	10 点
	上記に該当しない場合で障害者を雇用	10 点
10．建設業新分野進出企業認定又は優良企業表彰の有無	審査基準日における福島県が定める建設業新分野進出企業認定、優良企業表彰の有無	
	「福島県建設業新分野進出企業認定事業」の認定を受けている	10 点
	「福島県建設業新分野進出優良企業表彰事業」の表彰を受けている	10 点
11. 除雪、維持補修業務（災害対応を含む）の有無	過去２年間（審査基準日の属する年度の前年度及び前々年度において福島県発注による県管理道路の除雪業務の実績又は県管理道路、河川、海岸の維持補修業務の実績（災害対応を含むもの。）がある (1)除雪業務 ①除雪業務委託 ②港湾・漁港維持管理業務委託 (2)維持補修業務 ①県単応急対策業務委託 ②道路維持補修業務委託 ③舗装維持修繕業務委託 ④河川維持管理業務委託 ⑤海岸維持管理業務委託 ⑥港湾・漁港維持管理業務委託 ※(2)①は農林水産部所管、それ以外は土木部所管	10 点
12．常用雇用した新卒者の有無	審査基準日の属する年度の３年度前の 4 月 1 日以降に、高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校又は公共職業能力開発施設及び職業訓練人が設置する認定高等職業訓練校の課程（在職者訓練を除く。）を卒業した者を常用雇用（契約期間の定めのない労働契約による雇用。いわゆる正式採用。）した場合。	《算出式》 新卒者の数（4 人まで）×5 （例）新卒者数 4 人の場合 4×5＝20 点

13. 保護観察対象者等雇用の有無 ※令和５・６年度新設	福島保護観察所の登録を受けた協力雇用主として、審査基準日の３年前の日が属する年度の４月１日以降に保護観察対象者等（更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第四十八条に規定する保護観察対象者又は同法第八十五条に規定する更生緊急保護の申出があった者をいう。）を雇用した場合。	《算出式》 保護観察対象者等の数 （4 人まで）×5 （例）保護観察対象者等の数 3 人の場合 3×5＝15 点
14. 健康経営優良事業所認定の有無	審査基準日における福島県が定める「ふくしま健康経営優良事業所」の認定を受けている	10 点

※　表中の「１.工事成績」及び「２.工事施工の状況」における５業種とは、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気設備工事、暖冷房衛生設備工事をいう。

（６）総合点の調整

下記の項目について総合点の調整を行います。

項　　目	内　　容	算定方法
合併特例措置	合併等により総合点の調整の適用を受けた場合には、格付等級を本来の等級よりも１等級上位に格付する。ただし、合併等の結果、合併前より上位の格付等級又はＡランクに格付けされた場合は、特例措置の対象としない。	該当する申請者毎に調整点数を算定
ランクの調整	前回名簿（令和５・６年度）において各種別毎にＣ又はＤランクの者及び新規申請者については、**Ｂランクを上限とするように点数の調整を行う。** ※新規申請者とは、令和５・６年度名簿に登録されていない者をいう。	同　　上

Ⅱ　工事等入札参加資格審査申請の手続き

1　申請及び審査の流れ

① 審査時期等の確認

・審査時期等の詳細を本手引きにより確認します。

② 審査日時の予約

・予約票の様式をホームページよりダウンロードします。

・返信先を記載した返信用封筒（定型内）を同封の上、受付担当機関に郵送又は電子メールで送信します。

（郵送のみ受付の機関もありますので予約票を確認ください）

・封筒余白に、朱書きで「入札参加資格審査申請予約」と記載する。なお、添書、送付文等は不要です。

（電子メールの場合は件名を「申請予約【会社名】」と入力）

・返信用封筒には、110 円切手を貼付します。

・予約票は、提出締切日当日の消印有効とします。

③ 審査日時の確認

・予約票の返信により審査日時場所などを確認します。

・予約票がしばらく経っても返信されない場合は、受付担当機関に確認願います。

④ 申請書類の作成

・申請様式をホームページよりダウンロードの上、申請書類を作成します。

⑤ 審　　査

・指定された審査日時に書類を持参し、申請を行います。

（※書面審査の場合は書留又はレターパックにより指定期日必着で郵送します。）

⑥ 登　　録

・本社の代表者あてに、工事等請負有資格業者名簿登録通知書が送付されます。

・資格有効期間の開始日から、福島県で実施する建設工事等の入札に参加することができます。

２　お問い合わせ先及び審査担当機関（受付機関）

審査担当機関は下表のとおりです。お問い合わせは、各担当機関へお願いします。

主たる営業所（本店等）が所在する地域等	審査担当機関（受付機関）	所在地・連絡先
福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡	県北建設事務所 行政課	〒960－8670 福島市杉妻町 2－16 福島県庁北庁舎 6F 電話番号 024-521-2498
郡山市、須賀川市、田村市、田村郡、岩瀬郡、石川郡	県中建設事務所 行政課	〒963－8540 郡山市麓山 1－1－1 電話番号 024-935-1329
白河市、西白河郡、東白川郡	県南建設事務所 行政課	〒961－0971 白河市字昭和町 269 電話番号 0248-23-1616
会津若松市、河沼郡、大沼郡	会津若松建設事務所 行政課	〒965－8501 会津若松市追手町 7－5 電話番号 0242-29-5414
喜多方市、耶麻郡	喜多方建設事務所 行政課	〒966－0901 喜多方市松山町鳥見山字下天神 6－3 電話番号 0241-24-5713
南会津郡	南会津建設事務所 総務課	〒967－0004 南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277－1 電話番号 0241-62-5306
相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡	相双建設事務所 行政課	〒975－0031 南相馬市原町区錦町 1－30 電話番号 0244-26-1212
いわき市	いわき建設事務所 行政課	〒970－8026 いわき市平字梅本 15 電話番号 0246-24-6109
福島県外、経常建設共同企業体	総務部 入札監理課	〒960－8670 福島市杉妻町 2－16 福島県庁本庁舎 1F 電話番号 024-521-7899

３　受付等のスケジュール

（１）単体企業の場合

<table>
<tr><th rowspan="3">受付
区分</th><th>予　約　期　間</th><th rowspan="3">入札参加資格
の有効期間</th></tr>
<tr><th>審査基準日</th></tr>
<tr><th>審　査　期　間</th></tr>
<tr><td rowspan="3">基　本</td><td>【県内業者】
令和６年７月 19 日～8 月 23 日（消印有効）
【県外業者】
令和６年７月 19 日～9 月 13 日（消印有効）</td><td rowspan="3">令和７年４月１日
～
令和９年３月 31 日</td></tr>
<tr><td>令和６年７月１日</td></tr>
<tr><td>【県内業者】
令和６年９月２日～10 月 31 日
【県外業者】
令和６年 10 月１日～11 月 29 日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第１回
追　加</td><td>令和７年４月２５日～５月２３日（消印有効）</td><td rowspan="3">認定日
～
令和９年３月 31 日</td></tr>
<tr><td>令和７年１月１日</td></tr>
<tr><td>令和７年６月２日～6 月 30 日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第２回
追　加</td><td>令和７年１１月２５日～１２月２２日（消印有効）</td><td rowspan="3">認定日
～
令和９年３月 31 日</td></tr>
<tr><td>令和７年７月１日</td></tr>
<tr><td>令和８年１月５日～1 月３０日</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第３回
追　加</td><td>令和８年４月下旬予定</td><td rowspan="3">認定日
～
令和９年３月 31 日</td></tr>
<tr><td>令和８年１月１日</td></tr>
<tr><td>令和８年６月３日～6 月 28 日</td></tr>
</table>

（２）経常建設共同企業体の場合

県では、平成 19 年３月より、同一工事種別内で経常建設共同企業体の登録と、その共同企業体の構成員の単体登録を同時に行うことは認めておりません。

様式等、詳しくは、受付実施機関である入札監理課へお問い合わせください。

<table>
<tr><th rowspan="3">受付
区分</th><th>予　約　期　間</th><th rowspan="3">入札参加資格
の有効期間</th></tr>
<tr><th>審査基準日</th></tr>
<tr><th>審　査　期　間</th></tr>
<tr><td rowspan="3">基　本</td><td>令和６年７月 19 日～令和７年２月 22 日（消印有効）</td><td rowspan="4">令和７年４月１日
～
令和９年３月 31 日</td></tr>
<tr><td>令和６年７月１日</td></tr>
<tr><td>令和７年３月１日～令和７年３月 15 日</td></tr>
<tr><td>追　加</td><td>単体企業に同じ</td></tr>
</table>

４　審査日程の予約

（１）事前予約による審査

事前に審査の予約をしていただき、審査方法及び申請書類提出時期を指定します。対面審査となった場合、指定を受けた日時に書類を持参の上、対面による審査を受けます。

審査業務の状況により、申請者によっては持参提出及び対面審査に代えて郵送及び書面審査とすることがあります。この場合、提出期日を指定しますので、一般書留、簡易書留又はレターパックのいずれかの方法により指定を受けた期日必着となるように郵送してください。

予約をしなかった場合は申請を受付けない場合があります。また、書面審査の指定をした場合を除き、郵送による申請書類の提出は受け付けませんので御注意ください。

（２）審査日の予約方法

①　審査日の予約受付開始後、福島県総務部入札監理課ホームページ（以下「ホームページ」）から**「福島県入札参加資格審査申請予約票」**（以下**「予約票」**）をダウンロードし、内容を記載します。

②　該当する審査担当機関（受付機関）に、返信用封筒（定形内）を同封の上、予約受付期間内に予約票を郵送又は電子メールで送信します。（ファックス及び電話での予約不可）

・返信用封筒に返信先を記入し、110 円切手を貼付してください。また、返信先の宛名にはあらかじめ「様」や「御中」の敬称を付してください。

※郵送のみ受付する機関もありますので予約票を確認してください。

・郵送の際は、封筒余白に朱書で「入札参加資格審査申請予約」と御記載ください。

※電子メールでの送信の際は、件名に「申請予約【会社名】」と御入力ください。

・予約票は、提出締切日当日の消印有効とします。

・予約票の提出期限が近づくほど、日時の調整が困難となりますので、お早目の提出に御協力願います。

※予約受付期間（消印有効）外に提出された予約票は、原則として無効とします。

※相双建設事務所管内の方で、経営事項審査を同時に申請しない場合は、入札監理課による審査も可能です。御希望の場合は予約票を入札監理課へ郵送願います。

・「建設工事」「測量等」「製造」のうち複数の区分を申し込む場合、また、福島県内の方が経営事項審査と入札参加資格を同時に申請する場合でも、予約票は 1 通のみで結構です。

③　審査担当機関（受付機関）が予約状況等を考慮の上、審査日時及び審査会場を記載して予約票を送付しますので、審査方法、審査日時・提出期限及び会場を確認してください。

なお、予約日時に審査を受けることができなくなった等の場合には、すみやかに審査担当機関（受付機関）に御連絡の上、審査日時の変更等を行ってください。

返信されない場合は、郵便事故等の可能性もございますので、お手数ですが送付先にご連絡ください。

（３）予約票の記入

福島県入札参加資格審査申請予約票

★申請者は太枠の中のみ記入し、審査担当機関に、返信用封筒（定型内）を同封の上郵送、又は、電子メールにて送信してください。（添書、送付文等は不要です。）
なお郵送の場合、返信用封筒には返信先を記載の上、110円切手を必ず貼付してください。
また、電子メールでの提出は受け付けられない機関もありますので、次頁を確認してください。
★郵送の際は、封筒余白に、朱書きで「入札参加資格審査日程予約」と御記載ください。
★電子メールでの送信の際は、件名に「申請予約【会社名】」と御入力ください。
★審査日は、この用紙を用いて、返信用封筒にて送付又はメールにて送信させていただきます。

申請者	審査担当機関 いずれか１つにチェックをしてください。
商号・屋号	
代表者名	
担当部署名	
担当者名	
担当者電話番号 （　　）　　－	
担当者ＦＡＸ番号 （　　）　　－	
電子メールアドレス	

行政書士が手続きを代行する場合や、本社以外の営業所が申請手続きを担当する場合は、実際に申請事務を担当する方に関して記入

□	会津建設事務所	電話(0241)-62-5306
□	相双建設事務所	電話(0244)-26-1212
□	いわき建設事務所	電話(0246)-24-6109
□	総務部入札監理課	電話(024)-521-7899

１，審査日について、都合の悪い日や曜日等があれば記入願います。
（　　）

２，決算月日：　　月　　日

３，審査を希望する項目（建築工事及び測量等については発注種別もチェックをしてください。）

□建築工事【建設業許可番号　大臣・知事（　－　）第　　号】
（経営事項審査結果通知書の審査基準日が R6.7.1～R7.6.30 のものに限る）

□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□
一般土木	舗装	建築	電気設備	暖冷房衛生	鋼橋上部	PC橋上部	しゅんせつ	塗装	法面処理	上・下水道	清掃施設	消雪	機械設備	通信設備	造園	さく井	グラウト	地上測量	航空測量	調査	土木設計	建築設計

□測量・調査・設計

□製造

福島県知事許可業者で経営事項審査もあわせて受けたい方は、こちらもチェックをして、その概要を御記入ください。

□経営事項審査同時申請　・職員数　　約　　人・経審申請業種数　　業種

【審査会場】
上に✓を受けたら対面審査
下に✓を受けたら書面審査

入札参加資格申請者　各位
□　次のとおり審査日を定めましたので、ご出席ください。（申請書類持参）
□　次のとおり提出期日を定めましたので、期日までにご提出ください。（書留又はレターパックで郵送必着）

記入しないでください。
審査担当機関が記入します。

【審査日時又は申請書等提出期日】
月　　日
AM・PM　　時　　分頃　　から　・　まで

５　申請書類の作成及び提出

（１）申請書様式の取得方法

①　福島県入札監理課ホームページからダウンロードできます。

【掲載場所】

福島県ホームページ（右上「組織でさがす」をクリック）　＞ 入札監理課（ページ下「各業務のページ」をクリック）　＞ 工事等入札参加資格の申請

URL：http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-84.html

②　インターネットを利用できる環境がない方には、各建設事務所及び県庁入札監理課で用紙を配付します。郵送を御希望の方は、県庁入札監理課へお申し込みください。

【郵送を御希望の場合】

封筒の表に、申請区別（「工事」「測量等」「製造」の別）と、「入札参加資格申請用紙請求」と朱書きの上、宛先の記入と 270 円分の切手を貼った「返信用封筒（Ａ４サイズの書類が入る定形外封筒）」を同封してお申し込みください。

なお、１度に２つ以上の区分の申請書を御希望の場合は、必要な切手の額が変わりますので、あらかじめ御連絡願います。

（２）申請書類の作成等

①　提出書類及び部数については必要書類一覧で確認してください。

②　各様式については、記載例及び記入上の注意を参照の上、作成してください。

③　作成様式以外の書類についても準備、取得をしてください。

④　必要書類一覧の注意事項に沿って、申請者名を記載したＡ４判紙製ファイルに、前から一覧表の順番になるように、書類を綴じ、一部はクリップ留めしてください。

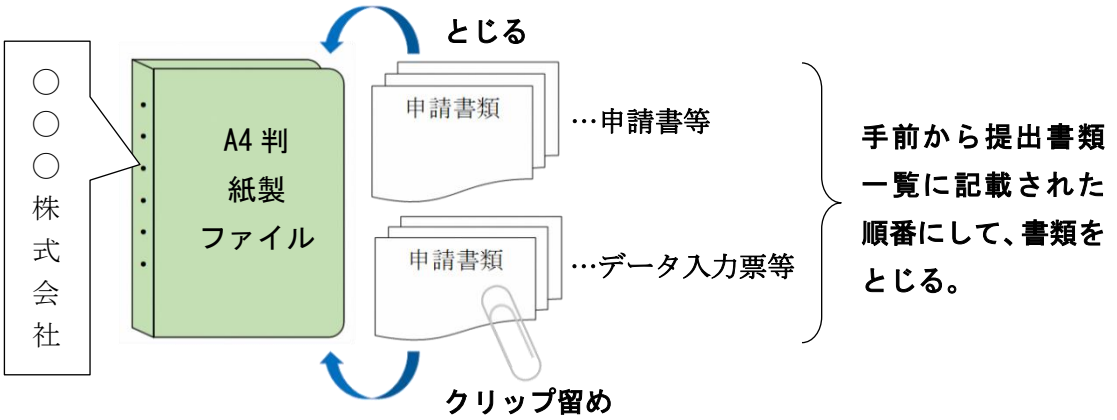

（３）申請書類の提出

① 対面審査の場合は、審査担当機関から指定を受けた日時に申請書類を綴じたファイルを審査担当機関（審査会場）へ持参し、ファイルごと提出のうえ対面により審査を受けます。

② 書面審査の指定を受けた場合は、封筒の表に「建設工事等入札参加資格申請書」と朱書きの上、ファイルごと**一般書留、簡易書留又はレターパック**で郵送により、指定期日までに提出してください（**指定期日必着**）。

※ 申請書類に虚偽の記載をして提出した場合には、登録の拒否または登録を取り消される場合があります。

※ 審査が終了したものについては、審査事項に関する事後の訂正は一切認められませんので、申請にあたっては事前に十分に検討・確認してください。

（４）申請後に申請書類記載事項に変更があった場合

申請書類の提出後に代表者の変更や営業所の所在地の変更等があった場合は、入札参加資格の登録前であっても、変更届及び変更事項の確認書類を提出してください。

変更届の提出が必要な場合及び必要な確認書類については、「Ⅳ１入札参加資格登録事項に変更があった場合」を参照してください。

入札参加資格が認定される場合は、登録内容を変更後の内容に修正して入札参加資格の登録を行います。

ただし、変更届の提出の時期によっては、登録通知書に変更内容が反映されない場合もありますので、御留意ください。

６ 登録通知及び公表

（１）登録通知書

・資格審査の結果、入札参加資格の認定がされた方には、通知書を送付します。
・通知書には、資格の認定と格付け（総合点等）が記載されています。
・通知書の送付については、本社の代表者あてに送付しますので、委任先がある場合は、会社内での連絡をお願いします。
・登録通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

（２）登録の公表

登録結果（有資格業者名簿）について、福島県入札監理課ホームページに掲載します。

（３）有資格業者名簿の確認のお願い

登録内容の確認に細心の注意を払っておりますが、行き届かない場合があります。

福島県入札監理課ホームページに新しい名簿を掲載しますので御確認頂き、登録内容に誤りがあった場合は、速やかに申請窓口に御連絡をお願いします。

＊　財第　****　号
令和○年○月○日

【登録通知書見本（工事・測量等）】

960 － 8970
福島県福島市杉妻町２－１６

福島建設（株）

代表取締役

福島　太郎　　様

福島県総務部

入札監理課長

名簿登録欄
工　事：登録種別に格付等級「Ａ」～「Ｄ」
測量等：登録された種別に「○」

総合点（工事のみ）
県内業者 … 客観点と主観点の和
県外業者 … 客観点のみ

令和○･○年度 工事等請負有資格業者名簿登録通知書

このことについては、次のとおり登録されました。

記

発注種別	名簿登録	総合点	客観点	主観点
一般土木工事	A	1630	1200	430
舗装工事	B	862	632	230
建築工事	A	948	748	200
電気設備工事	—			
暖冷房衛生設備工事	—			
鋼橋上部工事	—			
ＰＣ橋上部工事	B	668	789	-121
しゅんせつ工事	—			
塗装工事	—			
法面処理工事	—			
上・下水道工事	—			
清掃施設工事	—			
消雪工事	—			
機械設備工事	C	661	631	30
通信設備工事	—			
造園工事				
さく井工事				
グラウト工事				
地上測量				
航空測量	—			
調査	○			
土木設計	—			
建築設計	○			

総合点の調整
合併特例措置に伴う調整及びＡランクへの制限（Ｂランク上限）の調整は、主観点に含まれています。

有資格者コード（建設工事）：100******
有資格者コード（コンサル）：300******

なお、記載内容については、裏面を参照してください。

【登録通知書見本（製造）】　＊ 財　第＊＊＊＊号

令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

960-8970
福島県福島市杉妻町 2-16
（株）杉妻製作所
代表取締役社長　杉妻　一郎　様

福島県総務部
入札監理課長

令和○・○年度工事等請負有資格業者名簿登録通知書

このことについては、次のとおり登録されました。

登録種別　製造

品目	○○○、・・・

７　その他

（１）資格登録内容の変更について

有効期間中に代表者の変更等、登録内容に変更があった場合は、速やかに所定の変更届に変更事項を証する必要書類を添付の上、御提出願います（「Ⅳ　その他　１　入札参加資格登録事項に変更があった場合」を参照）。

（２）入札参加資格制限（指名停止）該当案件の報告等について

登録を受けた方は、法令違反による処分並びに県発注工事等以外の工事関係者事故及び公衆損害事故等、入札参加資格制限（指名停止）措置要件に該当する事実があった場合には、速やかに入札監理課に報告を行ってください。

特に、暴力団等による不当要求や介入行為等を受けた場合には、発注者への報告、及び警察署への届出を行ってください。この報告を怠った場合には入札参加資格制限（指名停止）措置の対象となりますので十分に御留意願います。

（３）経常建設共同企業体の受付について

同一業種における経常建設共同企業体と当該企業体の構成員である単体企業との同時登録はできません。経常建設共同企業体の登録を希望する場合は、単体登録の取下げが条件となりますので御注意ください。

（４）電子入札・電子閲覧について

工事等に係る県発注の競争入札については、原則として電子閲覧を実施しております。また、農林水産部、土木部及び県警本部等発注の競争入札については電子入札により実施しており、順次対象部局を追加しておりますので、入札参加資格申請の準備とともに、電子閲覧・電子入札の利用の準備もお願いします。

なお、電子入札システムの利用者登録に当たっては、別紙「電子入札用の業者番号等について」又は福島県入札監理課ホームページを御参照ください。

【掲載場所】

福島県ホームページ（右上「組織でさがす」をクリック）＞入札監理課（ページ下「各業務のページ」をクリック）＞福島県電子入札システム（工事等）

URL：http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html

変更前の代表者や受任者名義のＩＣカードを使用した入札は無効になりますのでご注意ください。

Ⅲ　申請書類の作成方法等

１　建設工事に県内業者が申請する場合

【建設工事（県内業者）の書類提出一覧】

No.	様　式	書　　類　　名	提　出 部　数
1	第１号	建設工事等入札参加資格審査申請書（申請書裏面様式含む）	2
2		経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し及びその申請書の控え（副本）の写し ※通知書を申請中の場合については、総合評定値請求書類の写し	1
3	第１号 の２	社会保険加入状況申告書《該当者のみ》 ※経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書により、社会保険に加入していることが確認できない場合に提出（加入義務がない場合を含む。）	1
4		建設業許可通知書等の写し	1
5	第２号 その１	工事経歴書	1
6	別紙	完成工事高集計表	1
7	別紙	対応表　No.１【平均完成工事高】 対応表　No.２【平均元請完成工事高】	2
8		損益計算書・完成工事原価報告書の写し ※建設業法第１１条の規定に基づく事業年度終了後、許可行政庁に提出する書類によるもの（建設業法第１６号様式） ※経営事項審査の完成工事高の選択に合わせて過去２年間又は３年間分	提示 のみ
9	第３号 その１	技術者経歴書※審査基準日の直前営業年度末現在	1
１０		障害者雇用状況報告書の写し《該当者のみ》 ※雇用義務がない場合は、次の確認書類を提示のみ ①障がいを証明するものの写し 例：身体障害者手帳、療育手帳 ②常勤性を確認できるものの写し 例：健康保険証、厚生年金被保険者標準報酬決定通知書又は賃金台帳等	1 （雇用義務がない場合は提示のみ）

１１		過去２年間の県発注の除雪業務又は維持補修業務委託の契約書の写し《該当者のみ》	1
１２	第５号	新卒者雇用申告書《該当者のみ》	1
１３		保護観察対象者等の雇用に関する証明書《該当者のみ》	1
１４	第４号 その１	営業所及び委任関係一覧表《該当者のみ》	2
１５	（別紙）	委任状兼使用印鑑届《該当者のみ》	2
１６		法人（個人）県民税、事業税及び自動車税の納税証明書（写し可）	1
１７		消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）	1
１８	別紙	建設工事データ入力票　No.１　※鉛筆書き 建設工事データ入力票　No.２　※鉛筆書き 建設工事データ入力票　受任者《該当者のみ》　※鉛筆書き	1
１９	別紙	施工実績表《該当者のみ》 ※建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の公共工事及び民間工事のうち、平成２１年以降に元請として施工した工種ごとに２件以内の実績について記入してください。 ※該当がない場合は、提出不要。	1
２０		法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトＨＰ（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）画面の写し ※国税庁法人番号公表サイト画面の写しについては、「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されていること。	

提出にあたっての注意事項

○１～７、９～１７は、番号順にＡ４判ファイル（紙製に限る。色の指定なし。）に綴り、背表紙には申請者名を記入すること。ただし、３、１０～１５及び１９については、該当がある場合のみ提出すること。
○１８、１９及び２部提出する書類のうち１部は、綴じずにクリップでまとめて別にすること。
○１８データ入力票は鉛筆書きとすること。
○書面審査の指定を受けた者は、上記によりまとめた書類一式を封筒に入れ、封筒に「工事等入札参加資格審査申請書」と朱書きの上、一般書留、簡易書留又はレターパックにより指定期日必着で郵送すること。なお、提示となっている書類も同封すること。

○ 各様式の記載例及び記入上の注意を、十分に確認してください。
○ 受付した申請書の控え等を御希望の場合は、受付印を押印する書類等を、申請者において御用意願います。（書面審査の場合は返信用封筒も御用意願います。）

（１）工事入札参加資格審査申請書（第１号様式）

第1号様式（第６関係）

受付番号

記　載　例

建設工事入札参加資格審査申請書

申請日を記入

令和　6　年　9　月　2　日

・商号又は名称及び代表者氏名に必ずふりがなをふる。
・作成担当者には、会社内部で申請書記載内容を熟知している者を記載
・行政書士作成の場合、その旨記載し、申請者の委任状を添付

福島県知事

審査基準日現在有効な許可番号及び年月日を記入

許可を受けている建設業	大臣 知事	許可	（特 － 4 ）第 1234 号 令和 4 年 2 月 12 日 許可
	大臣 知事	許可	（般 － 4 ）第 1234 号 令和 4 年 2 月 12 日 許可

郵便番号 960-8970
住所 福島県福島市杉妻町２番１６号
（ふりがな）ふくしまけんせつ
商号名称 福島建設株式会社
（ふりがな）ふくしま　たろう
代表者職・氏名 代表取締役　福島　太郎
作成担当者 福島　一朗
電話番号 024-521-7899

希望する工事種別	① 一般土木工事	② 舗装工事	3 建築工事	4 電気設備工事	5 暖冷房衛生設備工事	6 鋼橋上部工事
	7 PC橋上部工事	8 しゅんせつ工事	9 塗装工事	⑩ 法面処理工事	⑪ 上・下水道工事	12 清掃施設工事
	13 消雪工事	14 機械設備工事	15 通信設備工事	16 造園工事	17 さく井工事	18 グラウト工事

希望する工事種別の欄は、希望する工事種別の番号を○で囲む。（エクセルのプルダウンから選択も可）

て入札参

押印不要
（行政書士作成の場合は必要）

申請書裏面様式

※申請書の裏面に添付してください。

裏面に申請書裏面様式を添付し、必要事項を記載すること
※基本受付の際は、全員添付すること
※追加受付の際は、新規に県の入札参加資格を申請する者のみ添付すること
（既に県の資格を有しており、希望工種の追加申請を行う場合は、添付不要）

当社の状況については下記のとおりです。

申請日から過去３年間の状況について

該当あり	該当なし	
	○	工事を粗雑にし、それに起因して公衆に損害（全治1か月以上若しくは入院2週間以上又は物損額50万円以上の被害）を与えたことがある。
	○	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反により、代表者、役員又は従業員が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたことがある。
	○	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は審決等を受けたことがある。
	○	贈賄、公契約関係競売等妨害若しくは談合又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）違反の容疑により代表者、役員又は従業員が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴提起されたことがある。
	○	建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、監督官庁から許可取消処分を受けたことがある。
	○	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に違反し、監督官庁から許可取消処分を受けたことがある。
	○	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその関係者が経営に関与している又は業務に関し暴力団若しくはその関係者と連携したことがある。
	○	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全部又は一部に加入する義務があるが、いずれか１つ以上加入していないものがある。
	○	上記の他、業務に関する法令違反により、代表者、役員又は従業員が逮捕され又は公訴を提起されたことがある。

記載上の注意

1　全項目について「該当あり」「該当なし」の欄のいずれかに○を付けてください。
2　一箇所でも「該当あり」の欄に○が付いた方は、事実の発生日や事実の詳しい内容が分かる書類を提出してください。
（任意の様式で可。なお監督官庁等から処分等を受けている場合は、その通知等の写しを添付してください。）
3　事実の内容に応じて入札参加資格制限を行うことがあります。

記入上の注意

１．申請年月日を記入すること。

２．建設業の許可番号及び年月日は、審査基準日現在に有効な許可番号及び年月日を記入すること。

３．希望する工事種別の欄は、希望する工事種別の番号を○で囲むこと。

４．作成担当者は、会社内部で申請書記載内容を熟知している者の氏名を記載すること。なお、行政書士が作成した場合は、その旨を記載し、申請者の委任状を添付すること。

５．商号又は名称及び代表者氏名には必ずふりがなをふること。

６．裏面に申請書裏面様式を添付し、必要事項を記載すること。

①　全項目について「該当あり」「該当なし」の欄のいずれかに○を付けること。

②　裏面様式の一箇所でも「該当あり」の欄に○が付いた方は、事実の発生日や事実の詳しい内容が分かる書類を提出すること。

（任意の様式で可。なお監督官庁等から処分等を受けている場合は、その通知等の写しを添付してください。）

③　事実の内容に応じて入札参加資格制限を行うことがあります。

※基本受付の際は、全員添付すること。

※追加受付の際は、新規に県の入札参加資格を申請する者のみ添付すること。

（既に県の資格を有しており、希望工種の追加申請を行う場合は、添付不要。）

７．主たる営業所または従たる営業所の所在地が、平成 23 年 3 月 11 日時点で東日本大震災における警戒区域等（警戒区域、計画的避難区域及び緊急避時難準備区域を指す。）にあり、現在警戒区域等から避難して営業している企業で、入札参加資格認定の通知書の送付先や連絡先が、申請書に記載した住所または電話番号と異なる場合は、次の別紙に記入してください。

別紙

主たる営業所または従たる営業所の所在地が、平成23年3月11日時点で東日本大震災における警戒区域等（警戒区域、計画的避難区域及び緊急避時難準備区域を指す。）にあり、現在警戒区域等から避難して営業している企業で、入札参加資格認定の通知書の送付先や連絡先が、申請書に記載した住所または電話番号と異なる場合は、下記に記入してください。

住所	〒
電話番号	

（２）社会保険加入状況報告書（第１号様式の２）

第1号様式の2（第6条関係）

記　載　例

社会保険加入状況申告書

営業所等の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号・事業所番号又は健康保険組合名（健康保険、年金保険）、労働保険番号（雇用保険）	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本社	15 人 （ 3 人）	**適用除外**	○	○	健康保険	**○○健康保険組合**
					厚生年金保険	□□××××××
					雇用保険	◇◇△△△△△△△
白河営業所	10 人 （ 1 人）	**適用除外**	○	○	健康保険	**○○健康保険組合**
					厚生年金保険	××××××××
					雇用保険	△△△△△△△△△
	人 （ 人）				健康保険	
	人 （ 人）					

保険加入の有無について
- 届出済みである　→　「○」
- 届出していない　→　「×」
- 適用除外である　→　「適用除外」

- 法人の場合はその役員、個人の場合はその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載。
- （　）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載。

上記の内容に相違ありません。

令和6年9月2日

福島県知事

所在地　**福島県福島市杉妻町２番１６号**
商号又は名称　**福島建設株式会社**
代表者職・氏名　**代表取締役　福島　太郎**

押印不要

記載要領

１　「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事　する者を含む。）を記載すること。（　）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。

２　「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「○」を、行つていない場合は「×」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。

３　「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについ
ての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「○」を、行つていない場合は「×」を、従業員が４人以下である個人　事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。

４　「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「○」を、行つていない場合は「×」を、従業員が１人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。

５　「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

６　「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

７　「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第９条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

記載要領

1．本様式は、経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書により、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できない場合に提出する。(加入義務がない場合も含む。)

2．**「従業員数」**の欄は、法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含め**全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載**すること。

（　）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。

3．**「保険加入の有無」の「健康保険」の欄**については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は**「適用除外」**を記入すること。

ただし、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 34 条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。

4．**「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄**については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は**「適用除外」**を記入すること。

ただし、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。

5．**「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄**については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が１人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は**「適用除外」**を記入すること。

6．**「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄**については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては健康保険組合名）を記載すること。

ただし、健康保険法第 34 条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

7．**「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄**については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。

ただし、厚生年金保険法第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

８．**「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄**については、労働保険番号を記載すること。

ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第９条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

（３）工事経歴書（第２号様式その１（県内業者用））

第２号様式（第６関係）
その１（県内業者用）

記　載　例

工　事　経　歴　書

県の入札参加申請業種を記載

営業年度を記入

（工事種別　一般土木工事　）　　5.4　～　6.3

発注者名	工事名	工事場所のある都道府県	請負代金の額（千円） 元請の場合	下請の場合	着工年月	完成（予定）年月	公共・民間の別	
（土木一式工事）	許可業種に対応した建設工事の種類を記載				年　月	年　月	公	民
国土交通省東北地方整備局	国道４９号改良工事	福島県	320,588		5年 4月	6年 2月	公	民
福島県	福島空港用地造成工事	〃	147,938		5年 5月	5年 12月	公	民
	∫							
	その他		43,331					
	（公共元請　計）		511,857		年　月	年　月	公	民
○○工業（株）	○○工業（株）工場用地拡張工事	福島県	27,631		5年 7月	5年 12月	公	民
	∫				年　月	年　月	公	民
	その他		10,546		年　月	年　月	公	民
	（民間元請　計）		38,177		年　月	年　月	公	民
土木一式　計	550,034				年　月	年　月	公	民

記載する工事は、完成工事高の７割程度を１件ごとに記載し、残りは「その他」としてまとめてよい。

第２号様式（第６関係）
その１（県内業者用）

記　載　例

工　事　経　歴　書

県の入札参加申請業種を記載

営業年度を記入

（工事種別　一般土木工事　）　　5.4　～　6.3

発注者名	工事名	工事場所のある都道府県	請負代金の額（千円） 元請の場合	下請の場合	着工年月	完成（予定）年月	公共・民間の別	
（とび・土工）	許可業種に対応した建設工事の種類を記載				年　月	年　月	公	民
○○市	○○海水浴場整備工事	福島県	7,095		5年 6月	5年 7月	公	民
	∫				年　月	年　月	公	民
	その他		2,568		年　月	年　月	公	民
	（公共元請　計）		9,663		年　月	年　月	公	民
○○建設（株）	○○港防波堤工事	福島県		40,281	5年 12月	6年 3月	公	民
	∫				年　月	年　月	公	民
	その他			3,891	年　月	年　月	公	民
	（下請　計）			44,172	年　月	年　月	公	民
とび・土工・コンクリート　計	53,835					月	公	民
一般土木　合計	603,869					月	公	民

（内訳）
土木一式　計　　￥５５０，０３４
とび・土工・コンクリート　計　￥　５３，８３５

完成工事高集計表に工事種別毎の完成工事高、元請完成工事高、下請完成工事高等を転記すること

記入上の注意

１．希望する福島県の工事種別ごと（１８種別）に区分し、別葉に作成すること。

２．下請工事については、発注者名の欄に元請業者名、工事名の欄に下請工事名を記載すること。

３．経営事項審査の完成工事高の選択（２年平均又は３年平均）にあわせ、審査基準日の直前２年又は３年の各営業年度における完成工事（工事進行基準を採っている場合は未完成工事を含む。）について記入すること。

４．記載する工事は、完成工事高の７割程度を１件ごとに記載し、残りは「その他」としてまとめてよい。

５．金額は消費税抜きとする。

６．請負代金の額は、最終請負契約額を記入すること。

７．共同企業体として請け負った工事は、出資割合で計算した金額を記載すること。この場合、全体請負額をカッコ書きすること。

８．工事種別に対応する建設業法許可業種ごと（２９業種）に、公共元請工事、民間元請工事、下請工事、その他少額工事の順に各々小計を付して記載し、営業年度ごとに当該建設工事の完成工事高の合計を記載すること。

９．本用紙は、表面と裏面を両面印刷でＡ４判１枚として提出すること。
長辺綴じ（表面と裏面で、上下が逆になる）となるように作成すること。

○完成工事高集計表に工事経歴書の内容（工事種別毎の平均完成工事高・元請、下請完成工事高等）を転記すること。

※ 福島県指定様式以外での作成も認めるが、その場合は、指定の記載事項及び方法を満たしていること。（記載例については、次ページを参照）なお、経営事項審査等で使用した工事経歴書をそのまま使用する場合は、記載の工事１件毎に福島県の１８業種との対応及び公共元請、民間元請、下請（公共＋民間）の区分を明記し、それぞれの集計を記載すること。

既存の工事経歴書を使用する場合の例

様式第二号の二（第二条、第十九条の三関係）

Ａ：一般土木工事
Ｂ：PC橋上部工事

◎：公共元請
○：民間元請
△：下請

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　土木一式　工事

	注文者	元請又は下請の区別	工事名	工事場所のある都道府県名	配置技術者	請負代金の額	うち（ＰＣ）	着工年月 完成又は完成予定年月	
Ｂ	福島県	元請	橋梁整備工事	福島県	福島　太郎	132,553	132,553	令和　5年　4月 令和　6年　2月	◎
Ａ	△△市	〃	工業団地用地造成工事	〃	福島　一郎	48,621		令和　5年　8月 令和　5年　11月	◎
Ａ	○○不動産（株）	〃	住宅用地造成工事	〃	福島　次郎	33,974		令和　5年　12月 令和　6年　2月	○
Ａ	△△建設（株）	下請	マンション用地整備工事	〃	福島　三郎	12,657		令和　5年　9月 令和　5年　12月	△
					合　計	227,805			

（一般土木）	公共元請	４８，６２１
	民間元請	３３，９７４
	下請	１２，６５７
	計	９５，２５２
（PC橋上部）	公共元請	１３２，５５３
	民間元請	０
	下請	０
	計	１３２，５５３

工事経歴書に記載する余白がない場合には、福島県の１８種別の小計について、任意様式で別紙に作成すること。

（4）完成工事高集計表

※直近の完成工事高が「０」の者は申請できません。

記 載 例 ２年平均の場合

完　成　工　事　高　集　計　表

工事経歴書から転記
（元請完成工事高は計算：公共元請＋民間元請完成工事高）

県の入札参加申請業種を記載

単位：千円

工事種別	営業年度	決算期	完成工事高	元請完成工事高	公共元請完成工事高	民間元請完成工事高	下請完成工事高
一般土木工事	直　近	5　年度	603,869	559,697	521,520	38,177	44,172
	２年前	4　年度	548,023	482,459	456,891	25,568	65,564
	３年前	年度					
	直前２年間（３年間）の平均完成工事高		575,946	521,078	489,205	31,872	54,868
建築工事	直　近	5　年度	135,459	103,195	46,465	56,730	32,264
	２年前	4　年度	131,919	119,128	54,561	64,567	12,791
	３年前	年度					
	直前２年間（３年間）の平均完成工事高		133,689	111,161	50,513	60,648	22,527
法面処理工事	[illegible]	[illegible]　年度	22,191	18,624	12,367	6,257	3,567
	[illegible]	50　年度	17,584	14,793	9,381	5,412	2,791
	３年前	年度					
	直前２年間（３年間）の平均完成工事高		19,887	16,708	10,874	5,834	3,179

千円未満の端数は切捨て

※千円未満端数切り捨て

記入上の注意

１．各営業年度の工事経歴書から、福島県の工事種別毎に完成工事高、元請完成工事高などを転記すること。

２．経営事項審査の完成工事高の選択（２年平均又は３年平均）に合わせて記入すること。

３．平均完成工事高欄は、各決算期の金額を縦に集計して算出するものとする。なお、千円未満の端数については、切り捨てとする。
（端数処理により各決算期の横の計算が合わなくても良いものとする。）

４．直近の営業年度の完成工事高がない工事種別は、入札参加資格の申請ができません。

５．４種別以上申請する者は、２枚以上となるため両面印刷でＡ４判１枚として提出すること。
長辺綴じ（表面と裏面で、上下が逆になる）となるように作成すること。

○各工事種別の直前２年間（３年間）の平均完成工事高をデータ入力票 No2 へ転記すること。
○対応表の申込種別の縦欄合計と本様式の平均完成工事高が一致しているか確認すること。

（５）対応表No.1【平均完成工事高】

○対応表 No.1 【平均完成工事高】

（経営事項審査申請業種と入札参加申込種別）

福島県の１８工事種別

会社名：福島建設株式会社

記　載　例

単位：千円

経営事項審査業種 ＼ 入札参加申込種別	一般土木	舗装	建築	電気設備	暖冷房	鋼橋上部	PC橋上部	しゅんせつ	塗装	法面処理	上水・下道	清掃施設	消雪	機械設備	通信設備	造園	さく井	グラウト	その他	合計
土木一式	512,394						0													512,394
プレストレストコンクリート																				0
建築一式			104,231																	104,231
大工																				0
左官																				0
とび・土工	63,552									19,887										83,439
法面処理										19,887										19,887
石																				0
屋根																				0
電気																				0
管																				0
タイル・れんが・ブロック																				0
鋼構造物			29,458			0														29,458
鋼橋上部																				0
鉄筋																				0
舗装																				0
しゅんせつ																				0
板金																				0
ガラス																				0
塗装																				0
防水																				0
内装仕上																				0
機械器具設置																				0
熱絶縁																				0
電気通信																				0
造園																				0
さく井																				0
建具																				0
水道施設																				0
消防施設																				0
清掃施設																				0
解体																				0
その他																				0
合計	575,946	0	133,689	0	0	0	0	0	0	19,887	0	0	0	0	0	0	0	0	0	729,522

建設業の29業種

経営事項審査の結果通知書の平均完成工事高以内の金額となります。

完成工事高集計表の平均完成工事高と一致します。

（6）対応表No.2【平均元請完成工事高】

○対応表　No.2【平均元請完成工事高】※平均完成工事高のうち平均元請完成工事高を記入します。
（経営事項審査申請業種と入札参加申込種別）

会社名：**福島建設株式会社**　**記　載　例**

単位：千円

経営事項審査業種 ＼ 入札参加申込種別	一般土木	舗装	建築	電気設備	暖冷房	鋼橋上部	PC橋上部	しゅんせつ	塗装	法面処理	上・下水道	清掃施設	消雪	機械設備	通信設備	造園	さく井	グラウト	その他	合計
土木一式							0													0
プレストレストコンクリート																				0
建築一式																				0
大工																				0
左官																				0
とび・土工										0										0
法面処理																				0
石																				0
屋根																				0
電気																				0
管																				0
タイル・れんが・ブロック																				0
鋼構造物																				0
鋼橋上部																				0
鉄筋																				0
舗装																				0
しゅんせつ																				0
板金																				0
ガラス																				0
塗装																				0
防水																				0
内装仕上																				0
機械器具設置																				0
熱絶縁																				0
電気通信																				0
造園																				0
さく井																				0
建具																				0
水道施設																				0
消防施設																				0
清掃施設																				0
解体																				0
その他																				0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

対応表No．１【平均完成工事高】と同様に
元請平均完成工事高について作成します。

（７）技術者経歴書（第３号様式（その１））

第３号様式（その１）

記　載　例

技　術　者　経　歴　書

県の入札参加申請業種を記載

（工事種別　一般土木工事　）　　R6.3.31　現在

職名	氏名	年齢	最終学校 学校名	最終学校 専攻学科	法令による免許等 名称	法令による免許等 取得年月日	実務経歴	経験年月数	技術者区分 1級	受講	基幹	2級	その他
工務課長	福島　太郎	60	大学	土木工学	一般土木施工管理技士	S58.10.1	31-○号国道改良工事現場代理人 30-△川河川改良工事現場代理人	38 年　6 月	○				
工務係長	福島　二郎	55	大学	〃	〃	S63.8.1	31-△川河川改良工事現場代理人 30-○○トンネル工事現場代理人	33 年　8 月	○	○			
								年　月					
								年　月					
								年　月					
								計	2	1	0	0	0
								合計	2	1	0	0	0

同一の技術者は２つの工事種別まで技術者として申請できる

希望工事種別に関するもののみ記載

審査基準日の直前営業年度末現在について作成

経営事項審査で申請した区分の欄に○印を記入

・審査対象年度に当該技術者が従事した工事のうち最大のものを１年に１件記載
・当該工事における工事名及びその者の地位を記載（事業主、代表者等は、職務内容でよい）

・「計」の欄には各ページの小計を記入
・最後のページに各ページの合計を記入

記入上の注意

１．申請する工事種別毎に作成し、審査基準日の直前営業年度末現在における技術者について記載すること。なお、申請する人数と同数の経歴書を提出すること。

２．原則として本様式により作成すること。ただし、工事種別の組み替えをせず、経営事項審査の技術者人数と同じく申請する場合に限り、指定外の様式でも可とする。

３．同一人が複数の工事種別の技術者要件を満たす場合は、２業種まで技術者として記載することができる。

※　経営事項審査で技術者として計上していない者や加点されている許可業種のうち、組み替えができない工事種別への技術者の記載はしないこと。

※　経営事項審査において内書きとして記載されている「プレストレストコンクリート」「法面処理」「鋼橋上部」については、技術者の数が、それぞれ「土木一式」、「とび・土工・コンクリート」、「鋼構造物」に含まれているので、これらの許可業種に基づいて申請する場合は、注意すること。

４．技術者経歴書には、建設業法第７条第２号イ、ロ、ハ又は第１５条第２号イ、ハに該当し、かつ常勤の職員のみ記載すること。（事業主、代表者等も含むことができる）。

５．「法令による免許等」欄は、希望する工事種別に関するもののみ記載すること。

６．「実務経歴」欄は、審査対象年度に当該技術者が従事した工事のうち最大のものを１年に１件記載するものとし、当該工事における工事名及びその者の地位を記載すること（事業主、代表者等は、職務内容でよい）。

７．「技術者区分」は経営事項審査で申請した１級、受講、監理補佐、基幹、２級、その他の区分の該当する欄に〇印を記入すること。計の欄には各ページの小計を記入、各工事種別の最終ページにその合計を記載すること。この合計をデータ入力票№.２に転記すること。

８．本用紙は、表面と裏面を両面印刷でＡ４判１枚として提出すること。
長辺綴じ（表面と裏面で、上下が逆になる）となるように作成すること。

（８）営業所及び委任関係一覧表（第４号様式その１（建設工事））

第４号様式その１（建設工事）

営業所及び委任関係一覧表

記　載　例

商号又は名称：**福島建設株式会社**

営業所				内部委任者		委任する工事種別	委任事項				委任区域（管内別）
名称	許可を受けた建設業 特定	許可を受けた建設業 一般	所在地等	職	氏名		見積入札	契約	代金請求受領	復代理人選任	
（本店） **本社**	**（土） （建） （と）**	**（筋） （園）**	**〒960-8670 福島市杉妻町２－１６ 024-521-7899**								
（営業所） **南会津営業所**	**（土） （建） （と）**	**（筋）**	**〒967-0004 南会津郡南会津町根小屋甲４２７７－１ 0241-62-5304**	**所長**	**田島　次郎**	**一般土木**	○	○	○	○	**会津若松 南会津**
郡山支店	**（土）**		**〒963-8876 郡山市麓山１－１－１ 024-935-1329**	**支店長**	**郡山　三郎**	**一般土木**	○	○	○	○	**県中**
計　**3** 箇所											

各建設事務所管内単位で記載

県の入札参加申請業種を記載

記入上の注意

１．委任先を設けない場合は、提出は不要である。

２．「営業所」の欄には、委任を受けた営業所のみを記載すること。

３．建設工事については、委任先とできるのは、**建設業法上の許可のある営業所等に限る。**

４．「許可を受けた建設業」欄は、許可を受けた建設業のうち特定、一般の別に当該営業所における許可業種を、下表略号で記入すること。

５．県内業者の場合、委任区域は各建設事務所管内単位を基本とし、１管内につき１箇所まで委任先を設置できる。ただし、本店の所在する管内には委任先を設けることはできない。

表：建設業許可業種の略号

土木工事業	土	管工事業	管	塗装工事業	塗	建具工事業	具
建築工事業	建	タイル・れんが・ブロック工事業	タ	防水工事業	防	水道施設工事業	水
大工工事業	大	鋼構造物工事業	鋼	内装仕上工事業	内	消防施設工事業	消
左官工事業	左	鉄筋工事業	筋	機械器具設置工事業	機	清掃施設工事業	清
とび・土工工事業	と	舗装工事業	舗	熱絶縁工事業	絶	解体工事業	解
石工事業	石	しゅんせつ工事業	しゅ	電気通信工事業	通		
屋根工事業	屋	板金工事業	板	造園工事業	園		
電気工事業	電	ガラス工事業	ガ	さく井工事業	井		

（9）委任状兼使用印鑑届

標準例

委任状兼使用印鑑届

記　載　例

福島県知事　様

申請日を記入

令和　6 年　9 月　2 日

押印省略可とする。押印する場合は契約時使用印鑑を押印すること。

代理人を置く営業所の所在地

福島県南会津郡南会津町根小屋甲4277-1

受 任 者

商号又は名称 **福島建設株式会社**

事　業　所　名 **南会津営業所**

代理人役職名 **所長**

代理人の氏名 **田島　次郎**

私は、上記の者を代理人と定め、貴職との間における下記に掲げる行為についての権限を委任するとともに、その行為に際して使用する印鑑についてお届けします。

主たる営業所の所在地

福島市杉妻町２番１６号

委 任 者

商号又は名称 **福島建設株式会社**

代表者役職名 **代表取締役**

代表者氏名 **福島　太郎**

記

委任事項

1．工事請負の入札及び見積もりの件

2．工事請負契約の締結の件

3．工事代金の請求及び受領の件

4．復代理人選任の件

5．その他工事施行に関する一切の件

委任する工事種別

一般土木工事

各建設事務所管内単位で記載

委任する管内

会津若松、南会津

【基本受付の場合】
令和７年４月１日～令和９年３月３１日
【追加受付の場合】
申請日～令和９年３月３１日

委任期間

令和○年○月○日　～　令和９年３月３１日

記入上の注意

１．委任状の様式は標準例にある項目を具備していれば、任意の様式で構いません。

２．委任する場合、見積入札・契約締結・代金請求受領の権限はすべて委任してください。

３．受任者と代表者の**押印は省略可能**です。なお、**押印をする場合は契約時使用印鑑を使用**してください。

４．建設工事、測量等の申請業種に関わる許可や登録が必要な場合は、委任先とできるのは、それらの許可や登録がある営業所等に限ります。

５．委任区域は、各建設事務所管内単位です。

６．日付、宛先等も漏れなく記載してください。

（10）新卒者雇用申告書

第５号様式

令和　6　年　9　月　2　日

新　卒　者　雇　用　申　告　書

記　載　例

住　　所 **福島県福島市杉妻町２番１６号**
商号又は名称 **福島建設株式会社**
代表者職・氏名 **代表取締役　福島　太郎**

下記のとおり新卒者を雇用していることを申告します。

記

1	氏名（フリガナ）	(フリガナ) **キタカタ　ケンザブロウ** **北方　建三郎**	生年月日	**平成13** 年　**4** 月　**5** 日
	卒業学校区分 （該当の□をチェック✓する）	□ 高等学校　□ 高等専門学校　☑ 大学・短期大学・大学院 □ 専修学校・職業訓練校		
	卒業年月日	令和　**4** 年　**3** 月　**10** 日		
	雇用年月日	令和　**4** 年　**4** 月　**1** 日		

卒業年月日は審査基準日の
３年前の年度の４月１日以降となる

2			生年月日	年　月　日
	卒業学校区分 （該当の□をチェック✓する）	□ 高等学校　□ 高等専門学校　□ 大学・短期大学・大学院 □ 専修学校・職業訓練校		
	卒業年月日	令和　年　月　日		
	雇用年月日	令和　年　月　日		

3	氏名（フリガナ）	(フリガナ)	生年月日	年　月　日
	卒業学校区分 （該当の□をチェック✓する）	□ 高等学校　□ 高等専門学校　□ 大学・短期大学・大学院 □ 専修学校・職業訓練校		
	卒業年月日	令和　年　月　日		
	雇用年月日	令和　年　月　日		

4	氏名（フリガナ）	(フリガナ)	生年月日	年　月　日
	卒業学校区分 （該当の□をチェック✓する）	□ 高等学校　□ 高等専門学校　□ 大学・短期大学・大学院 □ 専修学校・職業訓練校		
	卒業年月日	令和　年　月　日		
	雇用年月日	令和　年　月　日		

（添付書類）１　卒業証書又は卒業証明書の写し
２　雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等の写し

記入上の注意

１．申請年月日を記入すること。

２．新卒者とは、資格審査の審査基準日の３年前の年度の４月１日以降に学校教育法に規定する高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校又は職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設及び職業訓練人が設置する認定高等職業訓練校の課程（在職者訓練を除く。）を卒業した者とする。なお、採用前の職歴があっても可とする。

３．資格審査の審査基準日の３年前の年度の４月１日以降とは、令和７・８年度入札参加資格審査においては、次のとおりである。

（基　本　受　付）令和３年４月１日以降
（第１回追加受付）令和３年４月１日以降
（第２回追加受付）令和４年４月１日以降
（第３回追加受付）令和４年４月１日以降

４．有期雇用者（期間の定めのある雇用契約による雇用）、アルバイト、パートタイマー、日雇い又は派遣社員は記載しないこと。

５．卒業証書又は卒業証明書の写し及び雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等の写しを添付すること。

※　加点対象は４人まで。４人を超えた分の提出は不要です。

【令和 5・6 年度用】　**福島県建設工事データ入力票　No.1（県内業者用）**　※ すべて鉛筆で記入してください。

※H19以降、福島県の建設工事の入札参加資格に登録したことはありますか。　【 あり ・ なし ・ 不明 】

「あり」の場合は、有資格者コードを記入してください。（有資格者コードが分からない場合は、空欄のままで結構です。）　→ ※有資格者コード　1 0 0 6 6 6 6 6 6

※ 受付番号　0 0 3 1　（行政庁で記入しますので、記載不要です。）　0 1

H19以降の名簿登録状況について、いずれかに丸をつけること。
また、「あり」の場合は、「※有資格者コード欄」を記載すること。

① 法人番号　1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3

② 商号又は名称(カナ)　フ ク シ マ ケ ン セ ツ

「カブシキカイシャ」等の記載は省略すること。

③ 商号又は名称(漢字)　福 島 建 設 （ 株 ）

「（株）」「（有）」等組織の略号も記載します。この場合は、括弧も1文字として扱うこと。

④ 代表者職名　代 表 取 締 役

⑤ 代表者氏名(カナ)　フ ク シ マ　タ ロ ウ

⑥ 代表者氏名(漢字)　福 島　太 郎　←（姓と名の間は1文字あけてください。）

総務省が指定する地方公共団体コードにより、それぞれ記入すること。
総務省ホームページから検索すること。
（アドレス：http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html）

例：福島県福島市（072010）
　　都道府県コード　07　市町村コード　201
　　最後のコード0については、使用しません。

⑦ 住所(都道府県コード)　0 7　⑨住所(都道府県名)　福 島 県

⑧ 住所(市区町村コード)　2 0 1　⑩住所(市区町村名)　福 島 市　（郡名も記入してください）

⑪ 住所(大字～小字)　杉 妻 町

⑫ 住所(丁目、番地)　2 ― 1 6

⑬ 住所(建物名・部屋番号)　杉 妻 ビ ル 4 階

番地等については、ハイフンにより省略して記載すること。

建設業の許可を受けているものすべてを記入すること。

⑭ 郵便番号　9 6 0 - 8 6 7 0　⑮電話　0 2 4 ― 5 2 1 ― 7 8 9 9　⑯FAX　0 2 4 ― 5 2 1 ― 9 7 2 7　（電話、FAXには"ハイフン"を入れてください）

⑰ 建設業許可番号　0 7 - 0 0 1 2 3 4　⑱建設業許可業種

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
2	2			2						1												1						

（番号が桁数に足りない場合は、左から0を付記してください）　（1：一般、2：特定）

知事許可であれば「都道府県コード」、大臣許可であれば「00」を記入すること。
経営事項審査通知書の右上の許可番号を記載すること。

⑲ 申請する発注種別

土木	舗装	建築	電気	暖房	冷房	鋼橋	C橋	ゆん	塗装	法面	下水	上	清掃	消雪	機械	通信	造園	さく井	グラウ
1		1								1	1								

（1：今回申請する発注種別、2：既に登録済の発注種別）

記入上の注意

【各項目共通】

１．記入にはエンピツを使用し、訂正する場合は、きれいに消してからすること。

２．金額等の数字は右詰めで記入します。

例）5678

						5	6	7	8

３．括弧は、１文字として扱います。

例）（株）

(	株	)							

４．濁音・半濁音のある文字は、濁点も含めて１文字とします。
また、拗音（ゃゅょ等）については、１文字として扱います。

例）日本興業

ニ	ッ	ポ	ン	コ	ウ	ギ	ョ	ウ	

５．「データ入力票」の提出時の用紙サイズはＡ４判とします。

【各項目】

◯H19以降の福島県建設工事入札参加資格登録について、「あり」「なし」「不明」のいずれかに丸をつけてください。

◯上記が「あり」の場合は、有資格者コードを記入してください。
（有資格者コードが分からない場合は、空欄で結構です。）

◯「受付番号」の項目は記入しません。

①法人番号

・１３ケタの法人番号を記入します。
※国税庁法人番号公表サイト（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）から検索できます。
※登記事項証明書に記載の番号は１２ケタですので、記入に使用しないでください。

②商号又は名称（カナ）

・申請書から転記します（申請書と一致します）。「カブシキカイシャ」等は省略します。
・記入欄を超える文字は欄外に続けて記入してください。

③商号又は名称（漢字）、④代表者職名、⑤代表者氏名（カナ）、⑥代表者氏名（漢字）

・申請書から転記します（申請書と一致します）。
・記入欄を超える文字は欄外に続けて記入してください。
・商号又は名称の「株式会社」等は略号で記入します。
株式会社：（株）、有限会社：（有）、合名会社：（名）
合資会社：（資）、合同会社：（同）、社団法人：（社）
財団法人：（財）、一般社団法人：（一社）、一般財団法人：（一財）
公益社団法人：（公社）、公益財団法人：（公財）
・氏名は、姓と名の間を１マス空けてください。

⑦住所（都道府県コード）、⑧住所（市町村コード）

・総務省が指定の地方公共団体コードにより、それぞれ記入します。
・都道府県コード：地方公共団体コードの左から１～２ケタ
・市区町村コード：地方公共団体コードの左から３～５ケタ

例）福島県福島市　団 体 コ ー ド　０７２０１０
　　福島県　　都道府県コード　０７
　　福島市　　市区町村コード　２０１

※下１桁（最も右の数字）は使用しません。

※コードは別紙のコード表（指定都市はコード表末に掲載）で確認してください。

※総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html）でも確認できます。

⑨住所（都道府県名）、⑩住所（市区町村名）、⑪住所（大字～小字）、⑫住所（丁目、番地）、⑬住所（建物名・部屋番号）、⑭郵便番号

・申請書から転記します（申請書と一致します）。

・なお、住所は、資格の認定通知書等の送付先となります。

・⑩「住所（市町村名）」は、郡名も記載します。

・⑪「住所（丁目、番地）」は、番地等は「－」（ハイフン）を使い、省略して記載します。

例）１丁目２番３号　１－２－３

⑮電話、⑯FAX

・番号には「－」（ハイフン）をつけます。

・建設工事等の入札参加資格や入札・契約に関する連絡先になります。

⑰建設業許可番号

・経営事項審査の結果通知書から転記します。

・左側２ケタは、許可を受けた「都道府県コード」となります。大臣許可の場合は、「００」を記載してください。年号ではありませんのでご注意ください。

・右側６ケタは、右詰で記載してください。その際、許可番号が６ケタに満たない場合は、左から０を付記してください。

⑱建設業許可業種

・審査基準日現在で許可を受けている建設業について、記入します。

・一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を記入します。

※　建設業許可業種一覧

土木工事業	土
建築工事業	建
大工工事業	大
左官工事業	左
とび・土工工事業	と
石工事業	石
屋根工事業	屋
電気工事業	電
管工事業	管
タイル・れんが・ブロック工事業	タ

鋼構造物工事業	鋼
鉄筋工事業	筋
舗装工事業	舗
しゅんせつ工事業	しゅ
板金工事業	板
ガラス工事業	ガ
塗装工事業	塗
防水工事業	防
内装仕上工事業	内
機械器具設置工事業	機

熱絶縁工事業	絶
電気通信工事業	通
造園工事業	園
さく井工事業	井
建具工事業	具
水道施設工事業	水
消防施設工事業	消
清掃施設工事業	清
解体工事業	解

⑲申請する発注種別

・申請する種別について、「１」を記載します。基本受付の場合は必ず「１」となります。

・追加受付においては、基本受付又は前回追加受付により既に資格の登録を受けている場合は、その業種に「２」、今回追加受付に申請する業種に「１」を記入します。

【令和5･6年度用】 **福島県建設工事データ入力票　No.2 （県内業者用）**

※すべて鉛筆で記入してください。

申請者住所 ： 福島市杉妻町2－16 杉妻ビル12階
申請者名 ： 福島建設株式会社
代表者名 ： 福島 太郎

この部分のみゴム印等でも可。

完成工事高集計表、対応表から転記

技術者経歴書から

完成工事高等		① 平均完成工事高 (億 万 千円)	福島県内の平均完成工事高 ※県外業者のみ記入 (億 万 千円)	平均元請完成工事高 (億 万 千円)	基準決算末の技術職員数 1級 (人)	（講習受講） (人)	監理補佐 (人)	基幹 (人)	2級 (人)	その他 (人)
01	一般土木工事	576946		576946	5	4	1	1	2	1
02	舗装工事									
03	建築工事	136894		891544	5	3		0	3	1
04	電気設備工事									
05	暖冷房衛生設備工事									
06	鋼橋上部工事									
07	PC橋上部工事									
08	しゅんせつ工事									
09	塗装工事									
10	法面処理工事	198987		198887	0	0		0	0	0
11	上下水道工事	134645		134645	1	1		0	2	0
12	清掃施設工事									
13	消雪工事									
14	機械設備工事									
15	通信設備工事									
16	造園工事									
17	さく井工事									
18	グラウト工事									
		(億 万 千円)	(億 万 千円)	(億 万 千円)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)

この欄は、県内業者の方は、記載不要

※ 1級 ＞ （講習受講）

（講習受講）とは1級の資格を持っている者のうち講習受講している者の数

※ 平均元請完成工事高 ≧ （①のうち、官公署から受注した完成工事高）
＋ （民間工事のうち元請完成工事高）

1～6、9該当する場合には「1」を記載すること。
7、8は、該当者の人数を記載すること。

いずれも「2年」又は「3年」の平均 →

		①のうち、官公署から受注した完成工事高 ※県内業者のみ記入 (億 万 千円)	民間工事のうち元請完成工事高 ※県内業者のみ記入 (億 万 千円)	①のうち、外注した金額 ※県内業者のみ記入 (億 万 千円)
01	一般土木工事	576946		0	1596321
02	舗装工事				
03	建築工事	4523	4392	3	1392 7
04	電気設備工事				
05	暖冷房衛生設備工事				

主観点の項目
※ 県内業者のみ記入

		1			1
1	「働く女性応援」中小企業認証の有無		5	新分野進出優良企業表彰の有無	
2	「仕事と生活の調和」推進企業認証の有無		6	除雪業務、維持補修業務実績の有無	
3	障がい者雇用の有無		7	新卒者の雇用 ※ 人数を記入すること	(人)
4	新分野進出企業認定の有無		8	保護観察対象者等の雇用 ※ 人数を記入すること	(人)
		(1：有り)	9	健康経営優良事業所認定の有無	(1：有り)

記入上の注意

【各項目共通】

1．記入にはエンピツを使用し、訂正する場合は、きれいに消してからすること。ただし、№２の右上の申請者名は鉛筆書きでなくてもよい。

2．金額等の数字は右詰めで記入します。

例）5678

						5	6	7	8

3．括弧は、１文字として扱います。

例）（株）

(	株	)							

4．濁音・半濁音のある文字は、濁点も含めて１文字とします。
また、拗音（ゃゅょ等）については、１文字として扱います。

例）日本興業

ニ	ッ	ポ	ン	コ	ウ	ギ	ョ	ウ	

5．「データ入力票」の提出時の用紙サイズはＡ４判とします。

【各項目】

○「平均完成工事高」

・対応表№１の各工事種別の計から転記します（対応表№１の各工事種別の計と一致します）。

○「平均元請完成工事高」

・対応表№２の各工事種別の計から転記します（対応表№２の各工事種別の計と一致します）。

○「技術者数」

・技術者経歴書から転記します。

・技術者数については、延べ人数ではなく、実人数を記入します。

○「①のうち、官公署から受注した完成工事高」

・完成工事高集計表の「公共元請平均完成工事高」の平均完成工事高から転記します。

○「民間工事のうち元請完成工事高」

・完成工事高集計表の「民間元請平均完成工事高」の平均完成工事高から転記します。

○「外注費」

・直前２年又は３年の財務諸表の完成工事原価報告書の外注費の平均額と合致します。

※各工事種別の「①のうち、官公署から受注した完成工事高」と「民間工事のうち元請完成工事高」は、その合計が「平均元請完成工事高」以内となるように計上します。

○「主観点の項目」

・該当する場合には、「１」を記入してください。

・ただし、新卒者の雇用には新卒者雇用申告書に記載した人数、保護観察対象者等の雇用には保護観察対象者等の雇用に関する証明書に記載された人数を記入してください。

【令和5･6年度用】 **福島県建設工事データ入力票　受任者（県内業者用）** ※すべて鉛筆で記入してください。

申請者住所 ： 福島市杉妻町2－16 杉妻ビル4階
申請者名 ： 福島建設株式会社
代表者名 ： 福島 太郎

この部分のみゴム印等でも可。

02

① 委任先整理番号 1 ※県内業者は、委任先は最大7か所。 ※県外業者は、委任先は1か所のみ。受任地域は「全県内」を選択。

・委任先の数だけ通し番号とします。
・最初の委任先は「1」、2つ目の委任先を設ける場合は、2枚目を作成し、この欄には「2」と記載すること。

② 受任営業所等(カナ) ミナミアイヅエイギョウショ

③ 受任営業所等(漢字) 南会津営業所

拗音（小さいゃゅょ等）は、1文字とすること。

④ 受任者職名 所長

⑤ 受任者氏名(カナ) タジマ ジロウ

濁音のある文字は、濁点も含めて1文字とすること。

⑥ 受任者氏名(漢字) 田島 次郎 ←（姓と名の間は1文字あけてください。）

⑦ 住所(都道府県コード) 07　⑨住所(都道府県名) 福島県

⑧ 住所(市区町村コード) 368　⑩住所(市区町村名) 南会津郡南会津町（郡名も記入してください）

⑪ 住所(大字～小字) 田島字根小屋甲

⑫ 住所(丁目、番地) 427 7－1

⑬ 住所(建物名･部屋番号)

・委任する営業所等が所持する許可業種を記載します。
なお、受任する発注種別は、委任先の営業所がその発注種別に対応した許可を所持していない場合、記載できません。

⑭ 郵便番号 967-0004　⑮電話 0241－62－5304　⑯FAX 0241－62－5340（電話、FAXには"ハイフン"を入れてください）

⑰ 受任者の建設業許可業種

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
2	2			2							1																	

（1：一般、2：特定）

受任する地域を記載します。これ以外の地域は、本社が対応することとなります。

⑱ 受任する発注種別

土木	舗装	建築	電気	暖房冷	鋼橋	PC橋	しゅん	塗装	法面	上下水	清掃	消雪	機械	通信	造園	さく井	グラウ
1		1															

（1：今回申請する発注種別、 2：既に登録済の発注種別）

⑲受任地域

県北	県中	県南	会津若松	喜多方	南会津	相双	いわき	全県内
			1		1			

（1：受任地域）

記入上の注意

【各項目共通】

○データ入力票№.１、№.２と同じです。

【各項目】

○基本的な記入方法は、データ入力票№.１と同じです。

○受任者が複数いる場合は、受任者の数だけ、この入力票を作成します。

①委任先整理番号

・作成枚数に応じて「１」から通し番号を付記してください。

②受任営業所等（カナ）、⑤受任者氏名（カナ）

・当該入力票に記載する受任先営業所等、受任者氏名のフリガナを記入します。

③受任営業所等（漢字）、④受任者職名、⑥受任者氏名（漢字）

・「営業所及び委任関係一覧表」又は「委任状」から転記します（当該書類と一致します）。

⑦住所（都道府県コード）、⑧住所（市町村コード）、⑨住所（都道府県名）、⑩住所（市区町村名）、⑪住所（大字～小字）、⑫住所（丁目、番地）、⑬住所（建物名・部屋番号）、⑭郵便番号

・記入方法は、「データ入力票 No.1」同様です。

・⑨～⑭は、「営業所及び委任関係一覧表」又は「委任状」から転記（当該書類と一致）します。

⑮電話、⑯FAX

・記入方法は、「データ入力票 No.1」同様です。

⑰建設業許可業種

・「営業所及び委任関係一覧表」と一致します。

・記入方法は、「データ入力票 No.1」同様です。

※　建設業許可業種一覧

土木工事業	土
建築工事業	建
大工工事業	大
左官工事業	左
とび･土工工事業	と
石工事業	石
屋根工事業	屋
電気工事業	電
管工事業	管
タイル･れんが･ブロック工事業	タ

鋼構造物工事業	鋼
鉄筋工事業	筋
舗装工事業	舗
しゅんせつ工事業	しゅ
板金工事業	板
ガラス工事業	ガ
塗装工事業	塗
防水工事業	防
内装仕上工事業	内
機械器具設置工事業	機

熱絶縁工事業	絶
電気通信工事業	通
造園工事業	園
さく井工事業	井
建具工事業	具
水道施設工事業	水
消防施設工事業	消
清掃施設工事業	清
解体工事業	解

⑱受任する発注種別

・当該入力票に記載した受任者に受任させたい種別について、「１」を記載します。基本受付の場合は必ず「１」となります。

・追加受付における記入方法は、「データ入力票 No.1」同様です。

⑲「受任地域」

・当該入力票に記載した受任者に受任させたい地域に「１」を記載します。

（14） 施工実績表

【令和7・8年度】

下記の1～3に該当する公共工事及び民間工事のうち、平成21年以降に元請として施工した工種ごとに2件以内の実績について記入してください。

会社名　福島建設株式会社

1　建築工事

（1）延べ床面積が1，500㎡又は3階以上の新営（改築）工事　□ **該当なし**（該当する工事がない場合は✓を記入してください。）

工事名	施工場所	請負金額（千円）	工期		発注機関	受注形態	主たる構造	階数		延べ床面積（㎡）
			開始	終了				地上	地下	
【例】○○庁舎改築（機械）工事	□□市	840,000	H22.10.10	H24.3.10	県いわき建設事務所	JV（主）	RC	10	0	12,000
【例】△△老人ﾎｰﾑ新営（機械）工事	△△町	73,500	H21.6.10	H23.2.10	民間	単独	S	1	0	2,000
【例】○○庁舎改築（建築）工事	□□市	1,000,000	H22.10.10	H24.3.10	県いわき建設事務所	JV（他）	RC	10	0	12,000

（2）延べ床面積が1，500㎡又は3階以上の大規模改修工事　□ **該当なし**（該当する工事がない場合は✓を記入してください。）

工事名	施工場所	請負金額（千円）	工期		発注機関	受注形態	主たる構造	階数		延べ床面積（㎡）
			開始	終了				地上	地下	

（3）鉄骨造、鉄筋コンクリート造又はこれらを混合した工法における耐震改修工事　□ 該当なし（該当する工事がない場合は✓を記入してください。）

工事名	施工場所	請負金額（千円）	工期		発注機関	受注形態	主たる構造	階数		延べ床面積（㎡）
			開始	終了				地上	地下	

（4）アスベスト除去工事　□ **該当なし**（該当する工事がない場合は✓を記入してください。）

※該当する工事がない場合も、「現在の有資格者の有無」欄は記入してください。

工事名	施工場所	請負金額（千円）	工期		発注機関	受注形態	主たる構造	階数		延べ床面積（㎡）
			開始	終了				地上	地下	

現在の有資格者の有無	石綿作業主任者	有・無	特別管理産業廃棄物管理責任者	有・無

会社名

2　電気設備工事

（1）延べ床面積が1，500㎡又は3階以上の新営（改築）工事　□ **該当なし**（該当する工事がない場合は✓を記入してください。）

工事名	施工場所	請負金額（千円）	工期		発注機関	受注形態	主たる構造	階数		延べ床面積（㎡）
			開始	終了				地上	地下	

（2）延べ床面積が1，500㎡又は3階以上の大規模改修工事　□ **該当なし**（該当する工事がない場合は✓を記入してください。）

工事名	施工場所	請負金額（千円）	工期		発注機関	受注形態	主たる構造	階数		延べ床面積（㎡）
			開始	終了				地上	地下	

（3）特別高圧受変電設備工事、下水道プラントに係る工事及びダム管理用発電工事　□ 該当なし（該当する工事がない場合は✓を記入してください。）

工種等	工事名	施工場所	請負金額（千円）	工期		発注機関	受注形態	主な工事の内容
				開始	終了			
特別高圧受変電								
特別高圧受変電								
下水道ﾌﾟﾗﾝﾄ								
下水道ﾌﾟﾗﾝﾄ								
ﾀﾞﾑ管理用発電								
ﾀﾞﾑ管理用発電								

会社名

3　暖冷房衛生設備工事

(1)延べ床面積が1，500㎡又は3階以上の新営(改築)工事　□ **該当なし**（該当する工事がない場合は✓を記入してください。）

工事名	施工場所	請負金額（千円）	工期		発注機関	受注形態	主たる構造	階数		延べ床面積（㎡）
			開始	終了				地上	地下	

(2)延べ床面積が1，500㎡又は3階以上の大規模改修工事　□ **該当なし**（該当する工事がない場合は✓を記入してください。）

工事名	施工場所	請負金額（千円）	工期		発注機関	受注形態	主たる構造	階数		延べ床面積（㎡）
			開始	終了				地上	地下	

記入上の注意

1．建築工事、電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事においては、民間発注工事の実績も反映できることとなっていることから、民間発注工事の実績を含めた各事業者の工事実績による入札参加可能業者数を把握するために使用しますので、御協力をお願いします。

①　本表から詳細調査を実施したり、目的外使用をすることはありません。

②　回答について、事業者に対する不利益が発生することもありません。

2．下表に該当する国、県、市町村等発注の公共工事又は民間発注工事のうち、平成１９年以降に貴事業者が元請として施工した工種等ごとに２件以内の実績（ＪＶの場合は代表構成員又は出資割合が２０％以上の構成員（共同施工方式ではなく分担施工方式によるときは、分担した工事が該当する場合に限る。）としての実績に限る。）について記入願います。

発注種別	種等	細目・形式等
建築工事	アスベスト対策工事	アスベスト除去工事
	耐震改修工事	鉄骨造、鉄筋コンクリート造又はこれらを混合した工法における耐震改修工事
	新営及び大規模改修工事	延べ床面積が1,500㎡又は３階以上の工事
電気設備工事	特別高圧受変電設備工事	66,000V以上の受変電設備工事
	下水道ﾌﾟﾗﾝﾄに係る工事	下水道プラントに係る工事
	ダム管理用発電工事	ダム管理用発電工事
	新営及び大規模改修工事	新営及び大規模改修工事として条件を付す建築工事と併せて施工する電気設備工事
暖冷房衛生設備工事	新営及び大規模改修工事	新営及び大規模改修工事として条件を付す建築工事と併せて施工する暖冷房衛生設備工事

3．今回の有資格業者名簿登録申請している業種のみ記入してください。該当する工事がない場合は、「□　該当なし」の□に✓を記入してください。

4．入札に当たり地域要件を設定するため、県内各地の入札参加可能業者数を把握する必要があるため、工事経歴書（様式第２号その１）とは別に作成願います。

5．「工期」欄は、「年月日」で記入してください。なお、記入が困難な場合は「年月」のみの記入でも差し支えありません。

6．実績がそれぞれ２件以上あるときは、なるべく直近の実績を記入してください。

(15) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し及びその申請書の控え（副本）の写し

ア　入札参加資格審査における審査基準日の直前営業年度に係る**経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」）の写し**を提出する。

イ　上記を満たすのは、経営事項審査の審査基準日が次の期間内にあるものです。

受付区分	経営事項審査の審査基準日が属する期間
基本受付	令和５年７月１日～令和６年６月３０日
第１回追加受付	令和６年１月１日～令和６年１２月３１日
第２回追加受付	令和６年７月１日～令和７年６月３０日
第３回追加受付	令和７年１月１日～令和７年１２月３１日

ウ　通知書を申請中の場合は、**「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の写し、「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」の写し、「技術職員名簿」の写し、「その他の審査項目（社会性等）」の写し**を提出し、通知書を入手後、速やかに当該通知書を提出する。

(16) 建設業許可通知書の写し

ア　審査基準日において有効な**建設業許可通知書の写し**。

イ　委任先を設ける場合は、**委任先の営業所の建設業許可状況が分かる書類の写し**。

(17) 損益計算書・完成工事原価報告書の写し

ア　建設業法第１１条の規定に基づく事業年度終了後、許可行政庁に提出する書類によるもの（建設業法第１６号様式）。

イ　経営事項審査の完成工事高の選択に合わせて過去２年間又は３年間分。

ウ　対面審査は提示のみ。書面審査は、申請書に写しを添付して提出してください。

(18) 障害者雇用状況報告書の写し又は障がい者を雇用していることを確認できる書類

ア　障がい者の雇用義務を遵守している事業者又は障がい者を雇用している事業者が対象。

イ　**障がい者雇用の法定義務がある事業者が雇用義務を遵守している場合、障害者雇用状況報告書**（障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する様式第６号）を提出してください。

ウ　**雇用義務のない事業者が障がい者を雇用している場合**、次の確認書類を提示のみです。

①障がいを証明するものの写し

例）身体障害者手帳、療育手帳

②常勤性を確認できるものの写し

例）健康保険証、厚生年金被保険者標準報酬決定通知書又は賃金台帳等

(19) 過去２年間の県発注の除雪業務又は維持補修業務委託の契約書の写し

ア　過去２年間（審査基準日の属する年度の前年度及び前々年度において福島県発注による県管理道路の除雪業務の実績又は県管理道路、河川、海岸の維持補修業務の実績（災害対

応を含むもの。）がある事業者が対象。

イ　業務は２年間行っている必要はなく、どちらか１年間のみでも差し支えありません。

ウ　対象とするのは以下の業務のみであり、それ以外（例：県立高校の除雪等）は評価の対象としません。

①除雪業務	土木部所管	除雪業務委託
		港湾・漁港維持管理業務委託
②維持補修業務	農林水産部所管	県単応急対策業務委託
	土木部所管	道路維持補修業務委託
		舗装維持修繕業務委託
		河川維持管理業務委託
		海岸維持管理業務委託
		港湾・漁港維持管理業務委託

（20）保護観察対象者等の雇用に関する証明書

福島保護観察所の登録を受けた協力雇用主として、審査基準日の３年前の日が属する年度の４月１日以降に保護観察対象者等（更生保護法（平成１９年法律第８８号）第４８条に規定する保護観察対象者又は同法第８５条に規定する更生緊急保護の申出があった者をいう。）を雇用した実績がある事業者が対象となります。雇用した保護観察対象者等の人数について、福島保護観察所の証明を受ける必要がありますので、福島保護観察所に下記様式（様式は申請様式（エクセルファイル）にあります）及び雇用を証明する資料（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写しなど）を添付のうえ証明の申請を行ってください。

証明の申請は、持参又は郵送で行ってください。郵送での受け取りを希望する場合は、所定料金分の切手を貼付し、返信先を記入した返信用封筒を必ず同封してください。

申請を郵送で行う場合の送付先は、下記のとおりです。余白に「保護観察対象者等の雇用に関する証明申請書　在中」と記載してください。

〒960－8017
福島市狐塚１７
福島法務合同庁舎（福島地検）２階
福島保護観察所　御中

「保護観察対象者等の雇用に関する証明申請書　在中」

【Ｒ７・８年度基本受付用】

保護観察対象者等の雇用に関する証明申請書

令和　６年　９月　２日

福島保護観察所長　様

押印すること。

申請者
福島県福島市杉妻町２番１６号
福島建設株式会社
代表取締役　福島　太郎　印

当社が、下記の期間雇用した者が保護観察対象者等であることを証明願います。

記

雇用対象期間：令和　３年　４月　１日から　令和　６年　７月　１日
雇　用　人　数　：　２人　雇用対象期間に雇用した保護観察対象者等を記入

注：　保護観察対象者等とは更生保護法第48条に規定する保護観察中の者又は第85条に規定する更生緊急保護の申出があった者をいう。
　本制度において証明が可能な保護観察対象者等は、雇用期間の全部若しくは一部において保護観察を受けていた者又は更生緊急保護の申出をした者であって、雇用期間の全部若しくは一部が身体の拘束を解かれた後６か月（特に必要と認められたときは更に６か月を超えない範囲内）を超えない期間にある者。

添付書類：上記期間における雇用を証明する資料（雇用保険被保険者資格取得等確認通知書等の写しなど）

保護観察対象者等の雇用に関する証明書

申請者について、福島保護観察所は以下のことについて証明します。
・雇用された者が保護観察対象者等であること
・上記対象期間に雇用人数が雇用されたことを証明する書類の提出がなされたこと

令和　　年

記入しないでください。
福島保護観察所で記入します。

福島保護観察所長　　印

(21) 法人（個人）県民税、事業税及び自動車税納税証明書（写し可）

ア　「納税証明書」は、申請日から遡って３ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。

　ただし、個人事業主の場合の個人県民税（住民税）については、住所地の市町村で発行されたものとする。

イ　証明事項は、法人（個人）県民税、法人（個人）事業税と自動車税とする。審査基準日の直前１年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確認したものとすること。ただし、自動車税については、納期限が到来している直近分のものとすること。

ウ　証明事項及び証明書は、「未納がないことの証明」で可とする。

エ　未納がある場合は、入札参加資格審査の申請はできません。

(22) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

ア　「納税証明書」は、申請日から遡って３ヶ月以内に申請者の主たる営業所所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。ただし、審査基準日直前営業年度の経営事項審査を申請した時に添付した納税証明書で未納がないことを確認できる場合は、その写しを使用することができるものとする。

イ　証明事項は、消費税及び地方消費税とする。審査基準日の直前１年間における、納付し又は納付すべき額として確定したものとすること。

ウ　納税証明書の様式は、税額の証明書（その１）又は未納がないことの証明（その３、その３の２、その３の３）とする。

エ　納税の猶予を受けている場合であって、証明書で当該事実を確認できない場合にあっては、納税猶予の決定通知の写しを納税証明書に添付すること。

オ　未納がある場合は、入札参加資格審査の申請ができません。

(23) 法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトＨＰ画面の写し

ア　国税庁法人番号公表サイトＨＰ（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）画面の写しについては、「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されているものを用意してください。

２　建設工事に県外業者が申請する場合

【建設工事（県外業者）の書類提出一覧】

No.	様　式	書　　類　　名	提　出 部　数
1	第１号	建設工事等入札参加資格審査申請書（申請書裏面様式含む）	1
2		経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書の写し ※通知書を申請中の場合については、総合評定値請求書類の写し	1
3	第１号 の２	社会保険加入状況申告書《該当者のみ》 ※経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書により、社会保険に加入していることが確認できない場合に提出（加入義務がない場合を含む。）	1
4	別紙	建設業許可通知書等の写し（審査基準日 R6.1.1～R6.12.31） ・委任先を設ける場合は、委任先の営業所の建設業許可状況が分かる書類の写し	1
5	第２号 その２	工事経歴書	1
6	別紙	完成工事高集計表	1
7	別紙	対応表　No.１【平均完成工事高】 対応表　No.２【平均元請完成工事高】	1
8	第３号 その１	技術者経歴書※審査基準日の直前営業年度末現在	1
9	第４号 その１	営業所及び委任関係一覧表《該当者のみ》	1
１０	別紙	委任状兼使用印鑑届《該当者のみ》	1
１１		法人（個人）県民税、事業税及び自動車税の納税証明書（写し可）《該当者のみ》	1
１２		消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）	1
１３	別紙	建設工事データ入力票　No.１　※鉛筆書き 建設工事データ入力票　No.２　※鉛筆書き 建設工事データ入力票　受任者《該当者のみ》　※鉛筆書き	1

１４		法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトＨＰ（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）画面の写し ※国税庁法人番号公表サイト画面の写しについては、「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されていること。	1

提出にあたっての注意事項

○１～１２までを、番号順にＡ４判ファイル（紙製に限る。色の指定なし。）に綴り、背表紙には申請者名を記入すること。ただし、３及び９～１１については、該当がある場合のみ提出すること。

○１３データ入力票は鉛筆書きとし、綴じずにクリップでまとめて別に提出すること。

○書面審査の指定を受けた者は、上記によりまとめた書類一式を封筒に入れ、封筒に「工事等入札参加資格審査申請書」と朱書きの上、一般書留、簡易書留又はレターパックにより指定期日必着で郵送すること。

○ 各様式の記載例及び記入上の注意を、十分に確認してください。
○ 受付した申請書の控え等を御希望の場合は、受付印を押印する書類等を、申請者において御用意願います。（書面審査の場合は返信用封筒も御用意願います。）

（1）工事入札参加資格審査申請書（第１号様式）

第1号様式（第６関係）

記　載　例

受付番号

建設工事入札参加資格審査申請書

・商号又は名称及び代表者氏名に必ずふりがなをふる。
・作成担当者には、会社内部で申請書記載内容を熟知している者を記載
・行政書士作成の場合、その旨記載し、申請者の委任状を添付

申請日を記入

令和　6　年　10　月　1　日

福島県知事

審査基準日現在有効な許可番号及び年月日を記入

許可を受けている建設業	大臣 知事	許可	（特 － 4）第 6789 号 令和 4 年 3 月 3 日 許可
	大臣 知事	許可	（般 － 4）第 6789 号 令和 4 年 3 月 3 日 許可

郵便番号 107-0052
住所 東京都港区赤坂○－○－○
（ふりがな）とうきょうけんせつ
商号名称 東京建設株式会社
（ふりがな）とうきょう　たろう
代表者職・氏名 代表取締役　東京　太郎
作成担当者 東北　一朗
電話番号 022-○○○-○○○

希望する工事種別	① 一般土木工事	② 舗装工事	3 建築工事	4 電気設備工事	5 暖冷房衛生設備工事	6 鋼橋上部工事
	7 PC橋上部工事	8 しゅんせつ工事	9 塗装工事	⑩ 法面処理工事	⑪ 上・下水道工事	12 清掃施設工事
	13 消雪工事	14 機械設備工事	15 通信設備工事	16 造園工事	17 さく井工事	18 グラウト工事

希望する工事種別の欄は、希望する工事種別の番号を○で囲む。（エクセルのプルダウンから選択も可）

て入札

押印不要
（行政書士作成の場合は必要）

申請書裏面様式

※申請書の裏面に添付してください。

裏面に申請書裏面様式を添付し、必要事項を記載すること
※基本受付の際は、全員添付すること
※追加受付の際は、新規に県の入札参加資格を申請する者のみ添付すること
（既に県の資格を有しており、希望工種の追加申請を行う場合は、添付不要）

当社の状況については下記のとおりです。

申請日から過去３年間の状況について

該当あり	該当なし	
	○	工事を粗雑にし、それに起因して公衆に損害（全治1か月以上若しくは入院2週間以上又は物損額50万円以上の被害）を与えたことがある。
	○	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反により、代表者、役員又は従業員が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたことがある。
	○	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は審決等を受けたことがある。
	○	贈賄、公契約関係競売等妨害若しくは談合又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）違反の容疑により代表者、役員又は従業員が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴提起されたことがある。
	○	建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、監督官庁から許可取消処分を受けたことがある。
	○	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に違反し、監督官庁から許可取消処分を受けたことがある。
	○	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその関係者が経営に関与している又は業務に関し暴力団若しくはその関係者と連携したことがある。
	○	健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の全部又は一部に加入する義務があるが、いずれか１つ以上加入していないものがある。
	○	上記の他、業務に関する法令違反により、代表者、役員又は従業員が逮捕され又は公訴を提起されたことがある。

記載上の注意

1　全項目について「該当あり」「該当なし」の欄のいずれかに○を付けてください。
2　一箇所でも「該当あり」の欄に○が付いた方は、事実の発生日や事実の詳しい内容が分かる書類を提出してください。
（任意の様式で可。なお監督官庁等から処分等を受けている場合は、その通知等の写しを添付してください。）
3　事実の内容に応じて入札参加資格制限を行うことがあります。

記入上の注意

１．申請年月日を記入すること。

２．建設業の許可番号及び年月日は、審査基準日現在に有効な許可番号及び年月日を記入すること。

３．希望する工事種別の欄は、希望する工事種別の番号を〇で囲むこと。

４．作成担当者は、会社内部で申請書記載内容を熟知している者の氏名を記載すること。なお、行政書士が作成した場合は、その旨を記載し、申請者の委任状を添付すること。

５．商号又は名称及び代表者氏名には必ずふりがなをふること。

６．裏面に申請書裏面様式を添付し、必要事項を記載すること。

①　全項目について「該当あり」「該当なし」の欄のいずれかに〇を付けること。

②　裏面様式の一箇所でも「該当あり」の欄に〇が付いた方は、事実の発生日や事実の詳しい内容が分かる書類を提出すること。

（任意の様式で可。なお監督官庁等から処分等を受けている場合は、その通知等の写しを添付してください。）

③　事実の内容に応じて入札参加資格制限を行うことがあります。

※基本受付の際は、全員添付すること。

※追加受付の際は、新規に県の入札参加資格を申請する者のみ添付すること。

（既に県の資格を有しており、希望工種の追加申請を行う場合は、添付不要。）

（２）社会保険加入状況報告書（第１号様式の２）

第1号様式の2（第6条関係）

記　載　例

社会保険加入状況申告書

営業所等の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号・事業所番号又は健康保険組合名（健康保険、年金保険）、労働保険番号（雇用保険）	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険		
本社	30 人 （ 3 人）	**適用除外**	○	○	健康保険	○○**健康保険組合**
					厚生年金保険	□□××××××
					雇用保険	◇◇△△△△△△△
福島営業所	10 人 （ 1 人）	**適用除外**	○	○	健康保険	○○**健康保険組合**
					厚生年金保険	××××××××
					雇用保険	△△△△△△△△△
	人 （ 人）				健康保険	
	人 （ 人）					
					健康保険	

保険加入の有無について
・届出済みである　→　「○」
・届出していない　→　「×」
・適用除外である　→　「適用除外」

・法人の場合はその役員、個人の場合はその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載。
・（　）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載。

上記の内容に相違ありません。

令和6年10月1日

福島県知事

所在地　**東京都港区赤坂○－○－○**
商号又は名称　**東京建設株式会社**
代表者職・氏名　**代表取締役　東京　太郎**

押印不要

記載要領

１　「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（　）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。

２　「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行つている場合は「○」を、行つていない場合は「×」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。

３　「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行つている場合は「○」を、行つていない場合は「×」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなつたものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。

４　「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたことについての公共職業安定所の長に対する届出を行つている場合は「○」を、行つていない場合は「×」を、従業員が１人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。

５　「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第34条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

６　「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

７　「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第９条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

記載要領

1．本様式は、経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書により、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していることが確認できない場合に提出する。(加入義務がない場合も含む。)

2．「従業員数」の欄は、法人にあってはその役員、個人にあってはその事業主を含め全ての従業員数（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。

（　）内には、役員又は個人事業主（同居の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。

3．「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。

ただし、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 34 条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。

4．**「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄**については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「○」を、行っていない場合は「×」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「適用除外」を記入すること。

ただし、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第２項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。

5．**「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄**については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は**「○」**を、行っていない場合は**「×」**を、従業員が１人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は**「適用除外」**を記入すること。

6．**「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄**については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあっては健康保険組合名）を記載すること。

ただし、健康保険法第 34 条第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（○○支店等）一括」と記載すること。

7．**「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄**については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。

ただし、厚生年金保険法第８条の２第１項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。

８．**「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄**については、労働保険番号を記載すること。

ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第９条の規定による継続事業の一括の認可に係る営業所については、「本店（〇〇支店等）一括」と記載すること。

（３）工事経歴書（第２号様式その２（県外業者用））

第２号様式（第６関係）
その２（県外業者用）

記　載　例

工　事　経　歴　書

県の入札参加申請業種を記載

営業年度を記入

（工事種別　一般土木工事　）　　5.4　～　6.3

発注者名	元請又は下請の別	工事名	工事場所のある都道府県	請負代金の額（千円）	着工年月	完成（予定）年月
福島県	元請	道路改良工事（県道〇〇線）	福島県	(250,561) 100,224	5年 4月	6年 3月
東北電力（株）	元請	〇〇発電所用地拡張工事	〃	62,981	5年 5月	5年 12月
		∫				
		その他		17,637	年 月	年 月
		（福島県内　小計）		180,842	年 月	年 月
〇〇商事（株）	元請	〇〇商事本社ビル土地造成工事	山形県	23,709	5年 6月	5年 11月
△△建設（株）	下請	〇〇マンション土地造成工事	宮城県	22,357	5年 8月	5年 11月
		∫				
		その他		5,563	年 月	年 月
		（元請　小計）		204,551	年 月	年 月
		（下請　小計）		27,920	年 月	年 月
		（合　　計）		232,471	年 月	年 月

①福島県内の工事とその完成工事高の小計を記載
②福島県外の工事について記載

完成工事高の元請小計、下請小計、合計を記載
※福島県内小計も含めた金額を記載すること

完成工事高集計表に工事種別毎の完成工事高、福島県内の完成工事高、元請完成工事高を転記を転記すること

※①の福島県内で施工した工事がない場合でも、
その小計がゼロであることを欄内又は欄外に明記すること。

記載上の注意
1　希望する
2　下請工
3　審査基準　　、努めて福島県内で施工した工事を記載する
4　営業年度　　計）を記載すること。
5　工事種別ごとに完成工事高に係る集計表を添付すること。

記入上の注意

１．希望する福島県の工事種別ごと（１８種別）に区分し、別葉に作成すること。

２．下請工事については、発注者名の欄に元請業者名、工事名の欄に下請工事名を記載すること。

３．経営事項審査の完成工事高の選択（２年平均又は３年平均）に合わせ、審査基準日の直前２年又は３年の各営業年度における完成工事（工事進行基準を採っている場合は未完成工事を含む。）について記入すること。なお、努めて福島県内で施工した工事を記載すること。

４．福島県の工事種別ごとに、福島県内で施工した工事を記載し小計を記入すること。次に福島県外で施工した工事を記載すること。

記載する件数については、**１年につき２０件又は完成工事高の７割程度のいずれか少ない方を１件ごとに、残りを「その他」としてまとめて記入**すること。

最後に営業年度ごとに当該工事種別の完成工事高の合計（内訳として元請・下請工事の小計）を記載すること。

※　福島県内で施工した工事とは、工事現場が福島県内にあるものを指し、発注者が誰であるかは問わない。

※　福島県内で施工した工事がない場合でも、その小計がゼロであることを明記すること。

５．金額は**消費税抜き**とする。

６．請負代金の額は、最終請負契約額を記入すること。

７．共同企業体として請け負った工事は、出資割合で計算した金額を記載すること。この場合、全体請負額をカッコ書きすること。

８．本用紙は、表面と裏面を両面印刷でＡ４判１枚として提出すること。
長辺綴じ（表面と裏面で、上下が逆になる）となるように作成すること。

○完成工事高集計表に工事経歴書の内容（工事種別毎の平均完成工事高・元請、下請完成工事高等）を転記すること。

※　福島県指定様式以外での作成も認めるが、その場合は、指定の記載事項及び方法を満たしていること。（記載例については、下図を参照）なお、経営事項審査等で使用した工事経歴書をそのまま使用する場合は、記載の工事１件毎に福島県の１８業種との対応及び元請、下請の区分を明記し、福島県内で施工した工事の完成工事高の小計を記載するとともに、完成工事高の合計（内訳として元請・下請工事の小計）を記載すること。

既存の工事経歴書を使用する場合の例

様式第二号の二（第二条、第十九条の三関係）

Ａ：一般土木工事
Ｂ：PC橋上部工事

工　事　経　歴　書

（建設工事の種類）　土木一式　工事

	注文者	元請又は下請の区別	工事名	工事場所のある都道府県名	配置技術者	請負代金の額	うち（ＰＣ）	着工年月 完成又は完成予定年月
Ｂ	福島県	元請	橋梁整備工事	福島県	福島　太郎	132,553	132,553	令和　5 年　4 月 令和　6 年　2 月
Ａ	宮城県	〃	工業団地用地造成工事	宮城県	福島　一郎	48,621		令和　5 年　8 月 令和　5 年　11 月
Ａ	○○不動産（株）	〃	住宅用地造成工事	東京都	福島　次郎	33,974		令和　5 年　12 月 令和　6 年　2 月
Ａ	△△建設（株）	下請	マンション用地整備工事	福島県	福島　三郎	12,657		令和　5 年　9 月 令和　5 年　12 月
					合　計	227,805		
	（一般土木）	福島県内	１２，６５７	元請	８２，５９５			
				下請	１２，６５７			
				合計	９５，２５２			
	（PC橋上部）	福島県内	１３２，５５３	元請	１３２，５５３			
				下請	０			
				合計	１３２，５５３			

工事経歴書に記載する余白がない場合には、福島県の１８種別の小計について、任意様式で別紙に作成すること。

（4）完成工事高集計表

※直近の完成工事高が「0」の者は申請できません。

完　成　工　事　高　集　計　表　**記載例** ２年平均の場合

工事経歴書から転記

単位：千円

県の入札参加申請業種を記載

工事種別	営業年度	決算期	完成工事高	完成工事高に対する福島県内の完成工事高	完成工事高に対する元請完成工事高
一般土木工事	直　近	5　年度	232,471	180,842	204,551
	２年前	4　年度	105,598	20,523	84,332
	３年前	年度			
	直前２年間（３年間）の平均完成工事高		169,034	100,682	144,441
建築工事	直　近	5　年度	651,486	0	481,631
	２年前	4　年度	547,687	0	362,409
	３年前	年度			
	直前２年間（３年間）の平均完成工事高		599,586	0	422,020
法面処理工事		年度	32,211	0	26,687
	２年前	2　年度	12,297	0	12,297
	３年前	年度			
	直前２年間（３年間）の平均完成工事高		22,254	0	19,492

「0」の場合も記載すること

千円未満の端数は切り捨て

※千円未満端数切り捨て

記入上の注意

1．各営業年度の工事経歴書から、福島県の工事種別毎に完成工事高、元請完成工事高などを転記すること。

2．経営事項審査の完成工事高の選択（２年平均又は３年平均）に合わせて記入すること。

3．平均完成工事高欄は、各決算期の金額を縦に集計して算出するものとする。なお、千円未満の端数については、切り捨てとする。
（端数処理により各決算期の横の計算が合わなくても良いものとする。）

4．４種別以上申請する者は、２枚以上となるため両面印刷でＡ４判１枚として提出すること。
長辺綴じ（表面と裏面で、上下が逆になる）となるように作成すること。

○各工事種別の直前２年間（３年間）の平均完成工事高をデータ入力票 No2 へ転記すること。
○対応表の申込種別の縦欄合計と本様式の平均完成工事高が一致しているか確認すること。

（５）対応表No.1【平均完成工事高】

○対応表　No.1【平均完成工事高】
（経営事項審査申請業種と入札参加申込種別）

福島県の１８工事種別

会社名：東京建設株式会社

記　載　例

単位：千円

経営事項審査業種 ＼ 入札参加申込種別	一般土木	舗装	建築	電気設備	暖冷房	鋼橋上部	PC橋上部	しゅんせつ	塗装	法面処理	上水・下道	清掃施設	消雪	機械設備	通信設備	造園	さく井	グラウト	その他	合計
土木一式	512,394						0				13,465									525,859
プレストレストコンクリート																				0
建築一式			104,231																	104,231
大工																				0
左官																				0
とび・土工	63,552									19,887										83,439
法面処理										19,887										19,887
石																				0
屋根																				0
電気																				0
管																				0
タイル・れんが・ブロック																				0
鋼構造物			29,458			0														29,458
鋼橋上部																				0
鉄筋																				0
舗装																				0
しゅんせつ																				0
板金																				0
ガラス																				0
塗装																				0
防水																				0
内装仕上																				0
機械器具設置																				0
熱絶縁																				0
電気通信																				0
造園																				0
さく井																				0
建具																				0
水道施設																				0
消防施設																				0
清掃施設																				0
解体																				0
その他																				0
合計	575,946	0	133,689	0	0	0	0	0	0	19,887	13,465	0	0	0	0	0	0	0	0	742,987

建設業の29業種

経営事項審査の結果通知書の平均完成工事高以内の金額となります。

完成工事高集計表の平均完成工事高と一致します。

（６）対応表No.2【平均元請完成工事高】

○対応表 No.2【平均元請完成工事高】※平均完成工事高のうち平均元請完成工事高を記入します。
（経営事項審査申請業種と入札参加申込種別）

会社名：**東京建設株式会社**

記　載　例

単位：千円

経営事項審査業種 ＼ 入札参加申込種別	一般土木	舗装	建築	電気設備	暖冷房	鋼橋上部	PC橋上部	しゅんせつ	塗装	法面処理	上・下水道	清掃施設	消雪	機械設備	通信設備	造園	さく井	グラウト	その他	合計
土木一式							0													0
プレストレストコンクリート																				0
建築一式																				0
大工																				0
左官																				0
とび・土工										0										0
法面処理																				0
石																				0
屋根																				0
電気																				0
管																				0
タイル・れんが・ブロック																				0
鋼構造物																				0
鋼橋上部																				0
鉄筋																				0
舗装																				0
しゅんせつ																				0
板金																				0
ガラス																				0
塗装																				0
防水																				0
内装仕上																				0
機械器具設置																				0
熱絶縁																				0
電気通信																				0
造園																				0
さく井																				0
建具																				0
水道施設																				0
消防施設																				0
清掃施設																				0
解体																				0
その他																				0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

対応表No. １【平均完成工事高】と同様に
元請平均完成工事高について作成します。

（７）技術者経歴書（第３号様式（その１））

第３号様式（その１）

記　載　例

技　術　者　経　歴　書

（工事種別　一般土木工事　　R6.3.31　現在

通番	職名	氏名	年齢	法令による免許等 名称	法令による免許等 取得年月日	実務経歴	経験年月数	技術者区分 1級	技術者区分 受講	技術者区分 監理補佐	技術者区分 基幹	技術者区分 2級	技術者区分 その他
1	工務課長	福島　太郎	60	一般土木施工管理技士	S58.10.1	３-○号国道改良工事現場代理人 ２-△川河川改良工事現場代理人	39 年　6 月	○					
2	工務係長	福島　二郎	55	〃	S63.8.1	３-△川河川改良工事現場代理人 ２-○○トンネル工事現場代理人	34 年　8 月	○	○				
3													
4							年　月						
5							年　月						
6													
7							年　月						
							計	2	1	0	0	0	0
							合計	2	1	0	0	0	0

県の入札参加申請業種を記載

同一の技術者は２つの工事種別まで技術者として申請できる

審査基準日の直前営業年度末現在について作成

希望工事種別に関するもののみ記載

経営事項審査で申請した区分の欄に○印を記入

・審査対象年度に当該技術者が従事した工事のうち最大のものを１年に１件記載
・当該工事における工事名及びその者の地位を記載（事業主、代表者等は、職務内容でよい）

・「計」の欄には各ページの小計を記入
・最後のページに各ページの合計を記入

記入上の注意

１．申請する工事種別毎に作成し、審査基準日の直前営業年度末現在における技術者について記載すること。

２．原則として本様式により作成すること。ただし、工事種別の組み替えをせず、経営事項審査の技術者人数と同じく申請する場合に限り、指定外の様式でも可とする。

３．同一人が複数の工事種別の技術者要件を満たす場合は、２業種まで技術者として記載することができる。

※　経営事項審査で技術者として計上していない者や加点されている許可業種のうち、組み替えができない工事種別への技術者の記載はしないこと。

※　経営事項審査において内書きとして記載されている「プレストレストコンクリート」「法面処理」「鋼橋上部」については、技術者の数が、それぞれ「土木一式」、「とび・土工・コンクリート」、「鋼構造物」に含まれているので、これらの許可業種に基づいて申請する場合は、注意すること。

４．技術者経歴書には、建設業法第７条第２号イ、ロ、ハ又は第１５条第２号イ、ハに該当し、

かつ常勤の職員のみ記載すること。(事業主、代表者等も含むことができる)。

5.「法令による免許等」欄は、希望する工事種別に関するもののみ記載すること。

6.「実務経歴」欄は、審査対象年度に当該技術者が従事した工事のうち最大のものを１年に１件記載するものとし、当該工事における工事名及びその者の地位を記載すること（事業主、代表者等は、職務内容でよい)。

7.「技術者区分」は経営事項審査で申請した１級、受講、監理補佐、基幹、２級、その他の区分の該当する欄に〇印を記入すること。計の欄には各ページの小計を記入、各工事種別の最終ページにその合計を記載すること。この合計をデータ入力票№.２に転記すること。

8. 本用紙は、表面と裏面を両面印刷でＡ４判１枚として提出すること。
長辺綴じ（表面と裏面で、上下が逆になる）となるように作成すること。

（８）営業所及び委任関係一覧表（第４号様式その１（建設工事））

第４号様式その１（建設工事）

記　載　例

営　業　所　及　び　委　任　関　係　一　覧　表

商号又は名称：**東京建設株式会社**

営業所				内部委任者		委任する工事種別	委任事項				委任区域（管内別）
名称	許可を受けた建設業 特定	許可を受けた建設業 一般	所在地等	職	氏名		見積入札	契約	代金請求受領	復代理人選任	
（本店） **本社**	**（土） （建） （と） （筋） （水）**	**（園）**	**〒107-0052 東京都港区赤坂 ○―○―○ 03-0000-0000**								
（営業所） **東北支店**	**（土） （建） （と） （筋） （水）**	**（園）**	**〒980-0000 仙台市青葉区本町 ○―○○ 022-000-0000**	**支店長**	**仙台　次郎**	**一般土木工事 建築工事**	○	○	○	○	**県内**
計　**2** 箇所											

県外業者の委任先は１箇所の

県の入札参加申請業種を記

記入上の注意

１．委任先を設けない場合は、提出は不要である。

２．「営業所」の欄には、委任を受けた営業所のみを記載すること。

３．建設工事については、委任先とできるのは、**建設業法上の許可のある営業所等に限る。**

４．「許可を受けた建設業」欄は、許可を受けた建設業のうち特定、一般の別に当該営業所における許可業種を、下表略号で記入すること。

５．県外業者が委任先を設ける場合、委任区域は県内全域、委任先営業所は１箇所のみとする。

表：建設業許可業種の略号

土木工事業	土	管工事業	管	塗装工事業	塗	建具工事業	具
建築工事業	建	タイル・れんが・ブロック工事業	タ	防水工事業	防	水道施設工事業	水
大工工事業	大	鋼構造物工事業	鋼	内装仕上工事業	内	消防施設工事業	消
左官工事業	左	鉄筋工事業	筋	機械器具設置工事業	機	清掃施設工事業	清
とび・土工工事業	と	舗装工事業	舗	熱絶縁工事業	絶	解体工事業	解
石工事業	石	しゅんせつ工事業	しゅ	電気通信工事業	通		
屋根工事業	屋	板金工事業	板	造園工事業	園		
電気工事業	電	ガラス工事業	ガ	さく井工事業	井		

（9）委任状兼使用印鑑届

標準例

委任状兼使用印鑑届

記　載　例

福島県知事　様

申請日を記入

令和　6 年　10 月　1 日

押印省略可とする。
押印する場合は契約時使用印鑑を押印すること。

受任者

代理人を置く営業所の所在地

宮城県仙台市青葉区本町○-○○

商号又は名称 **東京建設株式会**

事業所名 **東北支店**

代理人役職名 **支店長**

代理人の氏名 **仙台　次郎**

私は、上記の者を代理人と定め、貴職との間における下記に掲げる行為についての権限を委任するとともに、その行為に際して使用する印鑑についてお届けします。

委任者

主たる営業所の所在地

東京都港区赤坂○-○-○

商号又は名称 **東京建設株式会社**

代表者役職名 **代表取締役**

代表者氏名 **東京　太郎**

記

委任事項

1．工事請負の入札及び見積もりの件
2．工事請負契約の締結の件
3．工事代金の請求及び受領の件
4．復代理人選任の件
5．その他工事施行に関する一切の件

委任する工事種別

一般土木工事

【基本受付の場合】
令和７年４月１日～令和９年３月３１日
【追加受付の場合】
申請日～令和９年３月３１日

委任期間

令和○年○月○日　～　令和９年３月３１日

記入上の注意

１．委任状の様式は標準例にある項目を具備していれば、任意の様式で構いません。

２．委任する場合、見積入札・契約締結・代金請求受領の権限はすべて委任してください。

３．受任者と代表者の**押印は省略可能**です。なお、**押印をする場合は契約時使用印鑑を使用**してください。

４．建設工事、測量等の申請業種に関わる許可や登録が必要な場合は、委任先とできるのは、それらの許可や登録がある営業所等に限ります。

５．委任先は、１カ所のみです。

６．日付、宛先等も漏れなく記載してください。

【令和 7・8 年度用】　**福島県建設工事データ入力票 No.1（県外業者用）**　※ すべて鉛筆で記入してください。

※H19以降、福島県の建設工事の入札参加資格に登録したことはありますか。【 あり ・ なし ・ 不明 】

「あり」の場合は、有資格者コードを記入してください。（有資格者コードが分からない場合は、空欄のままで結構です。）→ ※ 有資格者コード 1 0 0 8 8 8 8 8 8

H19以降の名簿登録状況について、いずれかに丸をつけること。
また、「あり」の場合は、「※有資格者コード欄」を記載すること。

※ 受付番号 0 1 1 1 5 1　（行政庁で記入しますので、記載不要です。）　0 1

① 法人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5

② 商号又は名称（カナ） ト ウ キ ョ ウ ケ ン セ ツ

「カブシキカイシャ」等の記載は省略すること。

③ 商号又は名称（漢字） 東 京 建 設 （ 株 ）

「（株）」「（有）」等組織の略号も記載します。この場合は、括弧も1文字として扱うこと。

④ 代表者職名 代 表 取 締 役

⑤ 代表者氏名（カナ） ト ウ キ ョ ウ　 タ ロ ウ

⑥ 代表者氏名（漢字） 東 京　 太 郎 ←（姓と名の間は1文字あけてください。）

総務省が指定する地方公共団体コードにより、それぞれ記入すること。
総務省ホームページから検索すること。
（アドレス：http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html）

例：東京都港区 （031032）
　　都道府県コード 03 市町村コード 103
　　最後のコード2については、使用しません。

⑦ 住所（都道府県コード） 1 3　⑨住所（都道府県名） 東 京 都

⑧ 住所（市区町村コード） 1 0 3　⑩住所（市区町村名） 港 区　（郡名も記入してください）

⑪ 住所（大字～小字） 赤 坂

⑫ 住所（丁目、番地） ○ ー ○ ー ○

⑬ 住所（建物名・部屋番号） △ △ ビ ル 1 2 階

番地等については、ハイフンにより省略して記載すること。

⑭ 郵便番号 1 0 7 - 0 0 5 2　⑮電話 ○○ー○○○○ー○○○○　⑯FAX ○○ー○○○○ー○○○○（電話、FAXには"ハイフン"を入れてください）

建設業の許可を受けているものすべてを記入すること。

⑰ 建設業許可番号 1 3 - 0 0 1 2 3 4　⑱建設業許可業種

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
2	2			2							2											1			2			

（番号が桁数に足りない場合は、左から0を付記してください）　（1：一般、2：特定）

⑲ 申請する発注種別

土木	舗装	建築	電気	暖房	冷房	鋼橋	Pし	ゆん	塗装	法面	上下水	清掃	消雪	機械	通信	造園	さく井	グラウ
1		1								1	1							

（1：今回申請する発注種別、 2：既に登録済の発注種別）

知事許可であれば「都道府県コード」、大臣許可であれば「00」を記入すること。
経営事項審査通知書の右上の許可番号を記載すること。

記入上の注意

【各項目共通】

１．記入にはエンピツを使用し、訂正する場合は、きれいに消してからすること。

２．金額等の数字は右詰めで記入します。

例）5678

						5	6	7	8

３．括弧は、１文字として扱います。

例）（株）

(	株	)							

４．濁音・半濁音のある文字は、濁点も含めて１文字とします。
また、拗音（ゃゅょ等）については、１文字として扱います。

例）日本興業

ニ	ッ	ポ	ン	コ	ウ	ギ	ョ	ウ	

５．「データ入力票」の提出時の用紙サイズはＡ４判とします。

【各項目】

◯H19以降の福島県建設工事入札参加資格登録について、「あり」「なし」「不明」のいずれかに丸をつけてください。

◯上記が「あり」の場合は、有資格者コードを記入してください。
（有資格者コードが分からない場合は、空欄で結構です。）

◯「受付番号」の項目は記入しません。

①法人番号

・１３ケタの法人番号を記入します。
※国税庁法人番号公表サイト（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）から検索できます。
※登記事項証明書に記載の番号は１２ケタですので、記入に使用しないでください。

②商号又は名称（カナ）

・申請書から転記します（申請書と一致します）。「カブシキカイシャ」等は省略します。
・記入欄を超える文字は欄外に続けて記入してください。

③商号又は名称（漢字）、④代表者職名、⑤代表者氏名（カナ）、⑥代表者氏名（漢字）

・申請書から転記します（申請書と一致します）。
・記入欄を超える文字は欄外に続けて記入してください。
・商号又は名称の「株式会社」等は略号で記入します。
株式会社：（株）、有限会社：（有）、合名会社：（名）
合資会社：（資）、合同会社：（同）、社団法人：（社）
財団法人：（財）、一般社団法人：（一社）、一般財団法人：（一財）
公益社団法人：（公社）、公益財団法人：（公財）
・氏名は、姓と名の間を１マス空けてください。

⑦住所（都道府県コード）、⑧住所（市町村コード）

・総務省が指定の地方公共団体コードにより、それぞれ記入します。
・都道府県コード：地方公共団体コードの左から１～２ケタ
・市区町村コード：地方公共団体コードの左から３～５ケタ

例）東京都港区　　団 体 コ ー ド　　１３１０３２
　　東京都　　都道府県コード　　１３
　　港区　　市区町村コード　　１０３

※下１桁（最も右の数字）は使用しません。

※コードは別紙のコード表（指定都市はコード表末に掲載）で確認してください。

※総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html）でも確認できます。

⑨住所（都道府県名）、⑩住所（市区町村名）、⑪住所（大字～小字）、⑫住所（丁目、番地）、⑬住所（建物名・部屋番号）、⑭郵便番号

・申請書から転記します（申請書と一致します）。

・なお、住所は、資格の認定通知書等の送付先となります。

・⑩「住所（市町村名）」は、郡名も記載します。

・⑪「住所（丁目、番地）」は、番地等は「－」（ハイフン）を使い、省略して記載します。

例）１丁目２番３号　１－２－３

⑮電話、⑯FAX

・番号には「－」（ハイフン）をつけます。

・建設工事等の入札参加資格や入札・契約に関する連絡先になります。

⑰建設業許可番号

・経営事項審査の結果通知書から転記します。

・左側２ケタは、許可を受けた「都道府県コード」となります。大臣許可の場合は、「００」を記載してください。年号ではありませんのでご注意ください。

・右側６ケタは、右詰で記載してください。その際、許可番号が６ケタに満たない場合は、左から０を付記してください。

⑱建設業許可業種

・審査基準日現在で許可を受けている建設業について、記入します。

・一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を記入します。

※　建設業許可業種一覧

土木工事業	土
建築工事業	建
大工工事業	大
左官工事業	左
とび･土工工事業	と
石工事業	石
屋根工事業	屋
電気工事業	電
管工事業	管
タイル･れんが･ブロック工事業	タ

鋼構造物工事業	鋼
鉄筋工事業	筋
舗装工事業	舗
しゅんせつ工事業	しゅ
板金工事業	板
ガラス工事業	ガ
塗装工事業	塗
防水工事業	防
内装仕上工事業	内
機械器具設置工事業	機

熱絶縁工事業	絶
電気通信工事業	通
造園工事業	園
さく井工事業	井
建具工事業	具
水道施設工事業	水
消防施設工事業	消
清掃施設工事業	清
解体工事業	解

⑲申請する発注種別

・申請する種別について、「１」を記載します。基本受付の場合は必ず「１」となります。

・追加受付においては、基本受付により既に資格の登録を受けている場合は、その業種に「２」、今回追加受付申請する業種に「１」を記入します。

【令和7･8年度用】 **福島県建設工事データ入力票 No.2 （県外業者用）**

※ すべて鉛筆で記入してください。

この部分のみゴム印等でも可。

申請者住所 ： 東京都港区赤坂○－○－○ △△ビル12階
申請者名 ： 東京建設株式会社
代表者名 ： 東京 太郎

技術者経歴書から転記

完成工事高等		① 平均完成工事高（億 万 千円）	福島県内の平均完成工事高 ※県外業者のみ記入（億 万 千円）	平均元請完成工事高（億 万 千円）	基準決算末の技術職員数 1級（人）	（講習受講）（人）	監理補佐（人）	基幹（人）	2級（人）	その他（人）
01	一般土木工事	146903	1006826	144441	15	11	1	2	9	1
02	舗装工事									
03	建築工事	596586	0	42202	8	5	0	2	10	0
04	電気設備工事									
05	暖冷房衛生設備工事									
06	鋼橋上部工事									
07	PC橋上部工事									
08	しゆんせつ工事									
09	塗装工事									
10	法面処理工事	22540	0	19492	9	3	0	0	5	1
11	上下水道工事									
12	清掃施設工事									
13	消雪工事									
14	機械設備工事									
15	通信設備工事									
16	造園工事									
17	さく井工事									
18	グラウト工事									

完成工事高集計表、対応表から転記

※ 1級 ＞ （講習受講）

（講習受講）とは1級の資格を持っている者のうち講習受講している者の数

いずれも「2年」又は「3年」の平均

		①のうち、官公署から受注した完成工事高 ※県内業者のみ記入（億 万 千円）	民間工事のうち元請完成工事高 ※県内業者のみ記入（億 万 千円）	①のうち、外注した金額 ※県内業者のみ記入（億 万 千円）
01	一般土木工事			
02	舗装工事			
03	建築工事			
04	電気設備工事			
05	暖冷房衛生設備工事			

この欄は、福島県外に本社がある業者の方は、記載不要です。

主観点の項目
※ 県内業者のみ記入

		1			1
1	「働く女性応援」中小企業認証の有無		5	新分野進出優良企業表彰の有無	
			6	除雪業務、維持補修業務実績の有無	
			7	新卒者の雇用 ※ 人数を記入すること	(人)
4	新分野進出企業認定の有無		8	保護観察対象者等の雇用 ※ 人数を記入すること	(人)
		(1:有り)	9	健康経営優良事業所認定の有無	(1:有り)

記入上の注意

【各項目共通】

1．記入にはエンピツを使用し、訂正する場合は、きれいに消してからすること。ただし、№２の右上の申請者名は鉛筆書きでなくてもよい。

2．金額等の数字は右詰めで記入します。

例）5678

						5	6	7	8

3．括弧は、１文字として扱います。

例）（株）

(	株	)							

4．濁音・半濁音のある文字は、濁点も含めて１文字とします。
また、拗音（ゃゅょ等）については、１文字として扱います。

例）日本興業

ニ	ッ	ポ	ン	コ	ウ	ギ	ョ	ウ	

5．「データ入力票」の提出時の用紙サイズはＡ４判とします。

【各項目】

○「平均完成工事高」

・完成工事高集計表の「完成工事高」の平均完成工事高から転記します。

○「福島県内の平均完成工事高」

・完成工事高集計表の「完成工事高に対する福島県内の完成工事高」の平均完成工事高から転記します。

○「平均元請完成工事高」

・完成工事高集計表の「完成工事高に対する元請完成工事高」の平均完成工事高から転記します。

○「技術者数」

・技術者経歴書から転記します。
・技術者数については、延べ人数ではなく、実人数を記入します。

【令和7・8年度用】

福島県建設工事データ入力票　受任者（県外業者用）

※ すべて鉛筆で記入してください。

申請者住所：東京都港区赤坂○－○－○ △△ビル12階
申請者名　：東京建設株式会社
代表者名　：東京 太郎

この部分のみゴム印等でも可。

02

① 委任先整理番号　1　※県内業者は、委任先は最大7か所。　※県外業者は、委任先は1か所のみ。受任地域は「全県内」を選択。

② 受任営業所等（カナ）　トウホクシテン

拗音（小さいゃゅょ等）は、1文字とすること。

③ 受任営業所等（漢字）　東北支店

濁音のある文字は、濁点も含めて1文字とすること。

④ 受任者職名　支店長

⑤ 受任者氏名（カナ）　センダイ ジロウ

⑥ 受任者氏名（漢字）　仙台 次郎　←（姓と名の間は1文字あけてください。）

⑦ 住所（都道府県コード）　04
⑧ 住所（市区町村コード）　101
⑨住所（都道府県名）　宮城県
⑩住所（市区町村名）　仙台市青葉区　（郡名も記入してください）

政令指定都市の区は、「市区町村名」欄に記入します。

⑪ 住所（大字～小字）　本町
⑫ 住所（丁目、番地）　○－○○
⑬ 住所（建物名・部屋番号）　△△ビル6階

・委任する営業所等が所持する許可業種を記載します。
なお、受任する発注種別は、委任先の営業所がその発注種別に対応した許可を所持していない場合、記載できません。

⑭ 郵便番号　980-0000
⑮電話　022-○○○-○○○○
⑯FAX　022-○○○-○○○○　（電話、FAXには"ハイフン"を入れてください）

⑰ 受任者の建設業許可業種

土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
2	2			2							2											1			2			

（1：一般、2：特定）

⑱ 受任する発注種別

土木	舗装	建築	電気	暖房	冷房	鋼橋	PC橋	しゅん	塗装	法面	上下水	清掃	消雪	機械	通信	造園	さく井	グラウ
1		1																

（1：今回申請する発注種別、 2：既に登録済の発注種別）

⑲受任地域

県北	県中	県南	会津若松	喜多方	南会津	相双	いわき	全県内
								1

（1：受任地域）

記入上の注意

【各項目共通】

○データ入力票№１、№２と同じです。

【各項目】

○基本的な記入方法は、データ入力票№１と同じです。

○受任者がいる場合は、この入力票を作成します。

①委任先整理番号

・委任先は１箇所のみのため、「１」で固定、本データ入力票の作成枚数は１枚となります。

②受任営業所等（カナ）、⑤受任者氏名（カナ）

・当該入力票に記載する受任先営業所等、受任者氏名のフリガナを記入します。

③受任営業所等（漢字）、④受任者職名、⑥受任者氏名（漢字）

・「営業所及び委任関係一覧表」又は「委任状」から転記します（当該書類と一致します）。

⑦住所（都道府県コード）、⑧住所（市町村コード）、⑨住所（都道府県名）、⑩住所（市区町村名）、⑪住所（大字～小字）、⑫住所（丁目、番地）、⑬住所（建物名・部屋番号）、⑭郵便番号

・記入方法は、「データ入力票 No.1」同様です。

・⑨～⑭は、「営業所及び委任関係一覧表」又は「委任状」から転記（当該書類と一致）します。

⑮電話、⑯FAX

・記入方法は、「データ入力票 No.1」同様です。

⑰建設業許可業種

・「営業所及び委任関係一覧表」と一致します。

・記入方法は、「データ入力票 No.1」同様です。

※　建設業許可業種一覧

土木工事業	土
建築工事業	建
大工工事業	大
左官工事業	左
とび･土工工事業	と
石工事業	石
屋根工事業	屋
電気工事業	電
管工事業	管
タイル･れんが･ブロック工事業	タ

鋼構造物工事業	鋼
鉄筋工事業	筋
舗装工事業	舗
しゅんせつ工事業	しゅ
板金工事業	板
ガラス工事業	ガ
塗装工事業	塗
防水工事業	防
内装仕上工事業	内
機械器具設置工事業	機

熱絶縁工事業	絶
電気通信工事業	通
造園工事業	園
さく井工事業	井
建具工事業	具
水道施設工事業	水
消防施設工事業	消
清掃施設工事業	清
解体工事業	解

⑱受任する発注種別

・当該入力票に記載した受任者に受任させたい種別について、「１」を記載します。基本受付の場合は必ず「１」となります。

・追加受付における記入方法は、「データ入力票 No.1」同様です。

⑲「受任地域」

・「全県内」となります。一部地域のみの委任はできません。

(13) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ア　入札参加資格審査における審査基準日の直前営業年度に係る経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「通知書」という。）の写しを提出すること。

イ　上記を満たすのは、経営事項審査の審査基準日が次の期間内にあるものです。

受付区分	経営事項審査の審査基準日が属する機関
基本受付	令和５年７月１日～令和６年６月３０日
第１回追加受付	令和６年１月１日～令和６年１２月３１日
第２回追加受付	令和６年７月１日～令和７年６月３０日
第３回追加受付	令和７年１月１日～令和７年１２月３１日

ウ　通知書を申請中の場合は、総合評定値請求書類の写しとして、「経営規模等評価申請書・総合評定値請求書」の写し、「工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高」の写し、「その他の審査項目（社会性等）」の写しを提出し、通知書を入手後、速やかに当該通知書を提出すること。

(14) 建設業許可通知書の写し

ア　審査基準日において有効な建設業許可通知書の写し。

イ　委任先を設ける場合は、委任先の営業所の建設業許可状況が分かる書類の写し。

(15) 法人（個人）県民税、事業税及び自動車税納税証明書（写し可）

ア　委任先かどうかに関わらず、福島県内に営業所等がある場合は提出が必要です。福島県内に営業所等がなく、福島県に納めるべき税金が発生しない場合は提出不要です。

イ　「納税証明書」は、申請日から遡って３ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。

例：郡山市に営業所がある場合　県中地方振興局県税部（郡山合同庁舎　郡山市内）

ウ　証明事項は、法人（個人）県民税、法人（個人）事業税と自動車税とする。審査基準日の直前１年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確認したものとすること。ただし、自動車税については、納期限が到来している直近分のものとすること。

※　自動車税について、リース車等により課税の対象とならない場合は、「課税なし」の証明を受けてください。

エ　証明事項及び証明書は、「未納がないことの証明」でも可とする。

オ　未納がある場合は、入札参加資格審査の申請ができません。

(16) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

ア　「納税証明書」は、申請日から遡って３ヶ月以内に申請者の主たる営業所所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。ただし、審査基準日直前営業年度の経営事項審査を申請した時に添付した納税証明書で未納がないことを確認できる場合は、その写しを使用することができるものとする。

イ　証明事項は、消費税及び地方消費税とする。審査基準日の直前１年間における、納付し又は納付すべき額として確定したものとすること。

ウ　納税証明書の様式は、税額の証明書（その１）又は未納がないことの証明（その３、その３の２、その３の３）とする。

エ　納税の猶予を受けている場合であって、証明書で当該事実を確認できない場合にあっては、納税猶予の決定通知の写しを納税証明書に添付すること。

オ　**未納がある場合は、入札参加資格審査の申請ができません。**

（17）法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトＨＰ画面の写し

ア　国税庁法人番号公表サイトＨＰ（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）画面の写しについては、「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されているものを用意してください。

３　測量等に県内業者が申請する場合

【測量等（県内業者）の書類提出一覧】

No.	様　式	書　　類　　名	提　出 部　数
1	第６号	測量等入札参加資格審査申請書（申請書裏面様式含む）	2
2		登録通知書等の写し ①申請業種に関する登録等を受けている場合 　登録等を確認できる登録通知等の写し ※測量の場合は測量法第５５条の８の規定に基づく書類（２年分） ②申請業種に関する登録等を受けていない場合 　登記事項証明書（写し可）ただし、個人の場合は身分証明書	1
3	第６号 その２	業務経歴書	1
4	別紙	対応表【取扱業務高】（測量等に係わる登録と入札参加申込業種）	2
5	第３号 その２	技術者経歴書（審査基準日の直前営業年度末現在）	1
6	第６号 その３	技術者集計一覧表《該当者のみ》 ※土木設計を申請する場合のみ	2
7		財務諸表等（審査基準日直前２年の各営業年度分）	1
8	第４号 その１	営業所及び委任関係一覧表《該当者のみ》	2
9	（別紙）	委任状兼使用印鑑届《該当者のみ》	2
１０		法人（個人）県民税、事業税及び自動車税の納税証明書（写し可）	1
１１		消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）	1
１２	別紙	測量等データ入力票　No.１　※鉛筆書き 測量等データ入力票　No.２　※鉛筆書き 測量等データ入力票　受任者《該当者のみ》　※鉛筆書き	1
１３		契約書又は請書等（写し可） ※申請種別毎に業務経歴書に記載の各営業年度における契約金額の大きいものを１件ずつ	提示（書面審査の場合は写しの提出）

１４		法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトＨＰ（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）画面の写し ※国税庁法人番号公表サイト画面の写しについては、「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されていること。	1

提出にあたっての注意事項

○１～１１を、番号順にＡ４判ファイル（紙製に限る。色の指定なし。）に綴り、背表紙には申請者名を記入すること。ただし、６、８、９については、該当がある場合のみ提出すること。

○１２及び２部提出する書類のうち１部は、綴じずにクリップでまとめて別にすること。

○１３は提示のみとする（ただし、書面審査の場合は写しをファイルに綴ること）。

○書面審査の指定を受けた者は、上記によりまとめた書類一式を封筒に入れ、封筒に「工事等入札参加資格審査申請書」と朱書きの上、一般書留、簡易書留又はレターパックにより指定期日必着で郵送すること。提示となっている書類も同封すること。

○ 各様式の記載例及び記入上の注意を、十分に確認してください。
○ 受付した申請書の控え等を御希望の場合は、受付印を押印する書類等を、申請者において御用意願います。（書面審査の場合は返信用封筒も御用意願います。）

（１）測量等入札参加資格審査申請書（第６号様式）

第6号様式（第６関係）

受付番号

測量等入札参加資格審査申請書

記　載　例

・商号又は名称及び代表者氏名に必ずふりがなをふる。
・作成担当者には、会社内部で申請書記載内容を熟知している者を記載
・行政書士作成の場合は、その旨を記載し、申請者の委任状を添付

申請日を記入 → 令和　6 年　9 月　2 日

番　　号 960-8670
所　　所 福島市杉妻町２－１６　杉妻ビル４階
（ふりがな）ふくしませっけい
商　号　名　称 福島設計株式会社
（ふりがな）ふくしま　たろう
代表者職・氏名 代表取締役　福島　太郎
作成担当者 福島　一郎
電　話　番　号 024-521-7899

希望する業種	
	地上測量
	航空測量
	調査（　地質　）
	土木設計
	建築設計

希望する業種を〇で囲む
調査は、主な業務内容を（　）内に記入

区分	登録番号	登録年月日
測量	第（４）－１１１１号	令和4年4月1日
不動産鑑定		
建築士事務所		
地質調査	第（４）－１１	
補償コンサルタント（登録部門）		
建設コンサルタント（登録部門）	建（４）－１１１１号	令和4年4月1日

押印不要
（行政書士作成の場合は必要）

補償コンサルタント（登録部門）
1　土地調査　2　土地評価　3　物件　4　機械工作物　5　営業補償　6　事業損失
7　補償関連　8　総合補償

建設コンサルタント（登録部門）
1　河川・砂防・海岸・海洋　2　港湾・空港　3　電力土木　④　道路　5　鉄道
6　上水道・工業用水道　7　下水道　⑧　農業土木　9　森林土木　10　水産土木　11　廃棄物
12　造園　13　都市計画・地方計画　14　地質　⑮　土質・基礎　16　鋼構造物・コンクリート
17　トンネル　18　施工計画・施工設備・積算　19　建設環境　20　機械　21　電気電子

「申請業種に関する登録」欄の「（登録部門）」は、建設コンサルタント登録規定及び補償コンサルタント登録規定に基づく登録部門に〇をつける

申請書裏面様式

※申請書の裏面に添付してください。

裏面に申請書裏面様式を添付し、必要事項を記載すること
※基本受付の際は、全員添付すること
※追加受付の際は、新規に県の入札参加資格を申請する者のみ添付すること
（既に県の資格を有しており、希望工種の追加申請を行う場合は、添付不要）

当社の状況については下記のとおりです。

申請日から過去３年間の状況について

該当あり	該当なし	
	○	業務を粗雑にし、それに起因して公衆に損害（全治1か月以上若しくは入院2週間以上又は物損額50万円以上の被害）を与えたことがある。
	○	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反により、代表者、役員又は従業員が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたことがある。
	○	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は審決等を受けたことがある。
	○	贈賄、公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）違反の容疑により代表者、役員又は従業員が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴提起されたことがある。
	○	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその関係者が経営に関与している又は業務に関し暴力団若しくはその関係者と連携したことがある。
	○	上記の他、業務に関する法令違反により、代表者、役員又は従業員が逮捕され又は公訴を提起されたことがある。

記載上の注意

1　全項目について「該当あり」「該当なし」の欄のいずれかに〇を付けてください。
2　一箇所でも「該当あり」の欄に〇が付いた方は、事実の発生日や事実の詳しい内容が分かる書類を提出してください。
（任意の様式で可。なお監督官庁等から処分等を受けている場合は、その通知等の写しを添付してください。）
3　事実の内容に応じて入札参加資格制限を行うことがあります。

記入上の注意

１．下表の申請要件を満たさない場合は申請できません。

《測量等の申請要件一覧》

業務種別	業　務　内　容	申請の要件
地上測量	測量一般、地図の調整	測量業の登録があること
航空測量	航空機による測量、地図の調整	測量業の登録があること
調　　査	不動産鑑定	不動産鑑定については不動産鑑定の登録があること
	地質調査	
	補償コンサルタント	
	建設コンサルタント（土木設計に関する設計図書の作成を含まない部門）	
土木設計	土木に関する工事の設計又は監理 建設コンサルタント（土木設計に関する設計図書の作成を含む部門）	なし
建築設計	建築に関する工事の設計又は監理 建築士事務所	建築士事務所の登録があること

２．申請年月日を記入すること。

３．「希望する業種」欄は、該当するものを○で囲むこと。なお、調査を申請する場合には、主な業務内容を（　）内に記入すること。

４．「申請業種に関する登録」欄の「(登録部門)」は、建設コンサルタント登録規定及び補償コンサルタント登録規定に基づく登録部門に○をつけること。

５．作成担当者は、会社内部で申請書記載内容を熟知している者の氏名を記載すること。なお、行政書士が作成した場合は、その旨を記載・押印し、申請者の委任状を添付すること。

６．商号又は名称及び代表者氏名には必ずふりがなをふること。

７．裏面に申請書裏面様式を添付し、必要事項を記載すること。

①　全項目について「該当あり」「該当なし」の欄のいずれかに○を付けること。

②　裏面様式の一箇所でも「該当あり」の欄に○が付いた方は、事実の発生日や事実の詳しい内容が分かる書類を提出すること。

（任意の様式で可。なお監督官庁等から処分等を受けている場合は、その通知等の写しを添付してください。）

③　事実の内容に応じて入札参加資格制限を行うことがあります。

※基本受付の際は、全員添付すること。

※追加受付の際は、新規に県の入札参加資格を申請する者のみ添付すること。

（既に県の資格を有しており、希望工種の追加申請を行う場合は、添付不要。）

（２）業務経歴書（第６号様式その２）

第６号様式の２（第６関係）

県の入札参加申請業種を記載

業　務　経　歴　書

営業年度を記入

記　載　例

（業務種別　地上測量　）　　5.4　～　6.3

発注者名	元請又は下請の別	業務名	業務場所のある都道府県	請負代金の額（千円）	着工年月	完成年月
福島県	元請	○○線用地測量委託	福島県	54,129	5年 7月	5年 9月
東日本電信電話（株）	元請	○○電波塔測量委託	〃	18,796	5年 8月	5年 8月
○○コサンサルタント（株）	下請	○○駅前広場再開発事業測量委託	〃	19,260	5年 9月	5年 11月
						月
						月
						月
		（その他地上測量）		44,833	年 月	年 月
		（地上測量の計）		137,018	年 月	年 月
					年 月	年 月
					月	年 月

工事に関する業務のみ記入すること。
（遺跡発掘調査、食品栄養分析調査、システム保守管理・販売、イベント・講演会開催等は含まない。）

審査基準日の直前２年の各営業年度について作成すること。

対応表に転記

記載上の注意
1　希望する業務種別ごとに区分し、別葉に作成すること。
2　下請業務については、発注者名の欄に元請業者名を、業務名の欄に下請業務名を記載すること。
3　県内業者にあっては、審査基準日の直前２年の各営業年度における完成業務について記載し（少額業務については一括記載してもよい。）各営業年度ごとに取扱高の合計を記載すること。
4　県外業者にあっては、審査基準日の直前２年の各営業年度における主な完成業務について記載し（１年間につき２０件程度記載すること。）、各営業年度ごとに業務現場等が福島県内の取扱高の小計記載すること。なお、努めて福島県内で取り扱った業務を記載すること。

記入上の注意

１．希望する業務種別ごとに区分し、別葉に作成すること。

２．工事に関する業務のみ記入すること。（遺跡発掘調査、食品栄養分析調査、システム保守管理・販売、イベント・講演会開催等は含まない。）また、添付した契約書の業務については、業務経歴書を網掛けすること。

３．下請業務については、発注者名の欄に元請業者名、業務名の欄に下請業務名を記載すること。

４．県内業者にあっては、審査基準日の直前２年の各営業年度における完成業務について記載し、営業年度ごとに取扱高の合計を記載すること。

５．営業年度ごとに、完成業務高の７割程度までの件数と２０件のうち少ない方について、１件ずつ記載し、残りの完成業務高について、その他としてまとめて記載すること。

６．金額は消費税抜きとする。

７．請負代金の額は、最終請負契約額を記入すること。

８．福島県指定様式以外での作成も認めるが、その場合、指定の記載事項及び方法を満たしていること。なお、建設コンサルタントとしてまとめてある業務経歴書は、各業務が調査、土木設計のいずれに属するかを明記すること。

９．本用紙は、表面と裏面を両面印刷でＡ４判１枚として提出すること。
長辺綴じ（表面と裏面で、上下が逆になる）となるように作成すること。

↓

〇対応表に業務経歴書の内容（営業年度及び業務種別毎の取扱高）を転記すること。

（３）対応表【取扱業務高】

○対応表 【取扱業務高】
（測量等に係わる登録と入札参加申込業種）

記　載　例

会社名：　福島設計株式会社

申込種別の直近の取扱高が「０」の者は申請できません。

単位：千円

申込業種＼登録等	2年前（審査基準日の2営業年度前の取扱高）								直前（審査基準日の直前営業年度前の取扱高）							
	測量法第55の8	地調	質査	補償コンサル	不動産鑑定	建設コンサル	建設	築計	その他	計	測量法第55の8	地調	質査	補償コンサル	不動産鑑定	建設コンサル	建設	築計	その他	計
地上測量	137,018									137,018	126,957									126,957
航空測量	0									0	0									0
調査		54,169	23,684	0	2,456,849					2,534,702		48,196	46,897	0	1,236,958					1,332,051
土木設計					12,888,478					12,888,478					9,763,524					9,763,524
建築設計						0				0							0			0
その他	0	0	0	0	569,547	0	0			569,547	0	0	0	0	496,880		0	0		496,880
計	137,018	54,169	23,684	0	15,914,874	0	0			16,129,745	126,957	48,196	46,897	0	11,497,362		0	0		11,719,412

業務経歴書（業務種別ごと）の合計と一致しているか確認

財務諸表の売上高と一致しているか確認

記入上の注意

１．この表は、福島県の５種別（縦覧）と建設コンサルタント登録等（横欄）の対応を整理するものです。

２．各営業年度の業務経歴書から、取扱高を転記すること。
　入力できない箇所については、セルに色掛けがしてありますので、空白セルにのみ金額を記入してください。

３．申込種別における「その他」とは、申込業種に申請しない取扱業務高です。

４．縦の計が各登録等の取扱高の合計と一致します。

５．各営業年度の合計は、財務諸表の売上高（消費税抜価格）と一致します。

６．各業務種別における各営業年度の横の計をデータ入力票№２の取扱高欄に転記します。

↓

○各業務種別の直前２年間の各取扱高をデータ入力票 No2 へ転記すること。
○各営業年度の合計が財務諸表の売上高と一致しているか確認すること。

（4）技術者経歴書（第３号様式（その２））

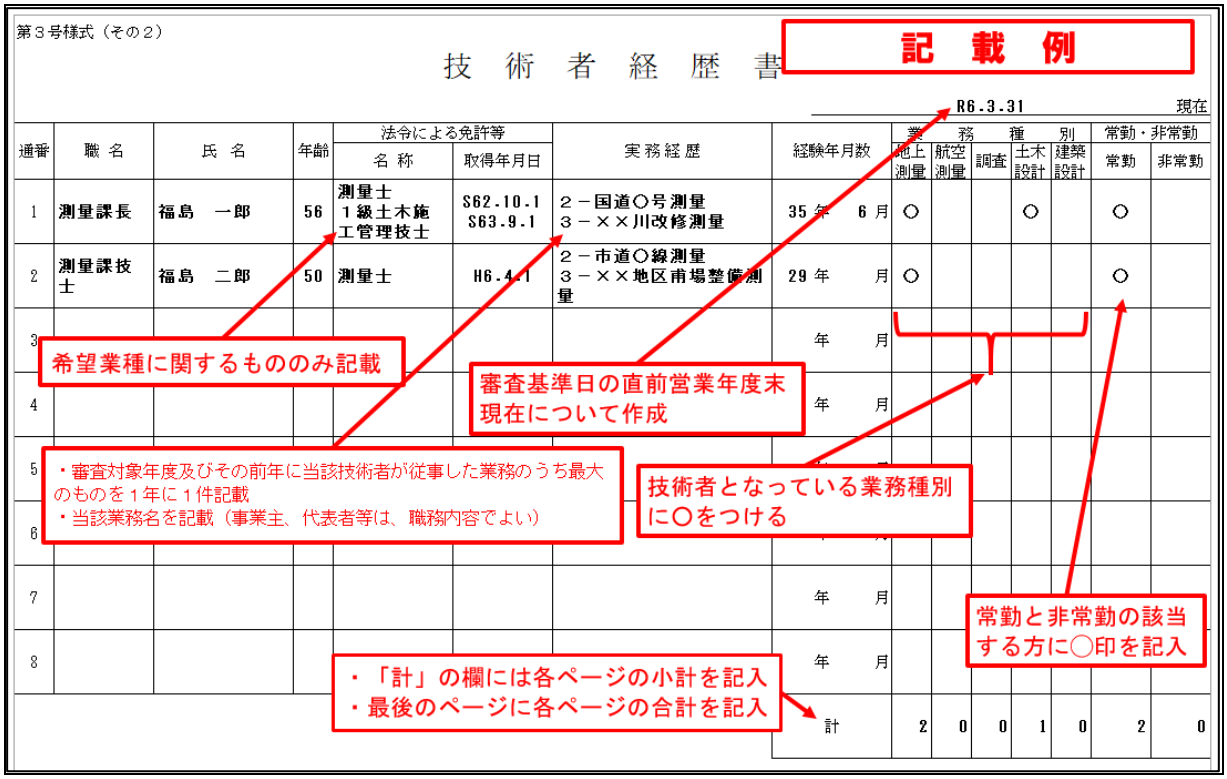

第３号様式（その２）

技　術　者　経　歴　書

記　載　例

R6.3.31　現在

通番	職名	氏名	年齢	法令による免許等 名称	法令による免許等 取得年月日	実務経歴	経験年月数	業務種別 地上測量	業務種別 航空測量	業務種別 調査	業務種別 土木設計	業務種別 建築設計	常勤・非常勤 常勤	常勤・非常勤 非常勤
1	測量課長	福島　一郎	56	測量士 １級土木施工管理技士	S62.10.1 S63.9.1	２－国道○号測量 ３－××川改修測量	35 年　6 月	○			○		○	
2	測量課技士	福島　二郎	50	測量士	H6.4.1	２－市道○線測量 ３－××地区甫場整備測量	29 年　月	○					○	
3							年　月							
4							年　月							
5														
6														
7							年　月							
8							年　月							
							計	2	0	0	1	0	2	0

記入上の注意

１．審査基準日の直前営業年度末現在における技術者について記載すること。

２．既存の技術者経歴書を活用することは差し支えないが、この場合は指定する記載事項及び方法を満たすように修正すること。

３．技術者経歴書にはすべての技術関係職員を記載し、担当する業務種別欄に○をつけること。該当する業務種別が複数であってもよい。

４．年齢、経験年数は、審査基準日の直前営業年度末現在で記載する。なお、技術者は経験年月数の多い順から記載すること。

５．「法令による免許等」欄は、希望する業務に関するもののみ記載すること。なお、コンサルタント業務をおこなうもので技術士法に基づく技術士を記載する場合は、免許等の名称欄に登録部門を（　）書きすること。なお、免許等は希望業種１つにつき１つのみ記載する。

例）技術士（道路）

６.「実務経歴」欄は、審査対象年度及びその前年に当該技術者が従事した業務のうち最大のものを１年に１件記載するものとし、当該業務名を記載すること（事業主、代表者等は、職務内容でよい)。

７．技術者経歴書の常勤の人数をデータ入力表 No2⑥技術者職員数に実人数で転記すること。

８．本用紙は、表面と裏面を両面印刷でＡ４判１枚として提出すること。
長辺綴じ（表面と裏面で、上下が逆になる）となるように作成すること。

（５）技術者集計一覧表（第６号様式の３）

第６号様式の３　（１／２）
（管理技術者・照査技術者関係）

技術者集計一覧表　**記 載 例**

申請者		
	住所	**福島市杉妻町２－１６**
	商号又は名称	**福島設計株式会社**
	代表者職・氏名	**代表取締役　福島太郎**

1　技術士・・［小計　**3**　人］

建設部門	0 人	1) 土質及び基礎	人	2) 鋼構造及びコンクリート	人	3) 都市計画及び地方計画	人
		4) 河川、砂防及び海岸・海洋	人	5) 港湾及び空港	人	6) 電力土木	人
		7) 道路	人	8) 鉄道	人	9) トンネル	人
		10) 施工計画、施工設備及び積算	人	11) 建設環境	人		
上下水道部門	0 人	1) 上水道及び工業用水道	人	2) 下水道	人		
農業部門	**1** 人	1) 農業土木	**1** 人				
森林部門	0 人	1) 森林土木	人				
水産部門	0 人	1) 水産土木	人				
機械部門	0 人	1) 機械設計	人	2) 材料力学	人	3) 機械力学・制御	人
		4) 動力エネルギー	人	5) 熱工学	人	6) 流体工学	人
		7) 交通・物流機械及び建設機械	人	8) ロボット	人	9) 情報・精密機器	人

【注意】複数の資格を保有している場合は、いずれか一つを選び計上すること。
選択は任意とするが、総合技術監理部門以外の部門と総合技術監理部門の資格を保有している場合は、総合技術監理部門を優先する。

電気電子部門	0 人	1) 発想配変電	人	2) 電気応用	人	3) 電子応用	人	4) 情報通信	人	5) 電気設備	人

応用理学部門	0 人	1) 地質	人				
衛生工学部門	0 人	1) 廃棄物管理	人				
総合技術管理部門	**2** 人	1) 建設－土質及び基礎	人	2) 建設－鋼構造及びコンクリート	人	3) 建設－都市計画及び地方計画	人
		4) 建設－河川、砂防及び海岸・海洋	人	5) 建設－港湾及び空港	人	6) 建設－電力土木	人
		7) 建設－道路	**2** 人	8) 建設－鉄道	人	9) 建設－トンネル	人
		10) 建設－施工計画、施工設備及び積算	人	11) 建設－建設環境	人	12) 上下水道－上水道及び工業用水道	人
		13) 上下水道－下水道	人	14) 農業－農業土木	人	15) 森林－森林土木	人
		16) 水産－水産土木	人	17) 機械－機械設計	人	18) 機械－材料力学	人
		19) 機械－機械力学・制御	人	20) 機械－動力ｴﾈﾙｷﾞｰ	人	21) 機械－熱工学	人
		22) 機械－流体工学	人	23) 機械－交通・物流機械及び建設機械	人	24) 機械－ロボット	人
		25) 機械－情報・精密機器	人	26) 電気電子－発送配変電	人	27) 機械－ロボット	人
		28) 電気電子－電子応用	人	29) 電気電子－情報通信	人	30) 電気電子－電気設備	人
		31) 応用理学－地質	人	32) 衛生工学－廃棄物管理	人		

第６号様式の３　（２／２）
（管理技術者・照査技術者関係）

技術者集計一覧表

2　ＲＣＣＭの資格保有者・・［小計　**5**　人］

1) 河川、砂防及び海岸・海洋	人	2) 港湾及び空港	人	3) 電力土木	人
4) 道路	**3** 人	5) 鉄道	人	6) 上水道及び工業用水道	人
7) 下水道	人	8) 農業土木	**1** 人	9) 森林土木	人
10) 水産土木	人	11) 廃棄物	人	12) 造園	人
13) 都市計画及び地方計画	人	14) 地質	人	15) 土質及び基礎	**1** 人
16) 鋼構造及びコンクリート	人	17) トンネル	人	18) 施行計画、施工設備及び積算	人
19) 建設環境	人	20) 機械	人	21) 電気電子	人

3　学校教育法による大学卒業者で土木設計に関する経験年数が１５年以上の技術者・・・・・・・・・・・・・・・・・［小計　**4**　人］

4　学校教育法による短期大学又は高等専門学校卒業者で土木設計に関する経験年数が１７年以上の技術者・・・・・・［小計　**2**　人］

5　土木設計に関する経験年数が２０年以上の技術者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［小計　**11**　人］

6　「ＲＣＣＭ資格試験」に合格し、社団法人建設コンサルタンツ協会に備える「ＲＣＣＭ登録簿」に登録しておらず、「登録証書」の交付を受けていない者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［小計　**1**　人］

7　１で定める技術士以外で、土木設計に関する経験年数が１０年以上の技術士・・・・・・・・・・・・・・・・・・［小計　**1**　人］

【集　計】(1) １～７の技術者　**27** 人　(2) １～７に該当しない技術者　**11** 人　(3) 全技術者 (1)+(2)　**38** 人

技術者経歴書（土木設計）と人数が一致する。

記入上の注意

１．業務種別「土木設計」を申請するときのみ提出すること。

２．１～７の項目に**複数該当する者がいる場合は、重複せずに若い番号を優先して記入**すること。
（照査技術者及び管理技術者になれる者が何人いるか集計する表であるため。）

３．土木設計に係る「技術者経歴書」に記載した人数と【集　計】（３）の人数は一致すること。

（６）営業所及び委任関係一覧表（第４号様式その２（測量等、製造））

第４号様式その２（測量等、製造）

記　載　例

営 業 所 及 び 委 任 関 係 一 覧 表

商号又は名称：**福島設計株式会社**

営業所			内部委任者		委任する業務種別	委任事項				委任区域（管内別）
名称	代表者	所在地等	職	氏名		見積入札	契約	代金請求受領	復代理人選任	
（本店） 本社	福島　太郎	〒960-8670 福島市杉妻町２－１６ 024-521-7452								
（営業所） 南会津営業所		〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋4277-1 0241-62-5304	所長	田島　次郎	地上測量 土木設計	○	○	○	○	会津若松 南会津
計　２箇所										

各建設事務所管内単位で記載

県の入札参加申請業種を記載

記入上の注意

１．委任先を設けない場合は、提出は不要である。

２．「営業所」の欄には、委任を受けた営業所のみを記載すること。

３．業種ごとに委任することができる。

４．**測量、不動産鑑定及び建築設計について、委任先は登録等のある営業所等に限る。**
（委任先の登録等のわかる書類を添付すること）

５．県内業者の場合、委任区域は各建設事務所管内単位を基本とし、１管内につき１箇所まで委任先を設置できる。ただし、本店の所在する管内には委任先を設けることはできない。

（７）委任状兼使用印鑑届

標準例

委任状兼使用印鑑届

記　載　例

福島県知事　様

申請日を記入

令和　6 年　9 月　2 日

押印省略可とする。
押印する場合は契約時
使用印鑑を押印するこ

受任者

代理人を置く営業所の所在地

福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1

商号又は名称 **福島設計株式会社**

事業所名 **南会津営業所**

代理人役職名 **所長**

代理人の氏名 **田島　次郎**

私は、上記の者を代理人と定め、貴職との間における下記に掲げる行為についての権限を委任するとともに、その行為に際して使用する印鑑についてお届けします。

委任者

主たる営業所の所在地

福島市杉妻町２番１６号

商号又は名称 **福島設計株式会社**

代表者役職名 **代表取締役**

代表者氏名 **福島　太郎**

記

委任事項

１．入札及び見積もりの件

２．契約の締結の件

３．代金の請求及び受領の件

４．復代理人選任の件

５．その他上記に付随する一切の件

委任する業務種別

地上測量、土木設計

各建設事務所管内単位で記載

委任する管内

会津若松、南会津

【基本受付の場合】
令和７年４月１日～令和９年３月３１日
【追加受付の場合】
申請日～令和９年３月３１日

委任期間

令和〇年〇月〇日　～　令和９年３月３１日

記入上の注意

１．委任状の様式は標準例にある項目を具備していれば、任意の様式で構いません。

２．委任する場合、見積入札・契約締結・代金請求受領の権限はすべて委任してください。

３．受任者と代表者の**押印は省略可能**です。なお、**押印をする場合は契約時使用印鑑を使用**してください。

４．建設工事、測量等の申請業種に関わる許可や登録が必要な場合は、委任先とできるのは、それらの許可や登録がある営業所等に限ります。

５．委任区域は、各建設事務所管内単位です。

６．日付、宛先等も漏れなく記載してください。

【令和 7・8 年度用】　**福島県測量等データ入力票　No.1（県内業者用）**　※ すべて鉛筆で記入してください。

※H19以降、福島県の測量等の入札参加資格に登録したことはありますか。　【 あり ・ なし ・ 不明 】

「あり」の場合は、有資格者コードを記入してください。（有資格者コードが分からない場合は、空欄のままで結構）→ ※有資格者コード 3 0 0 7 7 7 7 7 7

※ 受付番号　0 0 3 3　（行政庁で記入しますので、記載不要です。）　0 1

H19以降の名簿登録状況について、いずれかに丸をつけること。
また、「あり」の場合は、「※有資格者コード欄」を記載すること。

① 法人番号　2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4

② 商号又は名称（カナ）　フ ク シ マ セ ッ ケ イ

「カブシキカイシャ」等の記載は省略すること。

③ 商号又は名称（漢字）　福 島 設 計 （ 株 ）

「（株）」「（有）」等組織の略号も記載します。この場合は、括弧も1文字として扱うこと。

④ 代表者職名　代 表 取 締 役

⑤ 代表者氏名（カナ）　フ ク シ マ　タ ロ ウ

⑥ 代表者氏名（漢字）　福 島　太 郎　←（姓と名の間は1文字あけてください。）

総務省が指定する地方公共団体コードにより、それぞれ記入すること。
総務省ホームページから検索すること。
（アドレス：http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html）

例：福島県福島市（072010）
　　都道府県コード　07　市町村コード　201
　　最後のコード0については、使用しません。

⑦ 住所（都道府県コード）　0 7
⑧ 住所（市区町村コード）　2 0 1
⑨ 住所（都道府県名）　福 島 県
⑩ 住所（市区町村名）　福 島 市　（郡名も記入してください）

⑪ 住所（大字～小字）　杉 妻 町
⑫ 住所（丁目、番地）　2 ー 1 6
⑬ 住所（建物名・部屋番号）　杉 妻 ビ ル 4 階

番地等については、ハイフンにより省略して記載すること。

⑭ 郵便番号　9 6 0 - 8 6 7 0
⑮ 電話　0 2 4 ー 5 2 1 ー 7 4 5 2　（電話には"ハイフン"を入れてください）
⑯ FAX　0 2 4 ー 5 2 1 ー 7 9 8 0　（FAXには"ハイフン"を入れてください）

記入上の注意

【各項目共通】

１．記入にはエンピツを使用し、訂正する場合は、きれいに消してからすること。

２．金額等の数字は右詰めで記入します。

例）5678

						5	6	7	8

３．括弧は、１文字として扱います。

例）（株）

(	株	)							

４．濁音・半濁音のある文字は、濁点も含めて１文字とします。
また、拗音（ゃゅょ等）については、１文字として扱います。

例）日本興

ニ	ッ	ポ	ン	コ	ウ	ギ	ョ	ウ	

業

５．「データ入力票」の提出時の用紙サイズはＡ４判とします。

【各項目】

◯H19以降の福島県建設工事入札参加資格登録について、「あり」「なし」「不明」のいずれかに丸をつけてください。

◯上記が「あり」の場合は、有資格者コードを記入してください。
（有資格者コードが分からない場合は、空欄で結構です。）

◯「受付番号」の項目は記入しません。

①法人番号

・１３ケタの法人番号を記入します。

※国税庁法人番号公表サイト（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）から検索できます。

※登記事項証明書に記載の番号は１２ケタですので、記入に使用しないでください。

②商号又は名称（カナ）

・申請書から転記します（申請書と一致します）。「カブシキカイシャ」等は省略します。

・記入欄を超える文字は欄外に続けて記入してください。

③商号又は名称（漢字）、④代表者職名、⑤代表者氏名（カナ）、⑥代表者氏名（漢字）

・申請書から転記します（申請書と一致します）。

・記入欄を超える文字は欄外に続けて記入してください。

・商号又は名称の「株式会社」等は略号で記入します。

株式会社：（株）、有限会社：（有）、合名会社：（名）
合資会社：（資）、合同会社：（同）、社団法人：（社）
財団法人：（財）、一般社団法人：（一社）、一般財団法人：（一財）
公益社団法人：（公社）、公益財団法人：（公財）

・氏名は、姓と名の間を１マス空けてください。

⑦住所（都道府県コード）、⑧住所（市町村コード）

・総務省が指定の地方公共団体コードにより、それぞれ記入します。

・都道府県コード：地方公共団体コードの左から１～２ケタ

・市区町村コード：地方公共団体コードの左から３～５ケタ

例）福島県福島市　団 体 コ ー ド　　０７２０１０
　　福島県　　都道府県コード　　０７
　　福島市　　市区町村コード　　２０１

※下１桁（最も右の数字）は使用しません。

※コードは別紙のコード表（指定都市はコード表末に掲載）で確認してください。

※総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html）でも確認できます。

⑨住所（都道府県名）、⑩住所（市区町村名）、⑪住所（大字～小字）、⑫住所（丁目、番地）、⑬住所（建物名・部屋番号）、⑭郵便番号

・申請書から転記します（申請書と一致します）。

・なお、住所は、資格の認定通知書等の送付先となります。

・⑩「住所（市町村名）」は、郡名も記載します。

・⑪「住所（丁目、番地）」は、番地等は「－」（ハイフン）を使い、省略して記載します。

例）１丁目２番３号　１－２－３

⑮電話、⑯FAX

・番号には「－」（ハイフン）をつけます。

・建設工事等の入札参加資格や入札・契約に関する連絡先になります。

（9）データ入力票No.2（県内業者用）

【令和7･8年度用】

福島県測量等データ入力票　No.2（県内業者用）

※すべて鉛筆で記入してください。

この部分のみゴム印等でも可。

申請者住所：福島市杉妻町2－16　杉妻ビル4階
申請者名：福島設計株式会社
代表者名：福島　太郎

①申請する発注種別

地上測量	航空測量	調査	土木設計	建築設計
1		1	1	

（1:今回申請する発注種別、2:既に登録済の発注種別）

②登録部門等

河川	港湾	電力	道路	鉄道	上水道	下水道	農業	森林	水産	廃棄物	造園	都市	地質	土質	鋼構造	トンネ	施工	建設	機械	電気
			1				1							1						

（1:登録）

地質	補償	不動産
1		

（1:登録）

技術職員　＋　事務職員

技術者経歴書の常勤の人数を実数で記入すること。

「土木設計」の登録を希望する場合は、当該欄を記入すること。なお、技術者集計一覧表【集計】(1)の人数と一致すること。

③営業年数　46 年

④資本金　1500万 千円

⑤常勤職員数　42 人
※事務職員も含む

⑥技術職員数　38 人

⑦管理･照査技術者数　27 人
※土木設計の時のみ記入する

取扱高		【2営業年度前】の取扱高	【直近営業年度】の取扱高	【福島県内の2営業年度前】の取扱高	【福島県内の直近営業年度】の取扱高
		億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円
19	地上測量	1370 18	1269 57		
20	航空測量	0	0		
21	調　査	2534702	1332051		
22	土木設計	12896478	9763524		
23	建築設計	0	0		

この欄は、福島県内業者の方は、記載不要です。

記入上の注意

【各項目共通】

1．記入にはエンピツを使用し、訂正する場合は、きれいに消してからすること。ただし、№２の右上の申請者名は鉛筆書きでなくてもよい。

2．金額等の数字は右詰めで記入します。

例）5678

						5	6	7	8

3．括弧は、１文字として扱います。

例）（株）

(	株	)							

4．濁音・半濁音のある文字は、濁点も含めて１文字とします。
また、拗音（ゃゅょ等）については、１文字として扱います。

例）日本興

ニ	ッ	ポ	ン	コ	ウ	ギ	ョ	ウ	

業

5．「データ入力票」の提出時の用紙サイズはＡ４判とします。

【各項目】

①申請する発注種別

・申請する種別について、「１」を記載します。基本受付の場合は必ず「１」となります。

・追加受付においては、基本受付により既に資格の登録を受けている場合は、その業種に「２」、今回追加受付申請する業種に「１」を記入します。

②「登録部門等」

・建設コンサルタント等の登録を有する部門に、「１」を記載します。

③営業年数

・審査基準日の前日までの営業年数を記入してください。なお、１年未満端数は切り捨てます。

④資本金

・審査基準日の直前営業年度に係る財務諸表（貸借対照表）から、千円単位で転記します。

⑤常勤職員数

・技術職員のほか、事務職員を含む常勤の職員数を記入します。

⑥技術職員数

・技術者経歴書の常勤の技術職員数を実人数で記入します。

⑦管理・照査技術者数

・「土木設計」の登録を申請する場合のみ、記入してください。

・技術者集計一覧表の【集計】(1)から転記します（当該箇所の人数と一致します)。

○「【２営業年度前】の取扱高」、「【直前営業年度】の取扱高」

・対応表の各営業年度の横の計（各営業年度及び各業務種別の取扱高の合計）を転記します。(対応表の横の計と一致します)。

（10）データ入力票 受任者（県内業者用）

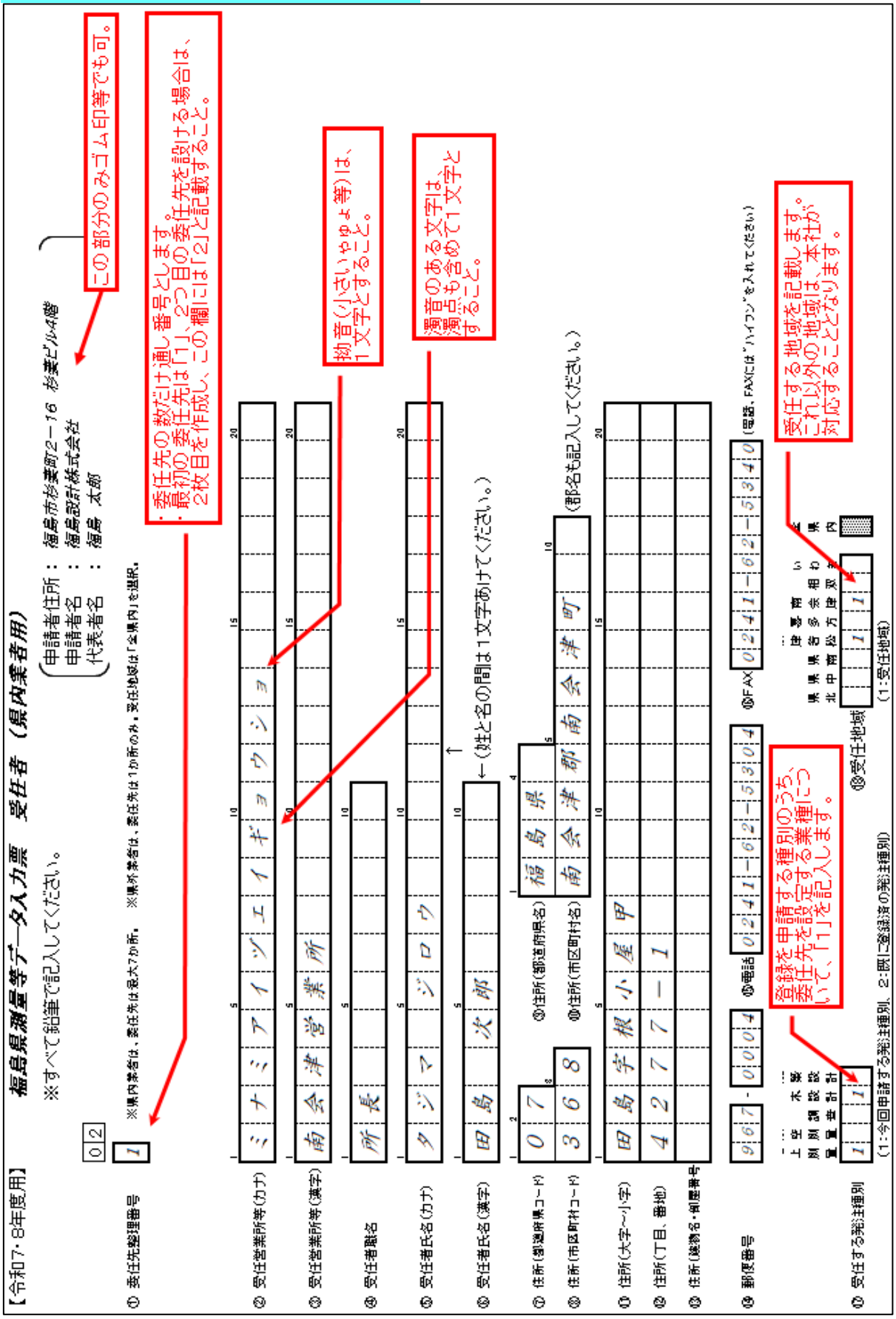

記入上の注意

【各項目共通】

○データ入力票№.１、№.２と同じです。

【各項目】

○基本的な記入方法は、データ入力票№.１と同じです。

○受任者が複数いる場合は、受任者の数だけ、この入力票を作成します。

①委任先整理番号

・作成枚数に応じて「１」から通し番号を付記してください。

②受任営業所等（カナ）、⑤受任者氏名（カナ）

・当該入力票に記載する受任先営業所等、受任者氏名のフリガナを記入します。

③受任営業所等（漢字）、④受任者職名、⑥受任者氏名（漢字）

・「営業所及び委任関係一覧表」又は「委任状」から転記します（当該書類と一致します）。

⑦住所（都道府県コード）、⑧住所（市町村コード）、⑨住所（都道府県名）、⑩住所（市区町村名）、⑪住所（大字～小字）、⑫住所（丁目、番地）、⑬住所（建物名・部屋番号）、⑭郵便番号

・記入方法は、「データ入力票 No.1」同様です。

・⑨～⑭は、「営業所及び委任関係一覧表」又は「委任状」から転記（当該書類と一致）します。

⑮電話、⑯FAX

・記入方法は、「データ入力票 No.1」同様です。

⑰受任する発注種別

・当該入力票に記載した受任者に受任させたい種別について、「１」を記載します。（「営業所及び委任関係一覧表」又は「委任状」と一致します。）基本受付の場合は必ず「１」となります。

・追加受付における記入方法は、「データ入力票 No.1」同様です。

⑱「受任地域」

・当該入力票に記載した受任者に受任させたい地域に「１」を記載します。（「営業所及び委任関係一覧表」又は「委任状」と一致します。）

(11) 申請業種に関する登録通知書（写し可）

ア　申請業種に係る登録等を受けている場合、当該登録等を確認できる書類（登録通知書等の写し）を次のとおり提出すること。

①　地上測量：**測量法第５５条の８の規定に基づく書類（２年分）及び登録通知書の写し**

②航空測量：　　〃

③調　　査：**地質調査、補償・建設コンサルタントの登録通知書の写し**
不動産鑑定の登録通知書の写し

④土木設計：**建設コンサルタントの登録通知書の写し**

⑤建築設計：**建築事務所登録通知書の写し**

イ　申請業種に係わる登録等を受けていない場合

①法人：**登記事項証明書（写し可）**

②個人：本籍のある市区町村の発行する**身分証明書**及び法務局が発行する**「登記されていないことの証明書」**

ウ　委任先を設ける場合は、**委任先の登録等を確認できる書類の写し**も添付。

(12) 財務諸表等（審査基準日直前２年の各営業年度分）

ア　審査基準日の直前２営業年度分の財務諸表等を提出すること。

①法人：**貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表**

②個人：**青色申告決算書又は収支内訳書等の上記に相当する書類**

イ　ただし、地上（航空）測量を申請するものについては、「測量法第５５条の８の規定に基づく書類」を提出している場合、省略できる。

ウ　注記表を作成していない場合、注記表の提出を省略したい場合又は個人の場合については、財務諸表等が税込表示か税抜表示かについて確認できるように、財務諸表等の余白に税込か税抜を表示すること。

(13) 契約書又は請書等（写し可）

ア　**申請種別毎に業務経歴書に記載した業務のうち、各営業年度において契約金額が最も大きいものを１件ずつ**用意してください（写し可）。

イ　最終請負金額（業務経歴書に記載の請負代金額）が確認できるよう、**変更契約書又は変更請書等を含めた書類一式**を用意してください。

書類は、業務名、契約当事者、履行期間、請負金額が確認できるページのみで問題ありません。契約条項の全部や仕様書等の提示・提出は必要ありません。

ウ　対面審査の場合は持参のみで構いません。書面審査の場合は写しを提出してください。

エ　添付した契約書の業務について、業務経歴書を網掛けしてください。

(14) 法人（個人）県民税、事業税及び自動車税納税証明書（写し可）

ア　「納税証明書」は、申請日から遡って３ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。

ただし、個人事業主の場合の個人県民税（住民税）については、住所地の市町村で発行された証明書とする。

イ　証明事項は、法人（個人）県民税、法人（個人）事業税と自動車税とする。審査基準日の直前１年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確認したものとすること。ただし、自動車税については、納期限が到来している直近分のものとすること。

※　自動車税について、リース車等により課税の対象とならない場合は、「課税なし」の証明を受けてください。

ウ　証明事項及び証明書は、「未納がないことの証明」でも可とする。

エ　**未納がある場合は、入札参加資格審査の申請ができません。**

（15）消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

ア　「納税証明書」は、申請日から遡って３ヶ月以内に申請者の主たる営業所所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。

イ　証明事項は、消費税及び地方消費税とする。審査基準日の直前１年間における、納付し又は納付すべき額として確定したものとすること。

ウ　納税証明書の様式は、税額の証明書（その１）又は未納がないことの証明（その３、その３の２、その３の３）とする。

エ　納税の猶予を受けている場合であって、証明書で当該事実を確認できない場合にあっては、納税猶予の決定通知の写しを納税証明書に添付すること。

オ　**未納がある場合は、入札参加資格審査の申請ができません。**

（16）法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトＨＰ画面の写し

ア　国税庁法人番号公表サイトＨＰ（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）画面の写しについては、「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されているものを用意してください。

４　測量等に県外業者が申請する場合

【測量等（県外業者）の書類提出一覧】

No.	様　式	書　　類　　名	提　出 部　数
1	第６号	測量等入札参加資格審査申請書（申請書裏面様式含む）	1
2		登録通知書等の写し ①申請業種に関する登録等を受けている場合 登録等を確認できる登録通知等の写し ※測量の場合は測量法第５５条の８の規定に基づく書類（２年分） ②申請業種に関する登録等を受けていない場合 　登記事項証明書（写し可）ただし、個人の場合は身分証明書	1
3	第６号 その２	業務経歴書	1
4	別紙	対応表【取扱業務高】	1
5	第３号 その２	技術者経歴書（審査基準日の直前営業年度末現在）	1
6	第６号 その３	技術者集計一覧表《該当者のみ》 ※土木設計を申請する場合のみ	1
7		財務諸表等（審査基準日直前２年の各営業年度分）	1
8	第４号 その１	営業所及び委任関係一覧表《該当者のみ》	1
9	別紙	委任状兼使用印鑑届《該当者のみ》	1
１０		法人（個人）県民税、事業税及び自動車税の納税証明書（写し可）	1
１１		消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）	1
１２	別紙	測量等データ入力票　No.１　※鉛筆書き 測量等データ入力票　No.２　※鉛筆書き 測量等データ入力票　受任者《該当者のみ》　※鉛筆書き	1
１３		契約書又は請書等（写し可） ※申請種別毎に業務経歴書に記載の各営業年度における契約金額の大きいものを１件ずつ	提示（書面審査の場合は写しを提出）

１４		法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトＨＰ（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）画面の写し ※国税庁法人番号公表サイト画面の写しについては、「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されていること。	1

提出にあたっての注意事項

○１～１１を、番号順にＡ４判ファイル（紙製に限る。色の指定なし。）に綴り、背表紙には申請者名を記入すること。ただし、６、８、９については、該当がある場合のみ提出すること。

○１２データ入力票は鉛筆書きとし、綴じずにクリップでまとめて別にすること。

○１３は提示のみとする（ただし、書面審査の場合は写しをファイルに綴ること）。

○書面審査の指定を受けた者は、上記によりまとめた書類一式を封筒に入れ、封筒に「工事等入札参加資格審査申請書」と朱書きの上、一般書留、簡易書留又はレターパックにより指定期日必着で郵送すること。なお、提示となっている書類も同封すること。

○ 各様式の記載例及び記入上の注意を、十分に確認してください。
○ 受付した申請書の控え等を御希望の場合は、受付印を押印する書類等を、申請者において御用意願います。（書面審査の場合は返信用封筒も御用意願います。）

（１）測量等入札参加資格審査申請書（第６号様式）

第6号様式（第６関係）

受付番号

測量等入札参加資格審査申請書

記　載　例

・商号又は名称及び代表者氏名に必ずふりがなをふる。
・作成担当者には、会社内部で申請書記載内容を熟知している者を記載
・行政書士作成の場合は、その旨を記載し、申請者の委任状を添付

申請日を記入 → 令和　6 年　10 月　1 日

番　号	980-0811
所	宮城県仙台市青葉区一番町〇－〇
（ふりがな）	とうほくせっけいこんさるたんと
商　号　名　称	東北設計コンサルタント株式会社
（ふりがな）	とうほく　たろう
代表者職・氏名	代表取締役　東北　太郎
作成担当者	東北　一郎
電　話　番　号	022-〇〇〇-〇〇〇〇

希望する業種	
	地上測量
	航空測量
	調査（　地質　）
	土木設計
	建築設計

希望する業種を〇で囲む
調査は、主な業務内容を（　）内に記入

区分	登録番号	登録年月日
測量	第（4）－１１１１号	令和4年4月1日
不動産鑑定		
建築士事務所		
地質調査	第（4）－１１	
補償コンサルタント（登録部門）		
建設コンサルタント（登録部門）	建（4）－１１１１号	令和4年4月1日

押印不要
（行政書士作成の場合は必要）

「申請業種に関する登録」欄の「（登録部門）」は、建設コンサルタント登録規定及び補償コンサルタント登録規定に基づく登録部門に〇をつける

補償コンサルタント（登録部門）
1　土地調査　2　土地評価　3　物件　4　機械工作物　5　営業補償　6　事業損失
7　補償関連　8　総合補償

建設コンサルタント（登録部門）
1　河川・砂防・海岸・海洋　2　港湾・空港　3　電力土木　④　道路　5　鉄道
6　上水道・工業用水道　7　下水道　⑧　農業土木　9　森林土木　10　水産土木　11　廃棄物
12　造園　13　都市計画・地方計画　14　地質　⑮　土質・基礎　16　鋼構造物・コンクリート
17　トンネル　18　施工計画・施工設備・積算　19　建設環境　20　機械　21　電気電子

申請書裏面様式

※申請書の裏面に添付してください。

裏面に申請書裏面様式を添付し、必要事項を記載すること
※基本受付の際は、全員添付すること
※追加受付の際は、新規に県の入札参加資格を申請する者のみ添付すること
（既に県の資格を有しており、希望工種の追加申請を行う場合は、添付不要）

当社の状況については下記のとおりです。

申請日から過去３年間の状況について

該当あり	該当なし	
	〇	業務を粗雑にし、それに起因して公衆に損害（全治1か月以上若しくは入院2週間以上又は物損額50万円以上の被害）を与えたことがある。
	〇	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反により、代表者、役員又は従業員が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたことがある。
	〇	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は審決等を受けたことがある。
	〇	贈賄、公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）違反の容疑により代表者、役員又は従業員が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴提起されたことがある。
	〇	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその関係者が経営に関与している又は業務に関し暴力団若しくはその関係者と連携したことがある。
	〇	上記の他、業務に関する法令違反により、代表者、役員又は従業員が逮捕され又は公訴を提起されたことがある。

記載上の注意

1　全項目について「該当あり」「該当なし」の欄のいずれかに〇を付けてください。
2　一箇所でも「該当あり」の欄に〇が付いた方は、事実の発生日や事実の詳しい内容が分かる書類を提出してください。
（任意の様式で可。なお監督官庁等から処分等を受けている場合は、その通知等の写しを添付してください。）
3　事実の内容に応じて入札参加資格制限を行うことがあります。

記入上の注意

１．下表の申請要件を満たさない場合は申請できません。

《測量等の申請要件一覧》

業務種別	業　務　内　容	申請の要件
地上測量	測量一般、地図の調整	測量業の登録があること
航空測量	航空機による測量、地図の調整	測量業の登録があること
調　　査	不動産鑑定	不動産鑑定については不動産鑑定の登録があること
	地質調査	
	補償コンサルタント	
	建設コンサルタント（土木設計に関する設計図書の作成を含まない部門）	
土木設計	土木に関する工事の設計又は監理 建設コンサルタント（土木設計に関する設計図書の作成を含む部門）	なし
建築設計	建築に関する工事の設計又は監理 建築士事務所	建築士事務所の登録があること

２．申請年月日を記入すること。

３．「希望する業種」欄は、該当するものを○で囲むこと。なお、調査を申請する場合には、主な業務内容を（　）内に記入すること。

４．「申請業種に関する登録」欄の「(登録部門)」は、建設コンサルタント登録規定及び補償コンサルタント登録規定に基づく登録部門に○をつけること。

５．作成担当者は、会社内部で申請書記載内容を熟知している者の氏名を記載すること。なお、行政書士が作成した場合は、その旨を記載し、申請者の委任状を添付すること。

６．商号又は名称及び代表者氏名には必ずふりがなをふること。

７．裏面に申請書裏面様式を添付し、必要事項を記載すること。

①　全項目について「該当あり」「該当なし」の欄のいずれかに○を付けること。

②　裏面様式の一箇所でも「該当あり」の欄に○が付いた方は、事実の発生日や事実の詳しい内容が分かる書類を提出すること。

（任意の様式で可。なお監督官庁等から処分等を受けている場合は、その通知等の写しを添付してください。）

③　事実の内容に応じて入札参加資格制限を行うことがあります。

※基本受付の際は、全員添付すること。

※追加受付の際は、新規に県の入札参加資格を申請する者のみ添付すること。

（既に県の資格を有しており、希望工種の追加申請を行う場合は、添付不要。）

（２）業務経歴書（第６号様式その２）

第６号様式の２（第６関係）

県の入札参加申請業種を記載

業　務　経　歴　書

営業年度を記入

記　載　例

（業務種別　地上測量　）　　5.4　～　6.3

発注者名	元請又は下請の別	業務名	業務場所のある都道府県	請負代金の額（千円）	着工年月	完成年月
福島県	元請	○○線用地測量委託	福島県	54,129	5年　7月	5年　9月
東日本電信電話（株）	元請	○○電波塔測量委託	〃	18,796	5年　8月	5年　8月
○○コサンサルタント（株）	下請	○○駅前広場再開発事業測量委託	〃	19,260	5年　9月	5年　11月
		その他		4,821	年　月	年　月
		（福島県内　計）		97,006		
宮城県	元請	○○川流域測量	宮城県	44,833	5年　8月	5年　11月
		その他		7,258	年　月	年　月
		（地上測量の計）		149,097	年	月
						月
						月

合計には福島県内小計を含める。

対応表に転記

工事に関する業務のみ記入すること。
（遺跡発掘調査、食品栄養分析調査、システム保守管理・販売、イベント・講演会開催等は含まない。）

審査基準日の直前２年の各営業年度について作成すること。

福島県内の業務経歴がない場合は、福島県内　○　と欄内又は欄外に記載すること。

記載上の注意
1　希望する業務種別ごとに区分し、別葉に作成すること。
2　下請業務については、発注者名の欄に元請業者名を、業務名の欄に下請業務名を記載する
3　県内業者にあっては、審査基準日の直前２年の各営業年度における完成業務について記載すること。

記入上の注意

１．希望する業務種別ごとに区分し、別葉に作成すること。

２．工事に関する業務のみ記入すること。（遺跡発掘調査、食品栄養分析調査、システム保守管理・販売、イベント・講演会開催等は含まない。）また、添付した契約書の業務については、業務経歴書を網掛けすること。

３．下請業務については、発注者名の欄に元請業者名、業務名の欄に下請業務名を記載すること。

４．県外業者にあっては、審査基準日の直前２年の各営業年度における主な完成業務について記載し、営業年度ごとに業務現場等が福島県内の取扱高の小計を記載すること。なお、努めて福島県内で取り扱った業務を記載すること。最後に、完成業務高の合計（合計額は福島県内取扱高の小計を含む）を記載すること。

５．営業年度ごとに、完成業務高の７割程度までの件数と２０件のうち少ない方について、１件ずつ記載し、残りの完成業務高について、その他としてまとめて記載すること。

６．金額は消費税抜きとする。

７．請負代金の額は、最終請負契約額を記入すること。

８．福島県指定様式以外での作成も認めるが、その場合、指定の記載事項及び方法を満たしていること。なお、建設コンサルタントとしてまとめてある業務経歴書は、各業務が調査、土木設計のいずれに属するかを明記すること。

９．本用紙は、表面と裏面を両面印刷でＡ４判１枚として提出すること。
　長辺綴じ（表面と裏面で、上下が逆になる）となるように作成すること。

○対応表に業務経歴書の内容（営業年度及び業務種別毎の取扱高）を転記すること。

（３）対応表【取扱業務高】

○対応表【取扱業務高】
（測量等に係わる登録と入札参加申込業種）

記　載　例

会社名：　東北設計コンサルタント株式会社

申込種別の直近の取扱高が「０」の者は申請できません。

単位：千円

登録等 / 申込業種	2年前（審査基準日の2営業年度前の取扱高）								直前（審査基準日の直前営業年度前の取扱高）							
	測量法第55の8	地質調査	補償コンサル	不動産鑑定	建設コンサル	建築設計	その他	計	測量法第55の8	地質調査	補償コンサル	不動産鑑定	建設コンサル	建築設計	その他	計
地上測量	137,018							137,018	149,097							149,097
航空測量	0							0	0							0
調査		54,169	23,684	0	2,456,849			2,534,702		48,196	46,897	0	1,236,958			1,332,051
土木設計					12,896,478			12,896,478					9,763,524			9,763,524
建築設計						0		0						0		0
その他	0	0	0	0	569,547	0	0	569,547	0	0	0	0	496,890	0	0	496,890
計	137,018	54,169	23,684	0	15,922,874	0	0	16,137,745	149,097	48,196	46,897	0	11,497,372	0	0	11,741,562

業務経歴書（業務種別ごと）の合計と一致しているか確認

財務諸表の売上高と一致しているか確認

記入上の注意

１．この表は、福島県の５種別（縦覧）と建設コンサルタント登録等（横欄）の対応を整理するものです。

２．各営業年度の業務経歴書から、取扱高を転記すること。
　入力できない箇所については、セルに色掛けがしてありますので、空白セルにのみ金額を記入してください。

３．申込種別における「その他」とは、申込業種に申請しない取扱業務高です。

４．縦の計が各登録等の取扱高の合計と一致します。

５．各営業年度の合計は、財務諸表の売上高（消費税抜価格）と一致します。

６．各業務種別における各営業年度の横の計をデータ入力票№２の取扱高欄に転記します。

○各業務種別の直前２年間の各取扱高をデータ入力票 No2 へ転記すること。
○各営業年度の合計が財務諸表の売上高と一致しているか確認すること。

（4）技術者経歴書（第３号様式（その２））

第３号様式（その２）

記　載　例

技　術　者　経　歴　書

（業務種別　地上測量　　R6.3.31　現在

通番	職名	氏名	年齢	法令による免許等 名称	法令による免許等 取得年月日	実務経歴	経験年月数	業務種別 地上測量	航空測量	調査	土木設計	建築設計	常勤・非常勤 常勤	非常勤
1	測量課長	福島　一郎	56	測量士 １級土木施工管理技士	S62.10.1 S63.9.1	２－国道○号測量 ３－××川改修測量	35年　6月	○			○		○	
2	測量課技士	福島　二郎	50	測量士	H6.4.1	２－市道○線測量 ３－××地区甫場整備測量	29年　月	○					○	
3							年　月							
4							年　月							
5														
6														
7							年　月							
8							年　月							
							計	2	0	0	1	0	2	0

県の入札参加申請業種

希望業種に関するもののみ記載

審査基準日の直前営業年度末現在について作成

・審査対象年度及びその前年に当該技術者が従事した業務のうち最大のものを１年に１件記載
・当該業務名を記載（事業主、代表者等は、職務内容でよい）

技術者となっている業務種別に○をつける

常勤と非常勤の該当する方に○印を記入

・「計」の欄には各ページの小計を記入
・最後のページに各ページの合計を記入

記入上の注意

１．審査基準日の直前営業年度末現在における技術者について記載すること。

２．既存の技術者経歴書を活用することは差し支えないが、この場合は指定する記載事項及び方法を満たすように修正すること。

３．技術者経歴書にはすべての技術関係職員を記載し、担当する業務種別欄に○をつけること。該当する業務種別が複数であってもよい。

４．年齢、経験年数は、審査基準日の直前営業年度末現在で記載する。なお、技術者は経験年月数の多い順から記載すること。

５．「法令による免許等」欄は、希望する業務に関するもののみ記載すること。なお、コンサルタント業務をおこなうもので技術士法に基づく技術士を記載する場合は、免許等の名称欄に登録部門を（　）書きすること。

例）技術士（道路）

６.「実務経歴」欄は、審査対象年度及びその前年に当該技術者が従事した業務のうち最大のものを１年に１件記載するものとし、当該業務名を記載すること（事業主、代表者等は、職務内容でよい)。

７．技術者経歴書の常勤の人数をデータ入力表 No2⑥技術者職員数に実人数で転記すること。

８．本用紙は、表面と裏面を両面印刷でＡ４判１枚として提出すること。
長辺綴じ（表面と裏面で、上下が逆になる）となるように作成すること。

（５）技術者集計一覧表（第６号様式の３）

第６号様式の３　（１／２）
（管理技術者・照査技術者関係）

技術者集計一覧表

記 載 例

申請者　住所　**仙台市青葉区一番町〇－〇**
商号又は名称　**東北設計コンサルタント（株）**
代表者職・氏名　**代表取締役　東北 太郎**

1　技術士・・[小計　**25**　人]

建設部門	**19** 人	1) 土質及び基礎	**7** 人	2) 鋼構造及びコンクリート	人	3) 都市計画及び地方計画	人
		4) 河川、砂防及び海岸・海洋	**6** 人	5) 港湾及び空港	人	6) 電力土木	人
		7) 道路	**5** 人	8) 鉄道	人	9) トンネル	**1** 人
		10) 施工計画、施工設備及び積算	人	11) 建設環境	人		

上下水道部門	**0** 人	1) 上水道及び工業用水道	人	2) 下水道	人

農業部門	**1** 人	1) 農業土木	**1** 人
森林部門	**0** 人	1) 森林土木	人
水産部門	**0** 人	1) 水産土木	人

【注意】複数の資格を保有している場合は、いずれか一つを選び計上すること。
選択は任意とするが、総合技術監理部門以外の部門と総合技術監理部門の
資格を保有している場合は、総合技術監理部門を優先する。

機械部門	**0** 人	1) 機械設計	人	2) 材料力学	人	3) 機械力学・制御	人
		4) 動力エネルギー	人	5) 熱工学	人	6) 流体工学	人
		7) 交通・物流機械及び建設機械	人	8) ロボット	人	9) 情報・精密機器	人

電気電子部門	**0** 人	1) 発想配変電	人	2) 電気応用	人	3) 電子応用	人	4) 情報通信	人	5) 電気設備	人

応用理学部門	**0** 人	1) 地質	人
衛生工学部門	**0** 人	1) 廃棄物管理	人

総合技術管理部門	**5** 人	1) 建設－土質及び基礎	**2** 人	2) 建設－鋼構造及びコンクリート	人	3) 建設－都市計画及び地方計画	人
		4) 建設－河川、砂防及び海岸・海洋	**2** 人	5) 建設－港湾及び空港	人	6) 建設－電力土木	人
		7) 建設－道路	**1** 人	8) 建設－鉄道	人	9) 建設－トンネル	人
		10) 建設－施工計画、施工設備及び積算	人	11) 建設－建設環境	人	12) 上下水道－上水道及び工業用水道	人
		13) 上下水道－下水道	人	14) 農業－農業土木	人	15) 森林－森林土木	人
		16) 水産－水産土木	人	17) 機械－機械設計	人	18) 機械－材料力学	人
		19) 機械－機械力学・制御	人	20) 機械－動力ｴﾈﾙｷﾞｰ	人	21) 機械－熱工学	人
		22) 機械－流体工学	人	23) 機械－交通・物流機械及び建設機械	人	24) 機械－ロボット	人
		25) 機械－情報・精密機器	人	26) 電気電子－発送配変電	人	27) 機械－ロボット	人
		28) 電気電子－電子応用	人	29) 電気電子－情報通信	人	30) 電気電子－電気設備	人
		31) 応用理学－地質	人	32) 衛生工学－廃棄物管理	人		

第６号様式の３　（２／２）
（管理技術者・照査技術者関係）

技術者集計一覧表

2　ＲＣＣＭの資格保有者・・[小計　**5**　人]

1) 河川、砂防及び海岸・海洋	人	2) 港湾及び空港	人	3) 電力土木	人
4) 道路	**3** 人	5) 鉄道	人	6) 上水道及び工業用水道	人
7) 下水道	人	8) 農業土木	**1** 人	9) 森林土木	人
10) 水産土木	人	11) 廃棄物	人	12) 造園	人
13) 都市計画及び地方計画	人	14) 地質	人	15) 土質及び基礎	**1** 人
16) 鋼構造及びコンクリート	人	17) トンネル	人	18) 施行計画、施工設備及び積算	人
19) 建設環境	人	20) 機械	人	21) 電気電子	人

3　学校教育法による大学卒業者で土木設計に関する経験年数が１５年以上の技術者・・・・・・・・・・・・・・・・[小計　**4**　人]

4　学校教育法による短期大学又は高等専門学校卒業者で土木設計に関する経験年数が１７年以上の技術者・・・・・・[小計　**2**　人]

5　土木設計に関する経験年数が２０年以上の技術者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・[小計　**11**　人]

6　「ＲＣＣＭ資格試験」に合格し、社団法人建設コンサルタンツ協会に備える「ＲＣＣＭ登録簿」に登録しておらず、
「登録証書」の交付を受けていない者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・[小計　**1**　人]

7　１で定める技術士以外で、土木設計に関する経験年数が１０年以上の技術士・・・・・・・・・・・・・・・・・・[小計　**1**　人]

【集　計】(1) １～７の技術者　49 人　(2) １～７に該当しない技術者　12 人　(3) 全技術者 (1)+(2)　61 人

技術者経歴書（土木設計）と人数が一致する。

記入上の注意

1．業務種別「土木設計」を申請するときのみ提出すること。

2．１～７の項目に複数該当する者がいる場合は、重複せずに若い番号を優先して記入すること。
（照査技術者及び管理技術者になれる者が何人いるか集計する表であるため。）

3．土木設計に係る「技術者経歴書」に記載した人数と【集　計】（３）の人数は一致すること。

（６）営業所及び委任関係一覧表（第４号様式その２（測量等、製造））

第４号様式その２（測量等、製造）

記　載　例

営 業 所 及 び 委 任 関 係 一 覧 表

商号又は名称：**東北設計コンサルタント株式会社**

営業所			内部委任者		委任する業務種別	委任事項				委任区域（管内別）
名称	代表者	所在地等	職	氏名		見積入札	契約	代金請求受領	復代理人選任	
（本店） **本社**	**東北　太郎**	**〒980-0811 仙台市青葉区一番町 ○－○ 022-○○○-○○○○**								
（営業所） **南会津営業所**		**〒967-0004 南会津郡南会津町田島字根小屋4277-1 0241-62-5304**	**所長**	**田島　次郎**	**地上測量 土木設計**	○	○	○	○	**県内**
計　2 箇所										

委任地域は、「県内」とするこ

県の入札参加申請業種を記載

記入上の注意

１．委任先を設けない場合は、提出は不要である。

２．「営業所」の欄には、委任を受けた営業所のみを記載すること。

３．業種の全部又は一部について委任することができる。

４．**測量、不動産鑑定及び建築設計について、委任先は登録等のある営業所等に限る。**
（委任先の登録等のわかる書類を添付すること）

５．県外業者の場合、委任区域は県内全域とし、１箇所のみ委任先を設置できる。

（７）委任状兼使用印鑑届

標準例

委任状兼使用印鑑届

記　載　例

福島県知事　様

申請日を記入

令和　6 年　10 月　1 日

押印省略可とする。
押印する場合は契約時
使用印鑑を押印するこ

受任者

代理人を置く営業所の所在地
福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1
商号又は名称 **東北設計コンサルタント株式会社**
事業所名 **南会津営業所**
代理人役職名 **所長**
代理人の氏名 **田島　次郎**

私は、上記の者を代理人と定め、貴職との間における下記に掲げる行為についての権限を委任するとともに、その行為に際して使用する印鑑についてお届けします。

委任者

主たる営業所の所在地
宮城県仙台市一番町〇－〇
商号又は名称 **東北設計コンサルタント株式会社**
代表者役職名 **代表取締役**
代表者氏名 **東北　太郎**

記

委任事項

1．入札及び見積もりの件
2．契約の締結の件
3．代金の請求及び受領の件
4．復代理人選任の件
5．その他上記に付随する一切の件

委任する業務種別

地上測量、土木設計

【基本受付の場合】
令和７年４月１日～令和９年３月３１日
【追加受付の場合】
申請日～令和９年３月３１日

委任期間

令和〇年〇月〇日　～　令和９年３月３１日

記入上の注意

１．委任状の様式は標準例にある項目を具備していれば、任意の様式で構いません。

２．委任する場合、見積入札・契約締結・代金請求受領の権限はすべて委任してください。

３．受任者と代表者の**押印は省略可能**です。なお、**押印をする場合は契約時使用印鑑を使用**してください。

４．建設工事、測量等の申請業種に関わる許可や登録が必要な場合は、委任先とできるのは、それらの許可や登録がある営業所等に限ります。

５．委任先は、１カ所のみです。

６．日付、宛先等も漏れなく記載してください。

（8）データ入力票 No.1（県内業者用）

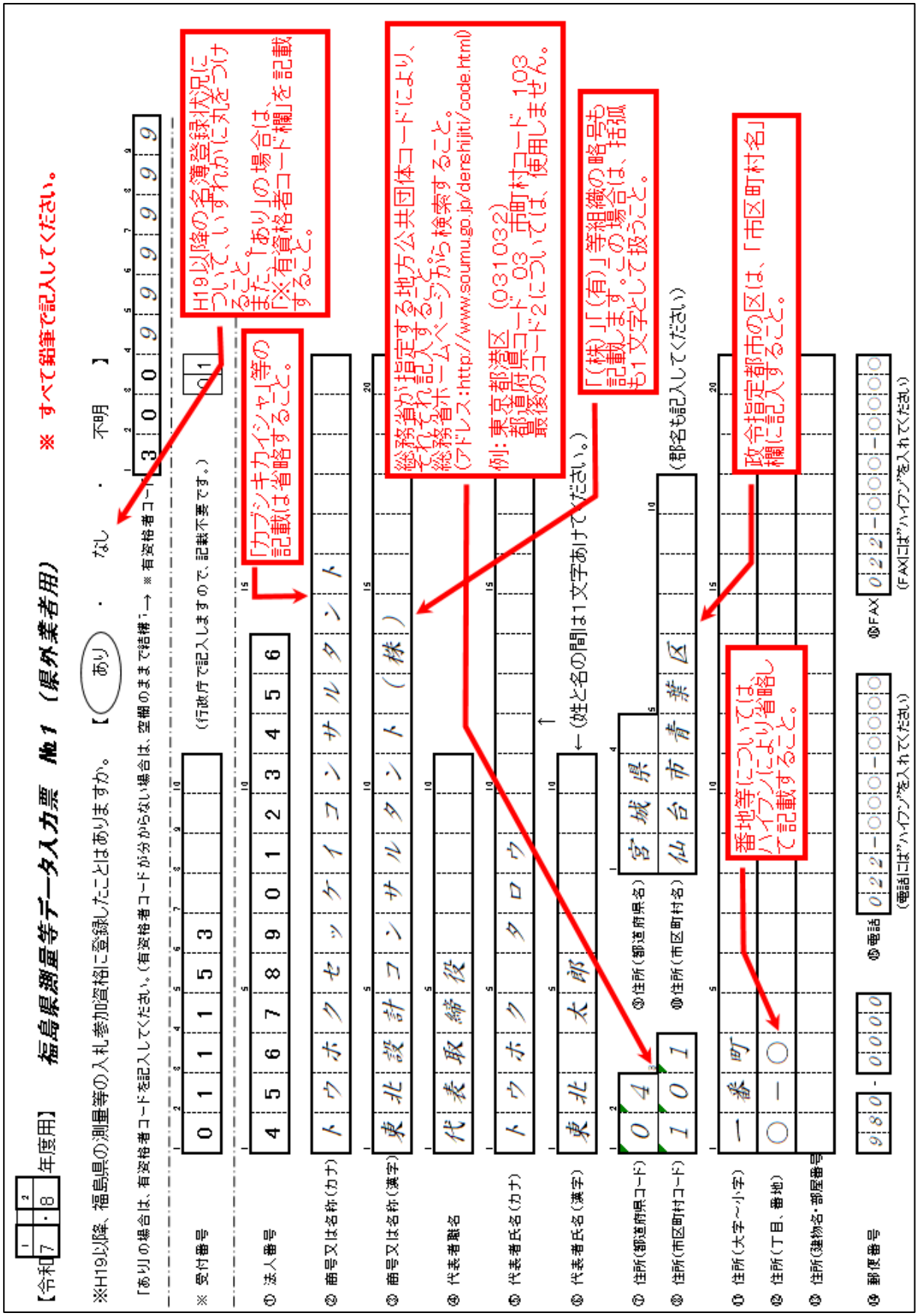

記入上の注意

【各項目共通】

１．記入にはエンピツを使用し、訂正する場合は、きれいに消してからすること。

２．金額等の数字は右詰めで記入します。

例）5678

						5	6	7	8

３．括弧は、１文字として扱います。

例）（株）

(	株	)							

４．濁音・半濁音のある文字は、濁点も含めて１文字とします。
また、拗音（ゃゅょ等）については、１文字として扱います。

例）日本興

ニ	ッ	ポ	ン	コ	ウ	ギ	ョ	ウ	

業

５．「データ入力票」の提出時の用紙サイズはＡ４判とします。

【各項目】

◯H19以降の福島県建設工事入札参加資格登録について、「あり」「なし」「不明」のいずれかに丸をつけてください。

◯上記が「あり」の場合は、有資格者コードを記入してください。
（有資格者コードが分からない場合は、空欄で結構です。）

◯「受付番号」の項目は記入しません。

①法人番号

・１３ケタの法人番号を記入します。

※国税庁法人番号公表サイト（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）から検索できます。

※登記事項証明書に記載の番号は１２ケタですので、記入に使用しないでください。

②商号又は名称（カナ）

・申請書から転記します（申請書と一致します）。「カブシキカイシャ」等は省略します。

・記入欄を超える文字は欄外に続けて記入してください。

③商号又は名称（漢字）、④代表者職名、⑤代表者氏名（カナ）、⑥代表者氏名（漢字）

・申請書から転記します（申請書と一致します）。

・記入欄を超える文字は欄外に続けて記入してください。

・商号又は名称の「株式会社」等は略号で記入します。

株式会社：（株）、有限会社：（有）、合名会社：（名）
合資会社：（資）、合同会社：（同）、社団法人：（社）
財団法人：（財）、一般社団法人：（一社）、一般財団法人：（一財）
公益社団法人：（公社）、公益財団法人：（公財）

・氏名は、姓と名の間を１マス空けてください。

⑦住所（都道府県コード）、⑧住所（市町村コード）

・総務省が指定の地方公共団体コードにより、それぞれ記入します。

・都道府県コード：地方公共団体コードの左から１～２ケタ

・市区町村コード：地方公共団体コードの左から３～５ケタ

例）東京都港区　　団 体 コ ー ド　　１３１０３２
　　東京都　　都道府県コード　　１３
　　港区　　市区町村コード　　１０３

※下１桁（最も右の数字）は使用しません。

※コードは別紙のコード表（指定都市はコード表末に掲載）で確認してください。

※総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html）でも確認できます。

⑨住所（都道府県名）、⑩住所（市区町村名）、⑪住所（大字～小字）、⑫住所（丁目、番地）、⑬住所（建物名・部屋番号）、⑭郵便番号

・申請書から転記します（申請書と一致します）。

・なお、住所は、資格の認定通知書等の送付先となります。

・⑩「住所（市町村名）」は、郡名も記載します。

・⑪「住所（丁目、番地）」は、番地等は「－」（ハイフン）を使い、省略して記載します。

例）１丁目２番３号　１－２－３

⑮電話、⑯FAX

・番号には「－」（ハイフン）をつけます。

・建設工事等の入札参加資格や入札・契約に関する連絡先になります。

（9）データ入力票No.2（県内業者用）

【令和7・8年度用】

福島県測量等データ入力票　No.2（県外業者用）

※ すべて鉛筆で記入してください。

この部分のみゴム印等でも可。

申請者住所：宮城県仙台市青葉区一番町○－○
申請者名　：東北設計コンサルタント(株)
代表者名　：東北　太郎

	地上測量	航空測量	調査	土木設計	建築設計
①申請する発注種別	1		1	1	

	河川	港湾	電力	道路	鉄道	上水道	下水道	農業	森林	水産	廃棄物	造園	都市	地質	土質	鋼構造	トンネル	施工	建設	機械	電気
②登録部門等				1				1							1						

（1：今回申請する発注種別、2：既に登録済の発注種別）

	地質	補償	不動産

（1：登録）　（1：登録）

技術職員　＋　事務職員

技術者経歴書の常勤の人数を実数で記入すること。

「土木設計」の登録を希望する場合は、当該欄を記入すること。なお、技術者集計一覧表【集計】(1)の人数と一致すること。

③営業年数　49 年

④資本金　2000万 千円

⑤常勤職員数　69 人

⑥技術職員数　65 人

⑦管理・照査技術者数　49 人

※事務職員も含む

	取扱高	【2営業年度前】の取扱高	【直近営業年度】の取扱高	【福島県内の2営業年度前】の取扱高	【福島県内の直近営業年度】の取扱高
		億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円
		1 2 3 4 5 6 7 8 9	1 2 3 4 5 6 7 8 9	1 2 3 4 5 6 7 8 9	1 2 3 4 5 6 7 8 9
19	地上測量	1 3 7 0 1 8	1 4 9 0 9 7		9 7 0 0 6
20	航空測量	0	0		0
21	調　査	2 5 3 4 7 0 2	1 3 3 2 0 5 1	2 3 9 9 6	5 4 6 0
22	土木設計	1 2 8 9 6 4 7 8	9 7 6 3 5 2 4	6 4 3 2 1	4 8 9 6 4
23	建築設計	0	0	0	0

各営業年度前の取扱高のうち福島県内を記入すること。

記入上の注意

【各項目共通】

1．記入にはエンピツを使用し、訂正する場合は、きれいに消してからすること。ただし、№２の右上の申請者名は鉛筆書きでなくてもよい。

2．金額等の数字は右詰めで記入します。

例）5678

						5	6	7	8

3．括弧は、１文字として扱います。

例）（株）

(	株	)							

4．濁音・半濁音のある文字は、濁点も含めて１文字とします。
また、拗音（ゃゅょ等）については、１文字として扱います。

例）日本興

ニ	ッ	ポ	ン	コ	ウ	ギ	ョ	ウ	

業

5．「データ入力票」の提出時の用紙サイズはＡ４判とします。

【各項目】

①申請する発注種別

・申請する種別について、「１」を記載します。基本受付の場合は必ず「１」となります。

・追加受付においては、基本受付により既に資格の登録を受けている場合は、その業種に「２」、今回追加受付申請する業種に「１」を記入します。

②「登録部門等」

・建設コンサルタント等の登録を有する部門に、「１」を記載します。

③営業年数

・審査基準日の前日までの営業年数を記入してください。なお、１年未満端数は切り捨てます。

④資本金

・審査基準日の直前営業年度に係る財務諸表（貸借対照表）から、千円単位で転記します。

⑤常勤職員数

・技術職員のほか、事務職員を含む常勤の職員数を記入します。

⑥技術職員数

・技術者経歴書の常勤の技術職員数を実人数で記入します。

⑦管理・照査技術者数

・「土木設計」の登録を申請する場合のみ、記入してください。

・技術者集計一覧表の【集計】(1)から転記します（当該箇所の人数と一致します)。

○「【２営業年度前】の取扱高」、「【直前営業年度】の取扱高」

・対応表の各営業年度の横の計（各営業年度及び各業務種別の取扱高の合計）を転記します。(対応表の横の計と一致します)。

○「【福島県内の２営業年度前】の取扱高」、
「【福島県内の直前営業年度】の取扱高」

・各営業年度及び各業務種別の業務経歴書小計として算出した福島県内の業務取扱高から転記します。(業務経歴書と一致します)。

（10）データ入力票 受任者（県内業者用）

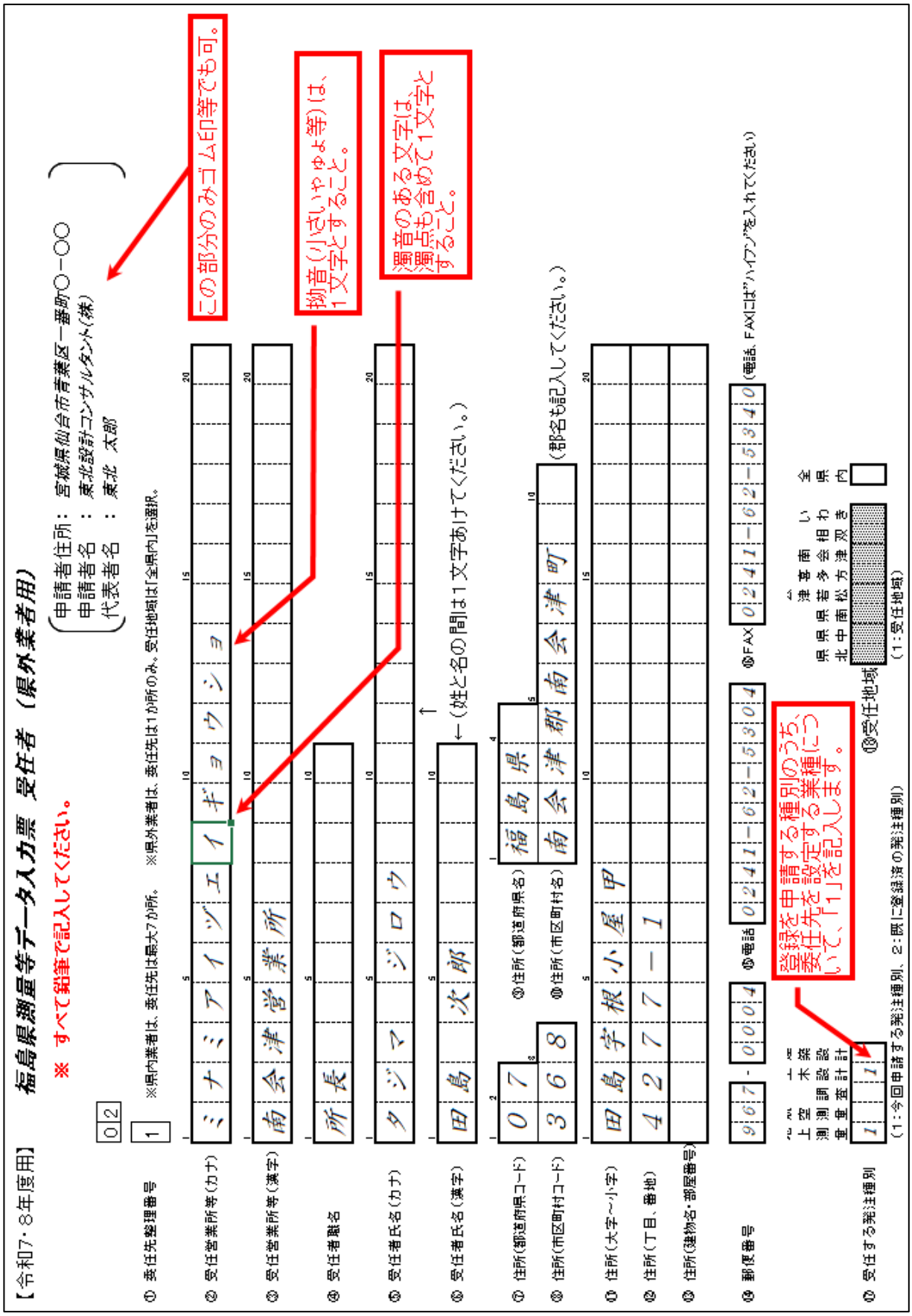

記入上の注意

【各項目共通】

○データ入力票№１、№２と同じです。

【各項目】

○基本的な記入方法は、データ入力票№１と同じです。

○受任者がいる場合は、この入力票を作成します。

①委任先整理番号

・委任先は１箇所のみのため、「１」で固定、本データ入力票の作成枚数は１枚となります。

②受任営業所等（カナ）、⑤受任者氏名（カナ）

・当該入力票に記載する受任先営業所等、受任者氏名のフリガナを記入します。

③受任営業所等（漢字）、④受任者職名、⑥受任者氏名（漢字）

・「営業所及び委任関係一覧表」又は「委任状」から転記します（当該書類と一致します）。

⑦住所（都道府県コード）、⑧住所（市町村コード）、⑨住所（都道府県名）、⑩住所（市区町村名）、⑪住所（大字～小字）、⑫住所（丁目、番地）、⑬住所（建物名・部屋番号）、⑭郵便番号

・記入方法は、「データ入力票 No.1」同様です。

・⑨～⑭は、「営業所及び委任関係一覧表」又は「委任状」から転記（当該書類と一致）します。

⑮電話、⑯FAX

・記入方法は、「データ入力票 No.1」同様です。

⑰受任する発注種別

・当該入力票に記載した受任者に受任させたい種別について、「１」を記載します。(「営業所及び委任関係一覧表」又は「委任状」と一致します。）基本受付の場合は必ず「１」となります。

・追加受付における記入方法は、「データ入力票 No.1」同様です。

⑱「受任地域」

・県内全域のみの指定となります。

(11) 申請業種に関する登録通知書（写し可）

ア　申請業種に係る登録等を受けている場合、当該登録等を確認できる書類（登録通知書等の写し）を次のとおり提出すること。

①地上測量：**測量法第５５条の８の規定に基づく書類（２年分）及び登録通知書の写し**

②航空測量：　　〃

③調　　査：**地質調査、補償・建設コンサルタントの登録通知書の写し**
不動産鑑定の登録通知書の写し

④土木設計：**建設コンサルタントの登録通知書の写し**

⑤建築設計：**建築事務所登録通知書の写し**

イ　申請業種に係わる登録等を受けていない場合

法人：**登記事項証明書（写し可）**

個人：本籍のある市区町村の発行する**身分証明書**及び法務局が発行する**「登記されていないことの証明書」**

ウ　委任先を設ける場合は、委任先の登録等を確認できる書類の写しも添付。

(12) 財務諸表等（審査基準日直前２年の各営業年度分）

ア　審査基準日の直前２営業年度分の財務諸表等を提出すること。

①法人：**貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表**

②個人：**青色申告決算書又は収支内訳書等の上記に相当する書類**

イ　ただし、地上（航空）測量を申請するものについては、「測量法第５５条の８の規定に基づく書類」を提出している場合、省略できる。

ウ　注記表を作成していない場合、注記表の提出を省略したい場合又は個人の場合については、財務諸表等が税込表示か税抜表示かについて確認できるように、財務諸表等の余白に税込か税抜を表示すること。

(13) 契約書又は請書等（写し可）

ア　**申請種別毎に業務経歴書に記載した業務のうち、各営業年度において契約金額が最も大きいものを１件ずつ**用意してください（写し可）。

イ　最終請負金額（業務経歴書に記載の請負代金額）が確認できるよう、**変更契約書又は変更請書等を含めた書類一式**を用意してください。

書類は、業務名、契約当事者、履行期間、請負金額が確認できるページのみで問題ありません。契約条項の全部や仕様書等の提示・提出は必要ありません。

ウ　対面審査の場合は持参のみで構いません。書面審査の場合は写しを提出してください。

エ　添付した契約書の業務について、業務経歴書を網掛けしてください。

(14) 法人（個人）県民税、事業税及び自動車税納税証明書（写し可）

ア　委任先かどうかに関わらず、福島県内に営業所等がある場合は提出が必要です。福島県内に営業所等がなく、福島県に納めるべき税金が発生しない場合は提出不要です。

イ　「納税証明書」は、申請日から遡って３ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。

例：郡山市に営業所がある場合　県中地方振興局県税部（郡山合同庁舎　郡山市内）

ウ　証明事項は、法人（個人）県民税、法人（個人）事業税と自動車税とする。審査基準日の直前１年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確認したものとすること。ただし、自動車税については、納期限が到来している直近分のものとすること。

※　自動車税について、リース車等により課税の対象とならない場合は、「課税なし」の証明を受けてください。

エ　証明事項及び証明書は、「未納がないことの証明」でも可とする。

オ　**未納がある場合は、入札参加資格審査の申請ができません。**

(15) 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

ア　「納税証明書」は、申請日から遡って３ヶ月以内に申請者の主たる営業所所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。

イ　証明事項は、消費税及び地方消費税とする。審査基準日の直前１年間における、納付し又は納付すべき額として確定したものとすること。

ウ　納税証明書の様式は、税額の証明書（その１）又は未納がないことの証明（その３、その３の２、その３の３）とする。

エ　納税の猶予を受けている場合であって、証明書で当該事実を確認できない場合にあっては、納税猶予の決定通知の写しを納税証明書に添付すること。

オ　**未納がある場合は、入札参加資格審査の申請ができません。**

(16) 法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトＨＰ画面の写し

ア　国税庁法人番号公表サイトＨＰ（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）画面の写しについては、「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されているものを用意してください。

５　製造（県内・県外業者共通）に申請する場合

【製造（県内業者・県外業者共通）の書類提出一覧】

No.	様　式	書　　類　　名	提出部数	
			県内	県外
1	第７号	製造入札参加資格審査申請書（申請書裏面様式含む）	2	1
2		登記事項証明書（写し可）個人の場合は身分証明書	1	1
3	第８号	実績高調書（審査基準日直前２年間）	1	1
4		財務諸表（審査基準日直前２年の各営業年度分）	1	1
5	第９号	職員数及び営業年数書	1	1
6	第４号 その２	営業所及び委任関係一覧表《該当者のみ》	2	1
7	別紙	委任状兼使用印鑑届《該当者のみ》	2	1
8		法人（個人）県民税、事業税及び自動車税の納税証明書（写し可）《県外業者は該当者のみ》	1	1
9		消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）	1	1
１０	別紙	製造データ入力票　※鉛筆書き	1	1
１１		法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトＨＰ（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）画面の写し ※国税庁法人番号公表サイト画面の写しについては、「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されていること。	1	1

提出にあたっての注意事項

○１～９を、番号順にＡ４判ファイル（紙製に限る。色の指定なし。）に綴り、背表紙には申請者名を記入すること。ただし、６～８については、該当がある場合のみ提出すること。
○１０及び２部提出する書類のうち１部は、綴じずにクリップでまとめて別にすること。
○書面審査の指定を受けた者は、上記によりまとめた書類一式を封筒に入れ、封筒に「工事等入札参加資格審査申請書」と朱書きの上、一般書留、簡易書留又はレターパックにより指定期日必着で郵送すること。

○ 各様式の記載例及び記入上の注意を、十分に確認してください。
○ 受付した申請書の控え等を御希望の場合は、受付印を押印する書類等を、申請者において御用意願います。（書面審査の場合は返信用封筒も御用意願います。）

（１）製造入札参加資格審査申請書（第７号様式）

第7号様式（第６関係）

受付番号

製造入札参加資格審査申請書

記　載　例

申請日を記入

令和　６年　９月　２日

福島県知事

・商号又は名称及び代表者氏名に必ずふりがなをふる。
・作成担当者には、会社内部で申請書記載内容を熟知している者を記載
・行政書士作成の場合は、その旨記載して、申請者の委任状を添付

郵便番号　９６０－８６７０
住所　福島市杉妻町２－１６
（ふりがな）すぎつませいさくしょ
商号名称　杉妻製作所株式会社
（ふりがな）ふくしま　たろう
代表者職・氏名　代表取締役　福島　太郎
作成担当者　福島　二郎
電話番号　０２４－５２１－１１１１

希望する品目を〇で囲む

希望する製造の品目	1　工事に関する施設　②　工事に関する機械　3　船舶の製造・修繕　4　その他

押印不要
（行政書士作成の場合は必要）

今般貴県発注に係る測量、調査及び設計業務の入札に参加したいので、別冊指定の書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

申請書裏面様式

※申請書の裏面に添付してください。

裏面に申請書裏面様式を添付し、必要事項を記載すること
※基本受付の際は、全員添付すること
※追加受付の際は、新規に県の入札参加資格を申請する者のみ添付すること
（既に県の資格を有しており、希望工種の追加申請を行う場合は、添付不要）

当社の状況については下記のとおりです。

申請日から過去３年間の状況について

該当あり	該当なし	
	○	製造等を粗雑にし、それに起因して公衆に損害（全治1か月以上若しくは入院2週間以上又は物損額50万円以上の被害）を与えたことがある。
	○	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反により、代表者、役員又は従業員が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたことがある。
	○	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は審決等を受けたことがある。
	○	贈賄、公契約関係競売等妨害若しくは談合の容疑又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）違反の容疑により代表者、役員又は従業員が逮捕され又は逮捕を経ないで公訴提起されたことがある。
	○	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくはその関係者が経営に関与している又は業務に関し暴力団若しくはその関係者と連携したことがある。
	○	上記の他、業務に関する法令違反により、代表者、役員又は従業員が逮捕され又は公訴を提起されたことがある。

記載上の注意

1　全項目について「該当あり」「該当なし」の欄のいずれかに〇を付けてください。
2　一箇所でも「該当あり」の欄に〇が付いた方は、事実の発生日や事実の詳しい内容が分かる書類を提出してください。
（任意の様式で可。なお監督官庁等から処分等を受けている場合は、その通知等の写しを添付してください。）
3　事実の内容に応じて入札参加資格制限を行うことがあります。

記入上の注意

１．申請年月日を記入すること。

２．「希望する製造の品目」欄は、該当するものを〇で囲むこと。

３．作成担当者は、会社内部で申請書記載内容を熟知している者の氏名を記載すること。なお、行政書士が作成した場合は、その旨を記載し、申請者の委任状を添付すること。

４．商号又は名称及び代表者氏名には必ずふりがなをふること。

５．裏面に申請書裏面様式を添付し、必要事項を記載すること。

①　全項目について「該当あり」「該当なし」の欄のいずれかに〇を付けること。

②　裏面様式の一箇所でも「該当あり」の欄に〇が付いた方は、事実の発生日や事実の詳しい内容が分かる書類を提出すること。

（任意の様式で可。なお監督官庁等から処分等を受けている場合は、その通知等の写しを添付してください。）

③　事実の内容に応じて入札参加資格制限を行うことがあります。

※基本受付の際は、全員添付すること。

※追加受付の際は、新規に県の入札参加資格を申請する者のみ添付すること。

（既に県の資格を有しており、希望品目の追加申請を行う場合は、添付不要。）

（２）直前２年における実績高調書（第８号様式）

第８号様式（第６関係）

記　載　例

単位：千円

直前２年における実績高調書

年別 / 決算期別 / 製造の種類別	直前第２年度分決算より		直前第１年度分決算より		平均年間製造高
	４年　４月から ５年　３月まで （ア）	年　月から 年　月まで （イ）	５年　４月から ６年　３月まで （ウ）	年　月から 年　月まで （エ）	$\frac{(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)}{2}$
配電盤	**52,000**		**60,000**		**56,000**
計	**52,000**		**60,000**		**56,000**

記入上の注意

１．消費税抜きで作成すること。また、千円未満は端数切捨てとすること。

２．営業年度の変更等のため、審査基準日の直前２年の各営業年度に含まれる月数の合計が２４カ月に満たない場合は、１３６項の「６　決算日に変更があった場合の対応」を確認し、作成すること。

３．営業期間が１年未満の場合は、そのまま「平均年間製造高」とする。

４．審査基準日直前の営業年度終了の日からさかのぼって２年以内に、営業の同一性を失うことなく組織変更等をしている場合、実績高は変更の前後で通算できる。

○平均年間製造高をデータ入力票に転記すること。

（３）職員数並びに営業年数（第９号様式）

第９号様式

記　載　例

職員数並びに営業年数

常勤職員の数	経験年数	技術関係職員	事務関係職員	工員等	合計
	３年以上	10	6	18	34
	３年未満	6	3	7	16
	計	16	9	25	50

営業年数計	創業	転廃業（休業）	現組織への変更	営業年数計
	昭和61年　4月　1日	自　年　月　日 至　年　月　日	年　月　日	36　年

記入上の注意

１．「常勤職員の数」欄については、法人にあっては代表権を有する役員、個人にあっては事業主を除き、雇用期間を限定することなく常時雇用されている職員であり、当該製造業務に従事している者の数を記入すること。

２．建設工事、測量等の申請もしている場合は、これらとの職員の重複は認めない。

３．「営業年数」は創業から審査基準日までの年数とし、１年未満は切り捨てること。

↓

○営業年数をデータ入力票へ転記すること。

（４）営業所及び委任関係一覧表（第４号様式その２（測量等、製造））

第４号様式その２（測量等、製造）

記　載　例

営 業 所 及 び 委 任 関 係 一 覧 表

商号又は名称： **杉妻製作所株式会社**

営業所			内部委任者		委任する業務種別	委任事項				委任区域（管内別）
名称	代表者	所在地等	職	氏名		見積入札	契約	代金請求受領	復代理人選任	
（本店） 本社	福島　太郎	〒960-8670 福島市杉妻町２－１６ 024-521-1111								
（営業所） 郡山営業所		〒963-8876 郡山市麓山１－１－１ 024-935-1329	所長	郡山　次郎	工事に関する機械	○	○	○	○	県中 県南
会津営業所		〒965-8501 会津若松市追手町 ７－５ 0242-29-5414	所長	会津　三郎	工事に関する機械	○	○	○	○	会津若松 喜多方
計　3 箇所										

記入上の注意

１．委任先を設けない場合は、提出は不要である。

２．「営業所」の欄には、委任を受けた営業所のみを記載すること。

３．県内業者が委任先を設ける場合の委任区域は、各建設事務所管内単位とする。

４．県外業所者が委任先を設ける場合、委任先営業所は１箇所のみとする。

（５）委任状兼使用印鑑届

標準例

委任状兼使用印鑑届

記　載　例

福島県知事　様

申請日を記入

令和　6 年　9 月　2 日

押印省略可とする。
押印する場合は契約時使用印鑑を押印すること。

受 任 者

代理人を置く営業所の所在地

福島県会津若松市追手町７－５

商号又は名称 **杉妻製作所株式会社**

事　業　所　名 **会津営業所**

代理人役職名 **所長**

代理人の氏名 **会津　三郎**

私は、上記の者を代理人と定め、貴職との間における下記に掲げる行為についての権限を委任するとともに、その行為に際して使用する印鑑についてお届けします。

主たる営業所の所在地

福島市杉妻町２番１６号

委 任 者　商号又は名称 **杉妻製作所株式会社**

代表者役職名 **代表取締役**

代表者氏名 **福島　太郎**

記

委任事項

１．入札及び見積もりの件
２．契約の締結の件
３．代金の請求及び受領の件
４．復代理人選任の件
５．その他上記に付随する一切の件

県外業者の場合は委任する管内の項目は削除すること

委任する業務種別

製造

委任する管内

会津若松、南会津

【基本受付の場合】
令和７年４月１日～令和９年３月３１日
【追加受付の場合】
申請日～令和９年３月３１日

委任期間

令和〇年〇月〇日　～　令和９年３月３１日

記入上の注意

１．委任状の様式は標準例にある項目を具備していれば、任意の様式で構いません。

２．委任する場合、見積入札・契約締結・代金請求受領の権限はすべて委任してください。

３．受任者と代表者の押印は省略可能です。なお、押印をする場合は契約時使用印鑑を使用してください。

４．委任区域は、各建設事務所管内単位です。

５．県外業者の場合、委任先は１カ所のみとしてください。

６．日付、宛先等も漏れなく記載してください。

【令和7･8年度】

製造データ入力票

記　載　例

※すべて鉛筆で記入すること。

1　本社又は本店情報

商号又は名称	フリガナ	職	代表者名	フリガナ	住所	電話番号	FAX	法人番号
杉妻製作所（株）	ﾌｸｼﾏｾｲｻｸｼｮ	代表取締役	福島　太郎	ﾌｸｼﾏ ﾀﾛｳ	福島市杉妻町２－１６	024-521-7899	024-521-9727	11111111111111

2　企業情報

県外業者の場合は、全県と記載すること。

営業年数（年）	資本金（千円）	平均製造高（千円）	製造の内容　※具体的に記載してください。
36	15,000	56,000	工事に関する機械　計測機器等

・委任先を設ける場合は記載すること。
・県内業者が委任先を設ける場合の委任区域は、各建設事務所管内単位とする。
・県外業者が委任先を設ける場合の委任先は、1箇所のみとする。

3　受任者情報

No.	受任者名	フリガナ	職	受任者名	フリガナ	住所	電話番号	FAX	委任区域（管内別）
1	郡山営業所	ｺｵﾘﾔﾏｴｲｷﾞｮｳｼｮ	所長	郡山　次郎	ｺｵﾘﾔﾏ ｼﾞﾛｳ	郡山市麓山１－１－１	024-935-1329	024-935-1407	県中・県南
2	会津営業所	ｱｲﾂﾞｴｲｷﾞｮｳｼｮ	所長	会津　三郎	ｱｲﾂﾞ ｻﾌﾞﾛｳ	会津若松市追手町７－５	0242-29-5427	0242-29-5413	会津・喜多方

記入上の注意

【各項目共通】

１．記入にはエンピツを使用し、訂正する場合は、きれいに消してからすること。

２．「データ入力票」の提出時の用紙サイズはＡ４判とします。

【本社または本店情報】

〇商号又は名称（漢字）、商号又は名称（カナ）、代表者職名、代表者氏名（漢字）、代表者氏名（カナ）

・申請書から転記します（申請書と一致します）。

・商号又は名称の「株式会社」等は略号で記入します。

株式会社：(株)、有限会社：(有)、合名会社：(名)

合資会社：(資)、合同会社：(同)、社団法人：(社)

財団法人：(財)、一般社団法人：(一社)、一般財団法人：(一財)

公益社団法人：(公社)、公益財団法人：(公財)

・商号又は名称のフリガナでは「カブシキカイシャ」等は省略します。

〇住所

・申請書から転記します（申請書と一致します）。

・なお、住所は、資格の認定通知書等の送付先となります。

・郡名も記載します。

・番地等は「－」（ハイフン）を使い、省略して記載します。

例）１丁目２番３号　１－２－３

〇電話、FAX

・番号には「－」（ハイフン）をつけます。

・建設工事等の入札参加資格や入札・契約に関する連絡先になります。

〇法人番号

・１３ケタの法人番号を記入します。

※国税庁法人番号公表サイト（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）から検索できます。

※登記事項証明書に記載の番号は１２ケタですので、記入に使用しないでください。

【企業情報】

〇営業年数

・審査基準日の前日までの営業年数を記入してください。なお、１年未満端数は切り捨てます。

〇資本金

・審査基準日の直前営業年度に係る財務諸表（貸借対照表）から、千円単位で転記します。

〇平均製造高

・「直前２年における実績高調書」の平均年間製造高を転記します。（当該製造高と一致します）。

〇製造の内容

・具体的な品目を記載します。

【受任者情報】※委任先を設ける場合に記載すること

〇受任営業所等名（漢字）、受任営業所等名（カナ）、受任者職名、受任者氏名（漢字）、受任者氏名（カナ）、住所、電話、FAX

・「営業所及び委任関係一覧表」又は「委任状」から転記します（当該書類と一致します）。

・記入方法は、「本社または本店情報」同様です。

〇委任区域（管内別）

・県外業者の場合は、「全県」と記載します。

（７）登記事項証明書（個人の場合は身分証明書）

法人と個人事業主の場合に応じて、次の書類をそれぞれ提出すること。

①法人：**登記事項証明書（写し可）**

②個人：本籍のある市区町村の発行する**身分証明書**及び法務局が発行する**「登記されていないことの証明書」**

（８）財務諸表（審査基準日直前２年の各営業年度分）

ア　審査基準日の直前２営業年度分の財務諸表等を提出すること。

①法人：**貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表**

②個人：**青色申告決算書又は収支内訳書等の上記に相当する書類**

イ　注記表を作成していない場合、注記表の提出を省略したい場合又は個人の場合については、財務諸表等が税込表示か税抜表示かについて確認できるように、財務諸表等の余白に税込か税抜を表示すること。

（９）法人（個人）県民税、事業税及び自動車税納税証明書（写し可）

ア　「納税証明書」は、申請日から遡って３ヶ月以内に課税地を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行されたものとする。

ただし、個人事業主の場合の個人県民税（住民税）については、住所地の市町村で発行されたものとする。

イ　県外業者については、福島県内に営業所等がなく、福島県に納めるべき税金が発生しない場合は提出不要です。

ただし、委任先かどうかに関わらず、福島県内に営業所等がある場合は提出が必要です。この場合、営業所等を所轄する福島県各地方振興局県税部で発行を受けます。

例：郡山市に営業所がある場合　県中地方振興局県税部（郡山合同庁舎　郡山市内）

ウ　証明事項は、法人（個人）県民税、法人（個人）事業税と自動車税とする。審査基準日の直前１年間における、福島県に納付し又は納付すべき額として確認したものとすること。ただし、自動車税については、納期限が到来している直近分のものとすること。

※　自動車税について、リース車等により課税の対象とならない場合は、「課税なし」の証明を受けてください。

エ　証明事項及び証明書は、「未納がないことの証明」でも可とする。

オ　**未納がある場合は、入札参加資格審査の申請ができません。**

（10）消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）

ア　「納税証明書」は、申請日から遡って３ヶ月以内に申請者の主たる営業所所在地を所轄する税務署で発行されたものとする。

イ　証明事項は、消費税及び地方消費税とする。審査基準日の直前１年間における、納付し又は納付すべき額として確定したものとすること。

ウ　納税証明書の様式は、税額の証明書（その１）又は未納がないことの証明（その３、そ

の３の２、その３の３）とする。

エ　納税の猶予を受けている場合であって、証明書で当該事実を確認できない場合にあっては、納税猶予の決定通知の写しを納税証明書に添付すること。

オ　**未納がある場合は、入札参加資格審査の申請ができません。**

（11）法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトＨＰ画面の写し

ア　国税庁法人番号公表サイトＨＰ（https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/）画面の写しについては、「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されているものを用意してください。

６　決算日に変更があった場合の対応

審査対象となる営業年度について、決算日に変更が生じて１２か月に満たない営業年度がある場合には、その営業年度の直前の営業年度から不足する月数を補って完成工事高又は取扱高を算出します。計算方法及び提出書類は具体的には次のとおりとなります。

（１）完成工事高又は取扱高の算定方法

ア　決算日変更営業年度の完成工事高・取扱高

・決算日の変更により 12 月未満となった営業年度については、その営業年度の直前の営業年度から 12 月に不足する月数分の完成工事高又は取扱高を按分して加算し、12 月分の完成工事高を算定します。

【算定式】

$$\begin{pmatrix}\text{決算日変更}\\\text{営業年度の}\\\text{完工高・取扱高}\end{pmatrix}+\begin{pmatrix}\text{決算日変更}\\\text{直前営業年度の}\\\text{完工高・取扱高}\end{pmatrix}\times\frac{12-(\text{決算日変更営業年度の月数})}{12}$$

イ　決算日変更営業年度より過去の営業年度の完成工事高・取扱高

・決算日を変更した営業年度の直前営業年度については、決算日変更営業年度における 12 月に満たない月数分の完工高又は取扱高を按分して繰り入れるため、12 月分の完工高でなくなっています。そのため、さらに直前の営業年度の完工高又は取扱高から 12 月に不足する完工高を繰り入れます。

・以降、同様にして審査対象年度分の完工高を算出します。

【算定式】

$$\begin{pmatrix}\text{当該営業年度の}\\\text{完工高・取扱高}\end{pmatrix}\times\frac{(\text{按分後の残月数})}{12}+\begin{pmatrix}\text{当該営業年度の}\\\text{直前営業年度の}\\\text{完工高・取扱高}\end{pmatrix}\times\frac{12-\begin{pmatrix}\text{当該営業年度の}\\\text{按分後の残月数}\end{pmatrix}}{12}$$

（２）申請書類の作成

・上記により算定した完成工事高又は取扱高を完成工事高集計表（工事）、対応表（測量等）、製造取扱高（製造）に記入してください。

・算定に使用した全ての営業年度の工事経歴書又は業務経歴書等を提出してください。

①工事で完成工事高が３年平均の場合であれば直前４営業年度分の工事経歴書

②工事で完成工事高が２年平均の場合であれば直前３営業年度分の工事経歴書

③測量等であれば直前３営業年度分の業務経歴書及び財務諸表

④製造であれば直前３営業年度分の財務諸表

例１　建設工事に係る入札参加資格申請において平均完成工事高が３年平均の申請者が、次のとおり決算日を変更した場合

・基本受付の審査基準日の属する営業年度の２営業年度前に決算日を変更
・変更前の決算日が１２月３１日、変更後の決算日が３月３１日

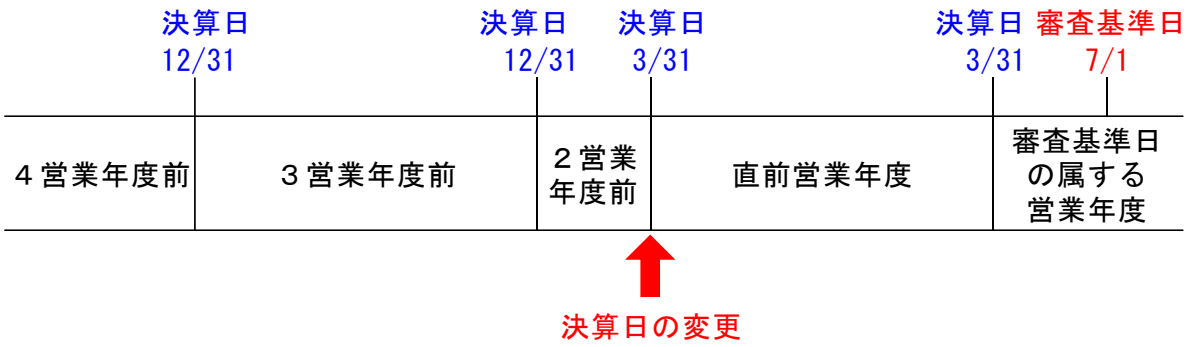

・直前営業年度の完工高：110,000 千円　　・２営業年度前　〃　：　20,000 千円
・３営業年度前　〃　：120,000 千円　　・４営業年度前　〃　：100,000 千円

○完成工事高集計表に記載する直前営業年度の完工高 ＝ 110,000 千円

○完成工事高集計表に記載する２営業年度前の完工高
＝ 20,000 千円 ＋ 120,000 千円 × (12－3)／12 月＝110,000 千円
２営業年度前の完工高（３月分）＋（３営業年度前の完工高のうち 12 月の不足月数相当分）

○完成工事高集計表に記載する３営業年度前の完工高
＝ 20,000 千円 × 3／12 月＋ 100,000 千円 × (12－3)／12 月＝80,000 千円
３営業年度前の完工高（３月分）＋（４営業年度前の完工高のうち 12 月の不足月数相当分）

○提出書類
建設工事：４営業年度前～直前営業年度の４営業年度分の工事経歴書

例２　建設工事に係る入札参加資格申請において平均完成工事高が２年平均の申請者、測量等に係る申請者又は製造に係る申請者が、次のとおり決算日を変更した場合

・基本受付の審査基準日の属する営業年度の直前業年度前に決算日を変更
・変更前の決算日が９月３０日、変更後の決算日が３月３１日

・直前営業年度の完工高：　80,000 千円　　・２営業年度前　〃　：150,000 千円
・３営業年度前　〃　：120,000 千円

〇完成工事高集計表に記載する直前営業年度前の完工高
＝ 80,000 千円 ＋ 150,000 千円 × (12－6)／12 月＝155,000 千円
直前営業年度前の完工高（６月分）＋（２営業年度前完工高のうち 12 月の不足月数相当分）
〇完成工事高集計表に記載する２営業年度前の完工高
＝ 150,000 千円 × (12－6)／12 月＋ 120,000 千円 × (12－6)／12 月＝135,000 千円
２営業年度前の完工高（６月分）＋（３営業年度前の完工高のうち 12 月の不足月数相当分）

〇提出書類
建設工事：３営業年度前～直前営業年度の３営業年度分の工事経歴書
測 量 等：　〃　業務経歴書、財務諸表
製　　造：　〃　財務諸表

Ⅳ　その他

１　入札参加資格登録事項に変更があった場合の手続き

（１）変更事項の届出

ア　届出方法

・入札参加資格で認定されている事項に変更が生じた場合は、**必要書類を添付の上、「建設工事等入札参加資格審査変更届」を速やかに提出**してください。

・所定の様式（福島県独自様式）については、ホームページに掲載しています。なお、国土交通省様式での提出も可能です。

・受領確認を希望される方は、変更届の写しと返信用封筒を同封してください。

イ　注意事項

・**変更届では、福島県における工事種別の追加登録はできません。**工事種別の追加登録を御希望の場合は、追加登録受付期間中に別途申請願います。なお、追加登録の実施時期については、「Ⅱ．入札参加資格審査申請の手続き」を参照願います。

・なお、合併、会社分割、営業譲渡、会社更正及び民事再生等の手続きに入る場合又は入った場合は、再申請等が必要となる場合がありますので、審査担当機関（受付機関）となる下記（２）の提出先へ御相談ください。

・入札参加資格の中間年における経営事項審査結果通知書を提出する必要はありません。ただし、個々の入札や契約の時点で発注機関が提示を求めることがあります。

・電子入札を行っている方（IC カードをお持ちの方）は、IC カードの再発行が必要となる場合がありますので、福島県入札監理課ホームページ（電子入札システム（工事等）に関するよくある質問と回答のページ）をご覧の上、必要な手続を行ってください。

・変更届の届出内容と届出時期によっては、指名通知等を受けている場合において、指名通知や落札者決定を取り消されることがあります。

・変更届の提出遅延等により、入札及び契約事務の執行に重大な影響を及ぼした場合は、入札参加資格制限の対象となることがあります。

（２）変更届の提出先等

提出者	提　出　先	提出方法	提出部数
県内業者	主たる営業所の所在地を所管する建設事務所行政課 ただし、南会津建設事務所については総務課	郵送 又は 持参	１部
県外業者	総務部入札監理課		

（３）提出が必要となる変更事項及び添付書類

変　更　事　項	添　付　書　類
1　商号又は名称	①　建設工事等の場合 **建設業法第 11 条に基づく変更届出書の写し又は商業登記簿抄本（謄本）の写し** ②　測量等、製造の場合 **商業登記簿抄本（謄本）の写し** ※　人名、商号名称に必ずフリガナをふること。 ※　商業登記簿抄（謄）本の写しは、なるべく両面コピー（長辺とじ）で提出すること。
2　所在地 （委任先の営業所も含む）	
3　代表者	
4　受任者の職氏名	**委任状兼使用印鑑届** ※　委任期間：変更日から資格有効期間末日まで
5　電話番号及びＦＡＸ番号	不要
6　建設業許可変更事項 （変更のない更新は含まない）	**許可通知書又は登録通知書の写し**
7　建設コンサルタント登録部門の変更	**登録又は抹消を証する書類の写し**
8　組織変更	**登記事項証明書の写し** **株主調書** **建設業許可（登録）通知書の写し**
9　廃業	**廃業届の写し**
10 委任先の新規、変更（注）	**営業所及び委任関係一覧表**（第４号様式） **委任状兼使用印鑑届** ※　委任期間：変更日から資格有効期間末日まで **許可、登録等を受けていること証する書類の写し** （許可、登録等が必要な種別を委任する場合）
11 合併、会社分割等	※　事前に各提出先にお問い合わせください。
12 会社更生手続き又は民事再生手続きの開始	
13 技術者数 ※　測量等の土木設計を有する者において、管理技術者・照査技術者の総人数が２名以上又は２名未満になった場合	**技術者経歴書**（第３号様式その２） **技術者集計一覧表**（第３号様式その３）

（注）新規に営業所への委任を行う場合に委任している申請業種別を追加・変更する場合には、次のすべての条件を満たすこと。なお、営業所の新設、委任業種の追加・変更が分かるように変更届に記載すること。

また、新規で営業所を開設後、委任開始までの期間があり、かつ、関係書類の提出が可能な場合は、変更届を提出しても差し支えありません。ただし、当該内容に変更が生じた場合は、提出先へすみやかに連絡願います。

① 法律等で許可、登録等が必要とされている場合には、資格審査の申請業種に対応した許可、登録等を得ている営業所であること。

例　建設工事・・・建設業の許可、
　　測量・・・・・測量法の営業所登録、
　　建築設計・・・建築士事務所登録　等

② 営業所の長への委任内容として、見積・入札・契約締結・代金請求及び受領のすべての権限を委任していること。

記　載　例

建設工事等入札参加資格審査変更届

・届出の時点の所在地、代表者等で記入すること。

令和　6　年　4　月　30　日

福島県知事

郵便番号　９６３－８８７６
住　　所　福島県郡山市麓山１－１－１
電話番号　０２４－９３５－１３２９
商号又は名称　福島建設株式会社
代表者職・氏名　代表取締役　福島　次郎
担当職・氏名　営業課長　杉妻　花子
担当者連絡先　０２４－９３５－１３３０

・押印省略可とする。押印省略の場合、担当者名と連絡先を記入すること。
・届出によっては押印を求めることがある。

入札監理課のホームページにある有資格者名簿から有資格者コードを確認し、記載すること。

有資格者コード	1	0	0	0	0	0	0	0	1

※有資格者名簿より確認して記入してください。

・認定を受けている種別をすべて〇で囲む。

（入札参加資格認定種別）　※認定を受けている種別の番号に〇を囲むこと

建設工事																	
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
一般土木	舗装	建築	電気設備	暖冷房衛生設備	鋼橋上部	PC橋上部	しゅんせつ	塗装	法面処理	上・下水道	清掃施設	消雪	機械設備	通信設備	造園	さく井	グラウト

測量等				
1	2	3	4	5
地上測量	航空測量	調査	土木設計	建築設計

製造
1
製造

下記のとおり変更したので届出ます。

記

※人名の場合は、フリガナをふること。

届出月日ではなく変更月日を記入すること。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考
代表者の変更	フクシマ タロウ 福島　太郎	フクシマ ジロウ 福島　次郎	令和6年5月1日	
本社所在地	〒960-8670 福島市杉妻町２－１６	〒963-8876 郡山市麓山１－１－１	令和6年5月1日	
本社電話番号 本社FAX番号	TEL 024-521-7899 FAX 024-521-9727	TEL 024-935-1329 FAX 024-935-1407	令和6年5月1日	

人名にはフリガナをふること。

本社（本店）か受任者か明示すること。

備考

1　変更事項の届出内容と届出時期によっては、指名通知等を受けている場合において、指名通知や落札者決定を取り消されることがあります。

2　変更届の提出遅延等により、入札及び契約事務の執行に重大な影響を及ぼした場合は、入札参加資格制限の対象となることがあります。

２　組織変更等による工事等入札参加資格の再認定の手続き

入札参加資格認定後に合併（新設、吸収）、営業（事業）譲渡、分割（新設、吸収）等の組織変更を行った場合や会社更生法及び民事再生法基づく手続開始決定を受けた場合の入札参加資格の取扱いについて説明します。

（１）組織変更をした者の入札参加資格

<table>
<tr><th colspan="2">形態</th><th>当事者</th><th>資格</th><th>組織変更後の資格の取扱い</th></tr>
<tr><td rowspan="5">合併</td><td rowspan="3">吸収合併</td><td rowspan="2">存続会社</td><td>有</td><td>合併前の資格が継続
合併後の実態に応じた資格の再認定の申請可</td></tr>
<tr><td>無</td><td>合併後の実態に応じた資格の再認定の申請可
（消滅会社が有資格業者の場合に限る）</td></tr>
<tr><td>消滅会社</td><td>有</td><td>合併時点で資格消滅</td></tr>
<tr><td rowspan="2">新設合併</td><td>新設会社</td><td>－</td><td>吸収合併の資格なしの存続会社に同じ</td></tr>
<tr><td>消滅会社</td><td>有</td><td>合併時点で資格消滅</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">営業譲渡
（事業譲渡）</td><td rowspan="2">譲渡人</td><td>有</td><td>譲渡した営業に係る資格は原則消滅
譲渡後も資格が残る場合は資格の再認定の申請が必要</td></tr>
<tr><td>無</td><td>資格審査申請できない</td></tr>
<tr><td rowspan="2">譲受人</td><td>有</td><td>営業譲渡前の資格は継続
譲受後の実態に応じ資格の再認定の申請可</td></tr>
<tr><td>無</td><td>譲受した営業に係る業種のみ資格審査申請可
（譲渡人が有資格業者の場合に限る）
（譲受した営業に係る一切の債権債務を引継ぐ場合に限る）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">会社分割</td><td rowspan="2">新設分割</td><td>分割元</td><td>有</td><td>分割した営業に係る資格は原則消滅
分割後も資格が残る場合は資格の再認定の申請が必要</td></tr>
<tr><td>分割先</td><td>－</td><td>分割された営業に係る業種のみ資格審査申請可
（分割元が有資格業者の場合に限る）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">吸収分割</td><td rowspan="2">分割元</td><td>有</td><td>新設分割の分割元に同じ</td></tr>
<tr><td>無</td><td>資格審査申請はできない</td></tr>
<tr><td rowspan="2">分割先</td><td>有</td><td>会社分割前の資格は継続
会社分割後の実態に応じ資格の再認定の申請可</td></tr>
<tr><td>無</td><td>新設分割の分割先に同じ</td></tr>
</table>

① 合併等により変更となる前に有していた資格が組織変更後も継続される場合

・再認定の手続期間中または再認定の申請をしない場合も合併等前からの資格に基づき入札に参加できます。

・資格の再認定後は、再認定された資格に基づき入札に参加することができます。

② 組織変更により資格が消滅する場合

・資格が再認定されるまでの間は入札に参加することはできません。

（２）組織変更による入札参加資格の再認定の手続き

・提出書類等手続きの詳細については、下記要領等を確認してください。要領等は、本手引きの参考資料又は福島県入札監理課ホームページ（工事等入札参加資格の申請）に掲載しています。

「組織変更における審査手続き及び提出書類等について」

「工事等の請負契約に係る競争入札における有資格業者間の合併等に伴う資格審査等取扱要領」

※合併に伴う総合点調整については、県内業者のみが対象です。

（３）会社更生法（民事再生法）に基づく手続開始決定を受けた者の入札参加資格

・会社更生法（民事再生法）の規定による更生（再生）手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者は、入札に参加することができません。（入札公告における入札説明書に記載されています。）

・入札に参加するためには、資格の再認定を受ける必要があります。

・提出書類等手続きの詳細については、下記要領を確認してください。本手引きの参考資料又は福島県入札監理課ホームページ（工事等入札参加資格の申請）に掲載しています。

「会社更生法に基づく更正手続き開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」

（４）再認定の手続き

・申請書類については通常の受付と同じ様式になります。

・再認定における申請については、随時受付を行っていますので、提出先に事前に連絡のうえ提出をお願いします。提出先は、「Ⅱ．工事等入札参加資格審査申請の手続き」の「２　お問い合わせ先及び審査担当機関（受付機関）」を御確認ください。

※「工事」の申請における再認定については、下記の基準日における経営事項審査の結果通知書が必要ですので、ご注意下さい。

組 織 変 更・・・合併時経審、譲渡時経審、分割時経審

会社更生法・・・更生時経審、再生時経審

（別表1）申請の種別

資料4

発注種別		内　　容
工　　事	下表のとおり※1	
測 量 等	地上測量※2	測量一般、地図の調整
	航空測量※2	航空機による測量、地図の調整
	調　　査	土木建築工事に関する調査（補償コンサルタント、不動産鑑定業務、調査のためのボーリングを含む。）
	土木設計	土木に関する工事の設計又は監理
	建築設計※3	建築に関する工事の設計又は監理
製　　造	製　　造	工事に関する施設・機械の製造、船舶の製造・修繕※4

※1：それぞれ対応する建設業の許可を有し、かつ、経営事項審査を受けていることが必要です。
※2：測量業者の登録をしていることが必要です。
※3：建築士事務所の登録をしていることが必要です。
※4：２０トン以上の船舶を対象とします。（２０トン未満は物品扱いとなり、出納局の入札参加資格が必要です。）

工事の発注種別と建設工事の種類との対応　※詳細については、（別表２）を参照のこと。

福島県発注種別(18) ＼ 建設工事の種類(29)	01 一般土木工事	02 舗装工事	03 建築工事	04 電気設備工事	05 暖冷房衛生設備工事	06 鋼橋上部工事	07 PC橋上部工事	08 しゅんせつ工事	09 塗装工事	10 法面処理工事	11 上・下水道工事	12 清掃施設工事	13 消雪工事	14 機械設備工事	15 通信設備工事	16 造園工事	17 さく井工事	18 グラウト工事
土木一式工事	○									○	○							○
プレストレストコンクリート工事							△											
建築一式工事			○															
大工工事			○															
左官工事			○															
とび・土工工事	○		○			○	○											○
法面処理工事										△								
石工事	○		○															
屋根工事			○															
電気工事				○														
管工事					○								○					
タイル・れんが・ブロック工事	○		○															
鋼構造物工事	○		○											○				
鋼橋上部工事						△												
鉄筋工事	○		○															
舗装工事		○																
しゅんせつ工事								○										
板金工事			○															
ガラス工事			○															
塗装工事									○									
防水工事			○															
内装仕上工事			○															
機械器具設置工事														○				
熱絶縁工事					○													
電気通信工事															○			
造園工事																○		
さく井工事													○				○	
建具工事			○															
水道施設工事											○							
消防施設工事				○	○													
清掃施設工事												○						
解体工事	○		○															

△：経営事項審査において内書きされている完成工事高を限度として計上できます。

（別表2）建設工事の「福島県の工事種別（18種別）」と「建設業許可業種（29業種）」の対応表

以下の18工事種別の入札参加資格審査を申請しようとする場合は、対応する許可業種を有し、かつ審査基準日の直前決算において、完成工事高があることが要件となります。

① 【18工事種別（福島県発注種別） → 29許可業種（建設業許可）】
18工事種別（福島県発注種別）において申請するのに必要な29許可業種（建設業許可）の一覧です。

	工事種別（18）	例示	対応する許可業種（29）
1	一般土木工事	土木一式工事、農業用水道、かんがい用排水施設整備	土木工事業
		盛土、根切、掘削、コンクリート打設、はつり土留、締切り、整地、コンクリートブロック据付、客土、ガードレール設置、標識設置、屋外広告物設置、フェンス設置、くい打、くい抜、種子吹付	◎とび・土工工事業
		石積み、石張り、石材加工、コンクリートブロック積み張り	◎石工事業
		タイル、コンクリート積み張り、レンガ積み張り	◎タイル・れんが・ブロック工事業
		鉄塔、ガードレール、標識設置、屋外広告物設置 （製作から一貫して請け負う場合）	◎鋼構造物工事業
		主に工作物に係る鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	◎鉄筋工事業
		工作物解体（主に建築物以外）	◎解体工事業
2	舗装工事	アスファルト舗装、コンクリート舗装、軽舗装表面処理工事	舗装工事業
3	建築工事	建築一式工事	建築工事業
		造作、木造間仕切	◎大工工事業
		左官、とぎ出し、吹付、モルタル左官、防水モルタル、ラス張り	◎左官工事業
		ひき家、鉄骨組立、とび、コンクリート打設、くい打、くい抜	◎とび・土工工事業
		石積み、石張り、石材加工	◎石工事業
		金属薄板屋根ふき、屋根断熱、スレート、瓦、屋根ふき	◎屋根工事業
		コンクリートブロック積、レンガ積み張り、タイル張り、築炉	◎タイル・れんが・ブロック工事業
		鉄骨組立、鋼製階段（避難階段含む）	◎鋼構造物工事業
		アスファルト防水、モルタル防水、目地防水、塗膜防水、シート防水、注入防水	◎防水工事業
		壁張り、内装間仕切、インテリア、たたみ、ふすま、天井仕上、床仕上	◎内装仕上工事業
		ガラス加工・取付	◎ガラス工事業
		サッシ取付、建具取付、シャッター、カーテンウォール、ふすま	◎建具工事業
		主に建築物に係る鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	◎鉄筋工事業
		板金加工、屋根かざり	◎板金工事業
		工作物解体（主に建築物）	◎解体工事業
4	電気設備工事	電気配線、信号設備、ネオン装置、受変電設備、照明設備、引込線屋内電気設備	電気工事業
		火災報知、非常警報設備	◎消防施設工事業
5	暖冷房衛生設備工事	ガス配管、給排水、給湯設備、冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、空調設備、汚物浄化槽、水洗便所設備、厨房設備、畑地潅漑（スプリンクラー）、家屋等施設の敷地内の配管、配水小管工事	管工事業
		冷暖房設備・冷凍冷蔵設備の熱絶縁工事	◎熱絶縁工事業
		消火栓、消火設備、水噴霧、救助袋、緩降機、排煙設備、避難はしご、屋外消火栓、スプリンクラー設備	◎消防施設工事業
6	鋼橋上部工事	鋼橋上部、歩道橋設置	鋼構造物工事業
		足場架設、コンクリート打設	◎とび・土工工事業
7	PC橋上部工事	土木一式工事（プレストレストコンクリート構造物工事）	土木工事業
		足場架設、コンクリート打設、PC橋上部の据付	◎とび・土工工事業
8	しゅんせつ工事	海・河川しゅんせつ	しゅんせつ工事業
9	塗装工事	塗装、区画線塗装、下地調整、溶射、ライニング、布張り仕上、プラスター、橋梁塗装	塗装工事業
10	法面処理工事	土木一式工事（法面処理工事）	土木工事業
		モルタル吹付け、土留、締切り、種子吹付け、コンクリートブロック、注入防水	◎とび・土工工事業
11	上下水道工事	取水施設、浄水施設、配水施設、下水処理施設、上水道本管埋設、上水道、下水道工事	水道施設工事業
		公道下の下水道本管埋設	◎土木工事業
12	清掃施設工事	ゴミ処理施設、し尿処理施設	清掃施設工事
13	消雪工事	消雪工事一式	管工事業、さく井工事業
14	機械設備工事	索道、プラント設備、クレーン設置、昇降機設置、揚排水機設置	機械器具設置工事業
		水門、樋門等門扉設置、開閉機設置	◎鋼構造物工事業
15	通信設備工事	有線・無線電気通信設備、放送機械設備、空中線設備	電気通信工事業
16	造園工事	植栽、地被、景石、地植、水景、公園施設	造園工事業
17	さく井工事	さく井、観測所、還元井、浅井戸、さく孔、揚水設備	さく井工事業
18	グラウト工事	土木一式工事	土木工事業
		ボーリンググラウト	◎とび・土工工事業

上の表において、◎は工事種別に対応する許可業種が複数あり、例示の工事を単体工事として発注した場合に必要な許可業種を表します。

②【 29許可業種（建設業許可） → 18工事種別（福島県発注種別）】
29許可業種（建設業許可）において18工事種別（福島県発注種別）のうち申請できるものの一覧です。

	略号	許可業種（29） （建設業の業種）	内容	例示	工事種別（18）
1	土	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事	土木一式工事、農業用水道、かんがい用排水施設整備	一般土木工事、グラウト工事
				土木一式工事（プレストレストコンクリート構造物工事）	PC橋上部工事
				土木一式工事（法面処理工事）	法面処理工事
				公道下の下水道本管埋設	上下水道工事
2	建	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	建築一式工事	建築工事
3	大	大工工事業	木材の加工又は取付により工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	造作、木造間仕切	建築工事
4	左	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹き付け、又ははり付ける工事	左官、とぎ出し、吹付、モルタル左官、防水モルタル、ラス張り	建築工事
5	と	とび・土工工事業	イ）足場の組み立て、機械器具、建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ）くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ）土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ）コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ）その他基礎的ないしは準備的工事	盛土、根切、掘削、コンクリート打設、はつり土留、締切り、整地、コンクリートブロック据付、客土、ガードレール設置、標識設置、屋外広告物設置、フェンス設置、くい打、くい抜、種子吹付	一般土木工事
				ひき家、鉄骨組立、とび、コンクリート打設、くい打、くい抜	建築工事
				足場架設、コンクリート打設	鋼橋上部工事
				足場架設、コンクリート打設、PC橋上部の据付	PC橋上部工事
				モルタル吹付け、土留、締切り、種子吹付け、コンクリートブロック、注入防水	法面処理工事
				ボーリンググラウト	グラウト工事
6	石	石工事業	石材の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事	石積み、石張り、石材加工、コンクリートブロック積み張り	一般土木工事
				石積み、石張り、石材加工	建築工事
7	屋	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	金属薄板屋根ふき、屋根断熱、スレート、瓦、屋根ふき	建築工事
8	電	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	電気配線、信号設備、ネオン装置、受変電設備、照明設備、引込線屋内電気設備	電気設備工事
9	管	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	ガス配管、給排水、給湯設備、冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、空調設備、汚物浄化槽、水洗便所設備、厨房設備、畑地潅漑（スプリンクラー）、家屋等施設の敷地内の配管、配水小管工事	暖冷房衛生設備工事
				消雪工事一式	消雪工事
10	タ	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	タイル、コンクリート積み張り、レンガ積み張り	一般土木工事
				コンクリートブロック積、レンガ積み張り、タイル張り、築炉	建築工事
11	綱	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄塔、ガードレール、標識設置、屋外広告物設置（製作から一貫して請け負う場合）	一般土木工事
				鉄骨組立、鋼製階段（避難階段含む）	建築工事
				鋼橋上部、歩道橋設置	鋼橋上部工事
				水門、樋門等門扉設置、開閉機設置	機械設備工事
12	筋	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる工事	主に工作物に係る鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	一般土木工事
				主に建築物に係る鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	建築工事
13	舗	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりほ装する工事	アスファルト舗装、コンクリート舗装、軽舗装表面処理工事	舗装工事
14	し	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	海・河川しゅんせつ	しゅんせつ工事
15	板	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取り付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工、屋根かざり	建築工事
16	ガ	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して工作物に取付ける工事	ガラス加工・取付	建築工事
17	塗	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装、区画線塗装、下地調整、溶射、ライニング、布張り仕上、プラスター、橋梁塗装	塗装工事
18	防	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水、モルタル防水、目地防水、塗膜防水、シート防水、注入防水	建築工事
19	内	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音版、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	壁張り、内装間仕切、インテリア、たたみ、ふすま、天井仕上、床仕上	建築工事
20	機	機械器具設置工事業	機械器具の組立等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	索道、プラント設備、クレーン設置、昇降機設置、揚排水機設置	機械設備工事
21	絶	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備の熱絶縁工事	暖冷房衛生設備工事
22	通	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線・無線電気通信設備、放送機械設備、空中線設備	通信設備工事
23	園	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工	植栽、地被、景石、地植、水景、公園施設	造園工事
24	井	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	消雪工事一式	消雪工事
				さく井、観測所、還元井、浅井戸、さく孔、揚水設備	さく井工事
25	具	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	サッシ取付、建具取付、シャッター、カーテンウォール、ふすま	建築工事
26	水	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工	取水施設、浄水施設、配水施設、下水処理施設、上水道本管埋設、上水道、下水道工事	上下水道工事
27	消	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	火災報知、非常警報設備	電気設備工事
				消火栓、消火設備、水噴霧、救助袋、緩降機、排煙設備、避難はしご、屋外消火栓、スプリンクラー設備	暖冷房衛生設備工事
28	清	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ゴミ処理施設、し尿処理施設	清掃施設工事
29	解	解体工事業	工作物の解体を行う工事 ※それぞれの専門工事において建設される目的物のみを解体する工事は各専門工事に該当する。	工作物解体工事	一般土木工事
				建築物解体工事	建築工事

※総合的な企画・指導・調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。

（別表3）18工事種別に対応する技術者の資格一覧

※「1」→1級（5点加点）、「2」→2級（2点加点）、「そ」→その他（1点加点）

	コード	技術職員区分					資格区分	入札参加申込業種（18）																	
		1級	監理補佐	基幹技能者	2級	その他		一般土木	舗装	建築	電気設備	暖冷房衛生	鋼橋上部	PC橋上部	しゅんせつ	塗装	法面処理	上下水道	清掃施設	消雪	機械設備	通信設備	造園	さく井	グラウト
	001					○	法第７条第２号イ該当　（指定学科卒業後3年又は5年の実務経験）	※2業種以内に限り1点ずつ加点																	
	002					○	法第７条第２号ロ該当　（10年の実務経験）	同　上																	
	003					○	法第15条第２号ハ該当（同号イと同等以上）【大臣認定】	同　上（ただし、指定建設業（土・建・電・管・鋼・舗・園）に限る。）																	
	004					○	法第15条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）【大臣認定】	同　上																	
	005		○				監理技術者を補佐する資格を有する者（主任技術者となる資格を有し、一級技士補である者）	資格を有する2業種以内に限り4点ずつ加点																	
建設業法	111	○					一級建設機械施工技士	1	1	1			1	1			1	1							1
	11F						一級建設機械施工管理技士補																		
	212				○		二級建設機械施工技士（第１種～第６種）	2	2	2			2	2			2	2							2
	21G						二級建設機械施工管理技士補（第１種～第６種）																		
	113	○					一級土木施工管理技士※土、と、石、鋼、舗、し、塗、水、解	1	1				1	1	1	1	1	1			1				1
	113					○	一級土木施工管理技士（実務経験３年）※上記許可業種以外	そ		そ		そ							そ	そ				そ	
	11H					○	一級土木施工管理技士補（実務経験３年）	そ		そ		そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ				そ	そ
	214				○		二級土木施工管理技士（土木）※土、と、石、鋼、舗、し、水、解	2	2				2	2	2		2	2			2				2
	214					○	二級土木施工管理技士（土木）（実務経験５年）※上記許可業種以外	そ		そ		そ				そ			そ	そ				そ	
	21J					○	二級土木施工管理技士補（土木）（実務経験５年）	そ		そ		そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ				そ	そ
	215				○		二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）※塗									2									
	215					○	二級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）（実務経験５年）※上記許可業種以外	そ		そ		そ	そ	そ	そ		そ	そ	そ	そ				そ	そ
	21K					○	二級土木施工管理技士補（鋼構造物塗装）（実務経験５年）	そ		そ		そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ				そ	そ
	216				○		二級土木施工管理技士（薬液注入）※と	2					2	2			2								2
	216					○	二級土木施工管理技士（薬液注入）（実務経験５年）※上記許可業種以外			そ		そ			そ	そ		そ	そ	そ				そ	
	21L					○	二級土木施工管理技士補（薬液注入）（実務経験５年）	そ		そ		そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ				そ	そ
	120	○					一級建築施工管理技士※建、大、左、と、石、屋、タ、鋼、筋、板、ガ、塗、防、内、絶、具、解			1		1	1	1		1	1				1				1
	120					○	一級建築施工管理技士（実務経験３年）※上記許可業種以外				そ	そ						そ	そ		そ				
	12C					○	一級建築施工管理技士補（実務経験３年）			そ	そ	そ	そ	そ		そ	そ	そ	そ		そ				そ
	221				○		二級建築施工管理技士（建築）※建、解			2															
	221					○	二級建築施工管理技士（建築）（実務経験５年）※上記許可業種以外			そ	そ	そ	そ	そ		そ	そ	そ	そ		そ				そ
	222				○		二級建築施工管理技士（躯体）※大、と、タ、鋼、筋、解			2			2	2			2				2				2
	222					○	二級建築施工管理技士（躯体）（実務経験５年）※上記許可業種以外			そ	そ	そ				そ		そ	そ						
	223				○		二級建築施工管理技士（仕上げ）※大、左、石、屋、タ、板、ガ、塗、防、内、絶、具			2		2				2									
	223					○	二級建築施工管理技士（仕上げ）（実務経験５年）※上記許可業種以外			そ	そ	そ	そ	そ			そ	そ	そ		そ				そ
	22D					○	二級建築施工管理技士補(実務経験５年)			そ	そ	そ	そ	そ		そ	そ	そ	そ		そ				そ
	127	○					一級電気工事施工管理技士※電				1														
	127					○	一級電気工事施工管理技士（実務経験３年）※上記許可業種以外				そ	そ									そ				
	12E					○	一級電気工事施工管理技士補（実務経験３年）				そ	そ									そ				
	228				○		二級電気工事施工管理技士※電				2														
	228					○	二級電気工事施工管理技士（実務経験５年）※上記許可業種以外				そ	そ									そ				
	22F					○	二級電気工事施工管理技士補（実務経験５年）				そ	そ									そ				
	129	○					一級管工事施工管理技士※管					1								1					
	129					○	一級管工事施工管理技士（実務経験３年）※上記許可業種以外			そ	そ	そ			そ			そ	そ	そ	そ			そ	

（別表3）18工事種別に対応する技術者の資格一覧

※「1」→1級（5点加点）、「2」→2級（2点加点）、「そ」→その他（1点加点）

	コード	技術職員区分					資格区分	入札参加申込業種（18）																	
		1級	監理補佐	基幹技能者	2級	その他		一般土木	舗装	建築	電気設備	暖冷房衛生	鋼橋上部	PC橋上部	しゅんせつ	塗装	法面処理	上下水道	清掃施設	消雪	機械設備	通信設備	造園	さく井	グラウト
	12G					○	一級管工事施工管理技士補（実務経験３年）			そ	そ	そ			そ			そ	そ	そ	そ			そ	
	230				○		二級管工事施工管理技士※管					2								2					
	230					○	二級管工事施工管理技士（実務経験５年）※上記許可業種以外			そ	そ	そ			そ			そ	そ	そ	そ			そ	
	23A					○	二級管工事施工管理技士補（実務経験５年）			そ	そ	そ			そ			そ	そ	そ	そ			そ	
	131	○					一級電気通信工事施工管理技士															1			
	13B						一級電気通信工事施工管理技士補																		
	232				○		二級電気通信工事施工管理技士															2			
	23C						二級電気通信工事施工管理技士補																		
	133	○					一級造園施工管理技士※園																1		
	133					○	一級造園施工管理技士（実務経験３年）※上記許可業種以外	そ		そ		そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ				そ	そ
	13D					○	一級造園施工管理技士補（実務経験３年）	そ		そ		そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ				そ	そ
	234				○		二級造園施工管理技士※園																2		
	234					○	二級造園施工管理技士（実務経験３年）※上記許可業種以外	そ		そ		そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ				そ	そ
	23E					○	二級造園施工管理技士補（実務経験３年）	そ		そ		そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ				そ	そ
建築士法	137	○					一級建築士			1			1								1				
	238				○		二級　〃			2															
	239				○		木造　〃			2															
技術士法	141	○					建設・総合技術監理（建設）	1	1		1		1	1	1		1	1					1		1
	142	○					建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「構造物及びコンクリート）	1	1	1	1		1	1	1		1	1			1		1		1
	143	○					農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	1					1	1			1	1							1
	144	○					電気電子・総合技術監理（電気電子）				1											1			
	145	○					機械・総合技術監理（機械）														1				
	146	○					機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」）					1								1	1				
	147	○					上下水道・総合技術監理（上下水道）					1						1		1					
	148	○					上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）					1						1		1				1	
	149	○					水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	1					1	1	1		1	1							1
	150	○					森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																1		
	151	○					森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	1					1	1			1	1					1		1
	152	○					衛生工学・総合技術監理（衛生工学）					1								1					
	153	○					衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）					1						1		1					
	154	○					衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）					1						1	1	1					
電気工事士法	155				○		第一種電気工事士				2														
	256					○	第二種　〃　３年				そ														
電気事業法	258					○	電気主任技術者（第１種～第３種）　５年				そ														
電気通信事業法	259					○	電気通信主任技術者　５年															そ			
	235					○	工事担当者															そ			
水道法	265					○	給水装置工事主任技術者　１年					そ													
消防法	168				○		甲種消防設備士				2	2													
	169				○		乙種　〃				2	2													

（別表3）18工事種別に対応する技術者の資格一覧

※「1」→1級（5点加点）、「2」→2級（2点加点）、「そ」→その他（1点加点）

	コード	技術職員区分					資格区分	入札参加申込業種（18）																	
		1級	監理補佐	基幹技能者	2級	その他		一般土木	舗装	建築	電気設備	暖冷房衛生	鋼橋上部	PC橋上部	しゅんせつ	塗装	法面処理	上下水道	清掃施設	消雪	機械設備	通信設備	造園	さく井	グラウト
職業能力開発促進法	171				○		建築大工（1級）			2															
	271					○	〃（2級）			そ															
	164				○		型枠施工（1級）	2		2			2	2			2								2
	264					○	型枠施工（2級）	そ		そ			そ	そ			そ								そ
	172				○		左官（1級）			2															
	272					○	〃（2級）			そ															
職業能力開発促進法	157				○		とび・とび工（1級）	2		2			2	2			2								2
	257					○	とび・とび工（2級）	そ		そ			そ	そ			そ								そ
	173				○		コンクリート圧送施工（1級）	2		2			2	2			2								2
	273					○	〃（2級）	そ		そ			そ	そ			そ								そ
	166				○		ウェルポイント施工（1級）	2					2	2			2								2
	266					○	〃（2級）	そ					そ	そ			そ								そ
	174				○		冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（1級）					2								2					
	274					○	〃 〃（2級）					そ								そ					
	175				○		給排水衛生設備配管（1級）					2								2					
	275					○	〃（2級）					そ								そ					
	176				○		配管・配管工（1級）					2								2					
	276					○	〃 〃（2級）					そ								そ					
	170				○		建築板金「ダクト板金作業」（1級）			2		2								2					
	270					○	建築板金「ダクト板金作業」（2級）			そ		そ								そ					
	177				○		タイル張り・タイル張り工（1級）	2		2															
	277					○	〃 〃（2級）	そ		そ															
	178				○		築炉・築炉工（1級）・れんが積み	2		2															
	278					○	〃 〃（2級）	そ		そ															
	179				○		ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工	2		2															
	279					○	〃 〃（2級）	そ		そ															
	180				○		石工・石材施工・石積み（1級）	2		2															
	280					○	〃 〃 〃（2級）	そ		そ															
	181				○		鉄工・製罐（1級）	2		2			2								2				
	281					○	〃 〃（2級）	そ		そ			そ								そ				
	182				○		鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）	2		2															
	282					○	〃 〃（2級）	そ		そ															
	183				○		工場板金（1級）			2															
	283					○	〃（2級）			そ															
	184				○		板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（1級）			2															
	284					○	〃 〃 〃（2級）			そ															
	185				○		板金・板金工・打出し板金（1級）			2															
	285					○	〃 〃 〃（2級）			そ															

（別表3）18工事種別に対応する技術者の資格一覧

※「1」→1級（5点加点）、「2」→2級（2点加点）、「そ」→その他（1点加点）

	コード	技術職員区分					資格区分	入札参加申込業種（18）																	
		1級	監理補佐	基幹技能者	2級	その他		一般土木	舗装	建築	電気設備	暖冷房衛生	鋼橋上部	PC橋上部	しゅんせつ	塗装	法面処理	上下水道	清掃施設	消雪	機械設備	通信設備	造園	さく井	グラウト
職業能力開発促進法	186				○		かわらぶき・スレート施工（1級）			2															
	286					○	〃 〃 （2級）			そ															
	187				○		ガラス施工（1級）			2															
	287					○	〃 （2級）			そ															
	188				○		塗装・木工塗装・木工塗装工（1級）									2									
	288					○	〃 〃 〃 （2級）									そ									
	189				○		建築塗装・建築塗装工（1級）									2									
	289					○	〃 〃 （2級）									そ									
	190				○		金属塗装・金属塗装工（1級）									2									
	290					○	〃 〃 （2級）									そ									
	191				○		噴霧塗装（1級）									2									
	291					○	〃 （2級）									そ									
	167				○		路面表示施工									2									
	192				○		畳製作・畳工（1級）			2															
	292					○	〃 〃 （2級）			そ															
	193				○		内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工（1級）			2															
	293					○	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 （2級）			そ															
	194				○		熱絶縁施工（1級）					2													
	294					○	〃 （2級）					そ													
	195				○		建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工			2															
	295					○	〃 〃 〃 〃 〃 （2級）			そ															
	196				○		造園（1級）																2		
	296					○	〃 （2級）																そ		
	197				○		防水施工（1級）			2															
	297					○	〃 （2級）			そ															
	198				○		さく井（1級）													2				2	
	298					○	〃 （2級）													そ				そ	
	061					○	地すべり防止工事 1年	そ									そ							そ	そ
	040						基礎ぐい工事	2		2							2								2
	062					○	建築設備士 1年				そ	そ								そ					
	063					○	計装 （1級） 1年				そ	そ								そ					
	060				○		解体工事	2		2															
	064			○			基幹技能者	※2業種以内に限り3点ずつ加点																	
	703				○		能力評価基準（レベル３技能者）	※2業種以内に限り2点ずつ加点																	
	704			○			〃 （レベル４技能者）	※2業種以内に限り3点ずつ加点																	
	099					○	その他（実務経験緩和）	※2業種以内に限り1点ずつ加点																	

備考

職業能力開発促進法に基づく2級の技能検定に合格した者は、合格後3年以上の実務経験を要する。

令和７・８年度
福島県建設工事等入札参加資格審査申請書
作成チェックリスト（第２回追加受付用）

☆　申請書の作成に当たっては、各様式の**記載例**や**記入上の注意**をよくお読みください。また、提出前に作成した申請書、添付資料及び提示資料に**誤り**や**記載漏れ**がないか再確認願います。

☆　誤り、漏れの多い点を以下のチェックリストに記載しましたので、確認の参考にしてください。

※用語　　許可業種…建設業法の 29 許可業種のこと
　　工事種別…福島県の 18 工事種別のこと

０　提出にあたって	
□	A4 ファイルに申請書様式を綴り、背表紙には申請者名を記載したか。
１　建設工事入札参加資格審査申請書（第１号様式）	
□	過去３年間の状況について、申請書**裏面**を記載・添付したか。
２　社会保険加入状況申告書（第１号様式その１）	
□	「社会保険適用除外」又は「社会保険に加入済だが経審結果通知書では加入『無』と表示されている」場合に本様式を記載・添付したか。
３　工事経歴書（第２号様式その１）	
□	消費税抜きで作成したか。
□	経営事項審査の完成工事高の選択（２年平均又は３年平均）に応じて、２年度分又は３年度分の経歴書を作成したか。
□	申請する工事種別（18 種別）ごとに別葉で作成したか。
	許可業種（29 業種）ごと、「公共元請工事、民間元請工事、下請工事」ごとに分けて記載し小計を付したか。
	【経審様式を使う場合】 記載例に従い、「工事種別」や「公共元請工事、民間元請工事、下請工事」ごとに印を付け、集計したか。
□	完成工事高の７割程度を、１件ごとに記載したか。（残りは「その他」として一括記載で可）
□	それぞれの工事内容は、分類した工事種別（18 種別）と整合しているか。
４　完成工事高集計表	
□	申請する工事種別（18 種別）において直近１年度に完成工事高があるか。 ※０円の場合は申請できない。
□	各年度の記載金額が上記「３　工事経歴書」と一致しているか。
□	千円単位かつ千円未満切り捨てで記載したか。

5　経営事項審査申請業種と入札参加申込種別対応表	
□	N01、N02 を両方とも作成したか。
□	黒塗りのマスに数値を入れていないか。（PC、法面、鋼橋上部の金額は例外。これらの数値は直上の黒塗りマス等に自動転記されるが、それ以外で黒塗りのマスに数値が入ることはない。）
□	最右列の数値が経審結果通知書の数値以内か。 ※原則一致するが、端数処理の分、小さくなっても可。
□	最下行の数値が上記「４　完成工事高集計表」と一致しているか。
6　技術者経歴書（第３号様式その１）	
□	申請する工事種別（18 種別）ごとに作成したか。 ※例外　29 業種－18 種別の組み替えがない場合のみ、経審様式でも可（「記入上の注意」参照）
□	審査基準日の直前営業年度末時点における常勤の技術職員であり、経営事項審査で評価されている者のみを記載したか。 ※申請工事種別に対応する資格で経審の評価を受けていなければならない。
□	同一人物を３以上の工事種別に記載していないか。 ※同一人物は２工事種別までしか技術者として記載できない。
7　営業所及び委任関係一覧表（第４号様式その１（建設工事））	
□	委任先を設ける場合、本書を作成したか。
□	委任先とする営業所等のみ記載したか。（委任先としない営業所等は記載不要）
□	委任先の営業所等は、委任する工事種別（18 種別）に対応する建設業の許可を有しているか。
□	１建設事務所管内につき委任先は１箇所までとしたか。 ※１営業所に複数管内を委任することは可
□	主たる営業所の所在する建設事務所管内に委任先を設けていないか。
□	記載内容が、下記「８　委任状兼使用印鑑届」と一致しているか。
8　委任状兼使用印鑑届	
□	委任先を設ける場合、本書を作成したか。
□	「委任する工事種別」には福島県の 18 工事種別ベースで記載したか。（誤って建設業の 29 許可業種ベースで記載していないか。）
□	「委任期間」を「申請日～令和 9 年 3 月 31 日」と記載したか。 （それ以外の記載は不可）
□	その他、所定の項目を全て記載したか。（記載例、記入上の注意　参照）

９　新卒者雇用申告書（第５号様式）	
□	記載した者は、「令和３年４月１日以降」に卒業し、「雇用期間の定めなし」として「常用雇用」した者か。（有期雇用者（期間の定めのある雇用契約による雇用）、アルバイト、パートタイマー、日雇い又は派遣社員は記載しない。）
□	卒業証明書又は卒業証書等の写しを添付したか。
□	雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等の写しを添付したか。
１０　保護観察対象者等の雇用に関する証明書	
□	福島保護観察所が発行した「保護観察対象者等の雇用に関する証明書」を添付したか。
１１　福島県建設工事データ入力票 No1（県内業者用）※鉛筆書き	
□	申請書と記載内容を突合したか。
□	⑱建設業許可業種欄には、申請する工事種別（18 種別）に関わらず、申請日現在有効な許可業種（29 業種）を全て記載したか。
□	⑱建設業許可業種欄には、審査基準日に関わらず、申請日現在有効な許可業種（29 業種）を全て記載したか。
１２　福島県建設工事データ入力票 No２（県内業者用）※鉛筆書き	
□	右上に申請者住所、申請者名等を記載したか。
□	①平均完成工事高と、上記「５　対応表」No１【平均完成工事高】の最下行（工事種別ごとの合計）が一致しているか。
□	平均元請完成工事高と、上記「５　対応表」No２【平均元請完成工事高】の最下行（工事種別ごとの合計）が一致しているか。
□	基準決算末の技術職員数と、上記「６　技術者経歴書」の工事種別ごとの技術者数が、「１級」「２級」…等の区分毎に一致しているか。
□	「①のうち、官公署から受注した完成工事高」と「民間工事のうち元請完成工事高」を足した金額が、平均元請完成工事高の金額以内となっているか。 ※原則一致するが、端数処理の分、小さくなっても可。
□	「①のうち、外注した金額」の合計が、完成工事原価報告書の金額と一致しているか。 ※０１～０５以外の工事で外注しているものがある場合は一致しなくても差し支えない。
□	主観点項目のうち、障がい者雇用、除雪・維持業務実績、新卒者雇用に該当がある場合は、確認できる資料（「必要書類一覧」に示した書類）を添付したか。
１３　福島県建設工事データ入力票　受任者（県内業者用）※鉛筆書き	
□	右上に申請者住所、申請者名等を記載したか。
□	上記「７　営業所及び委任関係一覧表」と突合したか。
１４　納税証明書	
□	税金の未納はないか。（ある場合は申請不可。）
□	申請日から３ヶ月以内に発行された証明書を添付したか。
□	自動車税の課税がない場合も、「課税なし」の証明書を添付したか。（例　全てリース車の場合）

１５　施工実績表	
□	該当がない場合は、「該当なし」の欄に✓チェックをしたか。
１６　法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトＨＰ画面の写し	
□	「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されているか。

○審査のポイント

下記の内容が正しく記載・添付されていないと、審査ができないため、書類を作成し直しの上、再度郵送していただく場合もありますので、もう一度ご確認ください。

最終チェックポイント	
□	経審結果通知書の社会保険等の欄が「有」になっているか。「適用除外」又は「社会保険に加入済みだが、経審結果通知書は「無」と表示されている」場合は、第１号様式その１を記載・添付しているか。
□	審査基準日現在の建設業許可通知書を添付しているか。委任先がある場合は、委任先の許可状況がわかる書類も添付しているか。
□	工事経歴書と完成工事高集計表の各年度の記載金額の数字が一致しているか。
□	対応表の最右列の数値が経審結果通知書の数値以内か。
□	対応表の発注種別毎の縦欄合計（最下行）が完成工事高集計表の発注種別毎の平均完成工事高と一致しているか。
□	データ入力票 No. 2 の完成工事高が完成工事高集計表と一致しているか。
□	技術者経歴書の人数とデータ入力票 No. 2 の基準決算末の技術者職員の数が一致しているか。
□	納税証明書を添付したか。

令和７・８年度
福島県建設工事等入札参加資格審査申請書
作成チェックリスト（第２回追加受付用）

☆　申請書の作成に当たっては、各様式の**記載例**や**記入上の注意**をよくお読みください。また、提出前に作成した申請書、添付資料及び提示資料に**誤り**や**記載漏れ**がないか再確認願います。

☆　誤り、漏れの多い点を以下のチェックリストに記載しましたので、確認の参考にしてください。

※用語　　許可業種…建設業法の 29 許可業種のこと
　　工事種別…福島県の 18 工事種別のこと

０　提出にあたって	
□	A4 ファイルに申請書様式を綴り、背表紙には申請者名を記載したか。
１　建設工事入札参加資格審査申請書（第１号様式）	
□	過去３年間の状況について、申請書裏面を記載・添付したか。
２　社会保険加入状況申告書（第１号様式その１）	
□	「社会保険適用除外」又は「社会保険に加入済だが経審結果通知書では加入『無』と表示されている」場合に本様式を記載・添付したか。
３　工事経歴書（第２号様式その２）	
□	消費税抜きで作成したか。
□	経営事項審査の完成工事高の選択（２年平均又は３年平均）に応じて、２年度分又は３年度分の経歴書を作成したか。
□	申請する工事種別（18 種別）ごとに別葉で作成したか。
	県内・県外ごと、元請・下請ごとに分けて記載し小計を付したか。
	【経審様式を使う場合】 記載例に従い、「工事種別」や「元請工事、下請工事」ごとに印を付け、集計したか。
□	１年度当たり 20 件程度又は完工高の７割程度（いずれか少ない方）を、１件ごとに記載したか。（残りは「その他」として一括記載で可）
□	それぞれの工事内容は、分類した工事種別（18 種別）と整合しているか。
４　完成工事高集計表	
□	申請する工事種別（18 種別）において直近１年度に完成工事高があるか。 ※０円の場合は申請できない。
□	各年度の記載金額が上記「３　工事経歴書」と一致しているか。
□	千円単位かつ千円未満**切り捨て**で記載したか。

5　経営事項審査申請業種と入札参加申込種別対応表	
□	N01、N02 を両方とも作成したか。
□	黒塗りのマスに数値を入れていないか。（PC、法面、鋼橋上部の金額は例外。これらの数値は直上の黒塗りマス等に自動転記されるが、それ以外で黒塗りのマスに数値が入ることはない。）
□	最右列の数値が経審結果通知書の数値以内か。 ※原則一致するが、端数処理の分、小さくなっても可。
□	最下行の数値が上記「４　完成工事高集計表」と一致しているか。
6　技術者経歴書（第３号様式その１）	
□	申請する工事種別（18 種別）ごとに作成したか。 ※例外　29 業種－18 種別の組み替えがない場合のみ、経審様式でも可（「記入上の注意」参照）
□	審査基準日の直前営業年度末時点における常勤の技術職員であり、経営事項審査で評価されている者のみを記載したか。 ※申請工事種別に対応する資格で経審の評価を受けていなければならない。
□	同一人物を３以上の工事種別に記載していないか。 ※同一人物は２工事種別までしか技術者として記載できない。
7　営業所及び委任関係一覧表（第４号様式その１（建設工事））	
□	委任先を設ける場合、本書を作成したか。
□	委任先とする営業所等のみ記載したか。（委任先としない営業所等は記載不要）
□	委任先の営業所等は、委任する工事種別（18 種別）に対応する建設業の許可を有しているか。
□	委任先は１カ所のみとしたか。　※２カ所以上の設定は不可　※委任区域は県内全域である
□	記載内容が、下記「８　委任状兼使用印鑑届」と一致しているか。
8　委任状兼使用印鑑届	
□	委任先を設ける場合、本書を作成したか。
□	「委任する工事種別」には福島県の 18 工事種別ベースで記載したか。（誤って建設業の 29 許可業種ベースで記載していないか。）
□	「委任期間」を「申請日～令和９年３月 31 日」と記載したか。 （それ以外の記載は不可）
□	その他、所定の項目を全て記載したか。（記載例、記入上の注意　参照）

９　福島県建設工事データ入力票 No1（県外業者用）※鉛筆書き	
□	申請書と記載内容を突合したか。
□	⑱建設業許可業種欄には、申請する工事種別(18 種別)に関わらず、申請日現在有効な許可業種（29 業種）を全て記載したか。
□	⑱建設業許可業種欄には、審査基準日に関わらず、申請日現在有効な許可業種（29 業種）を全て記載したか。
１０　福島県建設工事データ入力票 No２（県外業者用）※鉛筆書き	
□	右上に申請者住所、申請者名等を記載したか。
□	①平均完成工事高と、上記「５　対応表」No１【平均完成工事高】の最下行（工事種別ごとの合計）が一致しているか。
□	福島県内の平均完成工事高と、上記「４　完成工事高集計表」の数値が一致しているか。
□	平均元請完成工事高と、上記「５　対応表」No２【平均元請完成工事高】の最下行（工事種別ごとの合計）が一致しているか。
□	基準決算末の技術職員数と、上記「６　技術者経歴書」の工事種別ごとの技術者数が、「１級」「２級」…等の区分毎に一致しているか。
１１　福島県建設工事データ入力票　受任者（県外業者用）※鉛筆書き	
□	右上に申請者住所、申請者名等を記載したか。
□	上記「８　営業所及び委任関係一覧表」と突合したか。
１２　納税証明書	
□	税金の未納はないか。（ある場合は申請不可。）
□	消費税及び地方消費税の納税証明書を添付したか。 県内に営業所がある場合は、委任先の有無に関わらず、法人（個人）県民税、事業税及び自動車税の納税証明書を添付したか。 ※自動車税の課税がない場合も、「課税なし」の証明書が必要。（例　全てリース車の場合）
□	申請日から３ヶ月以内に発行された証明書を添付したか。
１３　法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトＨＰ画面の写し	
□	「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されているか。

○審査のポイント

下記の内容が正しく記載・添付されていないと、審査ができないため、書類を作成し直しの上、再度郵送していただく場合もありますので、もう一度ご確認ください。

最終チェックポイント	
□	経審結果通知書の社会保険等の欄が「有」になっているか。「適用除外」又は「社会保険に加入済みだが、経審結果通知書は「無」と表示されている」場合は、第１号様式その１を記載・添付しているか。
□	審査基準日現在の建設業許可通知書を添付しているか。委任先がある場合は、委任先の許可状況がわかる書類も添付しているか。
□	工事経歴書と完成工事高集計表の各年度の記載金額の数字が一致しているか。
□	対応表の最右列の数値が経審結果通知書の数値以内か。
□	対応表の発注種別毎の縦欄合計（最下行）が完成工事高集計表の発注種別毎の平均完成工事高と一致しているか。
□	データ入力票 No.2 の完成工事高が完成工事高集計表と一致しているか。
□	技術者経歴書の人数とデータ入力票 No.2 の基準決算末の技術者職員の数が一致しているか。
□	納税証明書を添付したか。

令和７・８年度
福島県建設工事等入札参加資格審査申請書
作成チェックリスト（第２回追加受付）

☆　申請書の作成に当たっては、各様式の**記載例**や**記入上の注意**をよくお読みください。また、提出前に作成した申請書、添付資料及び提示資料に**誤り**や**記載漏れ**がないか再確認願います。
☆　誤り、漏れの多い点を以下のチェックリストに記載しましたので、確認の参考にしてください。

※業務種別…地上測量、航空測量、調査、土木設計、建築設計　の５種別のこと

０　提出にあたって	
□	A4ファイルに申請書様式を綴り、背表紙には申請者名を記載したか。
１　測量等入札参加資格審査申請書（第６号様式）	
□	過去３年間の状況について、申請書裏面様式を記載・添付したか。
□	登録通知書等の写しを添付したか。 ※「必要書類一覧　２」及び「添付書類に関する注意事項　２」参照 ※委任先を設ける場合は、委任先分も含む。
２　業務経歴書（第６号様式の２）	
□	消費税抜きで作成したか。
□	審査基準日の直前２営業年度分を、年度ごとに別葉で作成したか。
□	申請する業務種別（５種別）ごとに別葉で作成したか。
□	１年度当たり 20 件程度又は業務高の７割程度（いずれか少ない方）を１件毎に記載したか。（残りは「その他」として一括記載で可）
□	それぞれの業務内容は、分類した業務種別（５種別）と整合しているか。 ※工事に関係しない業務（例　食品分析、イベント運営…など）は、記載しないこと。
３　対応表【取扱業務高】	
□	各業務種別ごとの取扱高が上記「２　業務経歴書」と一致しているか。
□	黒塗りのマスに数値を入れていないか。
□	申請できない（しない）業務の取扱高や兼業の売上高などは、下から２行目の「その他」に計上したか。※誤って業務種別（５種別）の行に記載しないこと。
□	各年度の合計額が財務諸表の売上高と一致しているか。
４　技術者経歴書（第３号様式その２）	
□	審査基準日の直前営業年度末現在における技術職員について記載したか。 ※直前営業年度末以降に入った職員は記載しないこと。
□	常勤又は非常勤の別を明記したか。

５　技術者集計一覧表（第６号様式の３）	
□	土木設計に申請する場合、本様式を作成したか。
□	「(3)全技術者」数と、上記「４　技術者経歴書」中、土木設計の技術者数が一致しているか。
６　営業所及び委任関係一覧表（第４号様式その２（測量等、製造））	
□	委任先を設ける場合、本様式を作成したか。
□	委任先とする営業所等のみ記載したか。（委任先としない営業所等は記載不要）
□	地上測量、航空測量、調査（不動産鑑定）、建築設計のいずれかを委任する場合は、それぞれの業務種別に対応した登録を受けている営業所か。
□	１建設事務所管内につき委任先は１箇所までとしたか。 ※１営業所に複数管内を委任することは可
□	主たる営業所の所在する建設事務所管内に、委任先を設けていないか。
□	記載内容が、下記「７　委任状兼使用印鑑届」と一致しているか。
７　委任状兼使用印鑑届	
□	委任先を設ける場合、本様式を作成したか。
□	「委任する業務種別」には、福島県の業務種別（５種別）ベースで記載したか。
□	「委任期間」を「申請日～令和９年３月 31 日」と記載したか。 （それ以外の記載は不可）
□	その他、所定の項目を全て記載したか。（記載例、記入上の注意　参照）
８　福島県測量等データ入力票 No1（県内業者用）	
□	申請書と記載内容を突合したか。
９　福島県測量等データ入力票 No２（県内業者用）	
□	右上に申請者住所、申請者名等を記載したか。
□	申請書と記載内容を突合したか。（申請業務種別、登録部門等）
□	資本金を千円単位かつ千円未満切り捨てで記載したか。
□	⑤常勤職員数は、常勤の技術職員及び事務職員の合計と一致しているか。
□	⑥技術職員数には常勤の技術職員数を記載し、上記「４　技術者経歴書」と整合しているか。
□	**【土木設計を申請する場合のみ】**　⑦管理・照査技術者は、上記「５　技術者集計一覧表」中、「（１）１～７の技術者」の人数と一致しているか。
□	各営業年度における取扱高が上記「３　対応表」と一致しているか。
１０　福島県測量等データ入力票　受任者（県内業者用）	
□	右上に申請者住所、申請者名等を記載したか。
□	上記「６　営業所及び委任関係一覧表」と突合したか。

１１　納税証明書	
□	税金の未納はないか。（ある場合は申請不可。）
□	申請日から３ヶ月以内に発行された証明書を添付したか。
□	自動車税の課税がない場合も、「課税なし」の証明書を添付したか。（例　全てリース車の場合）
１２　法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトＨＰ画面の写し	
□	「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されているか。

○審査のポイント

下記の内容が正しく記載・添付されていないと、審査ができないため、書類を作成し直し、再度郵送していただく場合もありますので、もう一度ご確認ください。

最終チェックポイント	
□	登録通知書等を添付したか。（測量、不動産鑑定、建築設計は必須）委任先がある場合は、委任先の登録のわかる書類も添付したか。
□	直前２年分の財務諸表を添付したか。（地上測量・航空測量については測量法第５５条の８の規定に基づく書類（２年分））
□	対応表の合計が財務諸表の売上高と一致しているか。
□	各年度の申込種別毎の対応表の計と業務経歴書の計が一致しているか。
□	データ入力票 No.2 の取扱高が業務経歴書、対応表の各数字と一致しているか。
□	データ入力票 No.2⑥技術者職員数と技術者経歴書の常勤の実人数が一致しているか。
□	〈土木設計を登録する場合のみ〉データ入力票 No.2⑦管理・照査技術者数と技術者一覧表の【集計】（１）の人数が一致しているか。

令和７・８年度
福島県建設工事等入札参加資格審査申請書
作成チェックリスト（第２回追加受付）

☆　申請書の作成に当たっては、各様式の**記載例**や**記入上の注意**をよくお読みください。また、提出前に作成した申請書、添付資料及び提示資料に**誤り**や**記載漏れ**がないか再確認願います。

☆　誤り、漏れの多い点を以下のチェックリストに記載しましたので、確認の参考にしてください。

※業務種別…地上測量、航空測量、調査、土木設計、建築設計　の５種別のこと

０　提出にあたって	
□	A4 ファイルに申請書様式を綴り、背表紙には申請者名を記載したか。
１　測量等入札参加資格審査申請書（第６号様式）	
□	過去３年間の状況について、申請書裏面様式を記載・添付したか。
□	登録通知書等の写しを添付したか。 ※「必要書類一覧　２」及び「添付書類に関する注意事項　２」参照 ※委任先を設ける場合は、委任先分も含む。
２　業務経歴書（第６号様式の２）	
□	消費税抜きで作成したか。
□	審査基準日の直前２営業年度分を、年度ごとに別葉で作成したか。
□	申請する業務種別（５種別）ごとに別葉で作成したか。
□	１年度当たり 20 件程度又は業務高の７割程度（いずれか少ない方）を１件毎に記載したか。（残りは「その他」として一括記載で可）
□	県内・県外に区分し小計を付したか。
□	それぞれの業務内容は、分類した業務種別（５種別）と整合しているか。 ※工事に関係しない業務（例　食品分析、イベント運営…など）は、記載しないこと。
３　対応表【取扱業務高】	
□	各業務種別ごとの取扱高が上記「２　業務経歴書」と一致しているか。
□	黒塗りのマスに数値を入れていないか。
□	申請できない（しない）業務の取扱高や兼業の売上高などは、下から２行目の「その他」に計上したか。※誤って業務種別（５種別）の行に記載しないこと。
□	各年度の合計額が財務諸表の売上高と一致しているか。
４　技術者経歴書（第３号様式その２）	
□	審査基準日の直前営業年度末現在における技術職員について記載したか。 ※直前営業年度末以降に入った職員は記載しないこと。
□	常勤又は非常勤の別を明記したか。

5　技術者集計一覧表（第６号様式の３）	
□	土木設計に申請する場合、本様式を作成したか。
□	「(3)全技術者」数と、上記「４　技術者経歴書」中、土木設計の技術者数が一致しているか。
6　営業所及び委任関係一覧表（第４号様式その２（測量等、製造））	
□	委任先を設ける場合、本様式を作成したか。
□	委任先とする営業所等のみ記載したか。（委任先としない営業所等は記載不要）
□	地上測量、航空測量、調査（不動産鑑定）、建築設計のいずれかを委任する場合は、それぞれの業務種別に対応した登録を受けている営業所か。
□	委任先は１カ所のみとしたか。　※２カ所以上の設定は不可　※委任区域は県内全域である
□	記載内容が、下記「７　委任状兼使用印鑑届」と一致しているか。
7　委任状兼使用印鑑届	
□	委任先を設ける場合、本様式を作成したか。
□	「委任する業務種別」には、福島県の業務種別（５種別）ベースで記載したか。
□	「委任期間」を「申請日～令和９年３月 31 日」と記載したか。 （それ以外の記載は不可）
□	その他、所定の項目を全て記載したか。（記載例、記入上の注意　参照）
8　福島県測量等データ入力票 No1（県外業者用）	
□	申請書と記載内容を突合したか。
9　福島県測量等データ入力票 No２（県外業者用）	
□	右上に申請者住所、申請者名等を記載したか。
□	申請書と記載内容を突合したか。（申請業務種別、登録部門等）
□	資本金を千円単位かつ千円未満切り捨てで記載したか。
□	⑤常勤職員数は、常勤の技術職員及び事務職員の合計と一致しているか。
□	⑥技術職員数には常勤の技術職員数を記載し、上記「４　技術者経歴書」と整合しているか。
□	**【土木設計を申請する場合のみ】**　⑦管理・照査技術者は、上記「５　技術者集計一覧表」中、「（１）１～７の技術者」の人数と一致しているか。
□	各営業年度における取扱高が上記「３　対応表」と一致しているか。
□	各営業年度における福島県内の取扱高が上記「２　業務経歴書」と一致しているか。
１０　福島県測量等データ入力票　受任者（県外業者用）	
□	右上に申請者住所、申請者名等を記載したか。
□	上記「６　営業所及び委任関係一覧表」と突合したか。

１１　納税証明書	
□	税金の未納はないか。（ある場合は申請不可。）
□	消費税及び地方消費税の納税証明書を添付したか。 県内に営業所がある場合は、加えて法人（個人）県民税、事業税及び自動車税の納税証明書を添付したか。 ※自動車税の課税がない場合も、「課税なし」の証明書が必要。（例　全てリース車の場合）
□	申請日から３ヶ月以内に発行された証明書を添付したか。
１２　法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトＨＰ画面の写し	
□	「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されているか。

○審査のポイント

下記の内容が正しく記載・添付されていないと、審査ができないため、書類を作成し直しの上、再度郵送していただく場合もありますので、もう一度ご確認ください。

最終チェックポイント	
□	登録通知書等を添付したか。（測量、不動産鑑定、建築設計は必須） 委任先がある場合は、委任先の登録のわかる書類も添付したか。
□	直前２年分の財務諸表を添付したか。（地上測量・航空測量については測量法第５５条の８の規定に基づく書類（２年分））
□	対応表の合計が財務諸表の売上高と一致している。
□	各年度の申込種別毎の対応表の計と業務経歴書の計が一致しているか。
□	データ入力票 No.2 の取扱高が業務経歴書、対応表の各数字と一致しているか。
□	データ入力票 No.2⑥技術者職員数と技術者経歴書の常勤の実人数が一致しているか。
□	〈土木設計を登録する場合のみ〉データ入力票 No.2⑦管理・照査技術者数と技術者一覧表の【集計】（１）の人数が一致しているか。
□	申込業種毎に 2 件ずつの契約書又は請書の写しがあり、業務経歴書の記載内容と一致しているか。

令和７・８年度
福島県建設工事等入札参加資格審査申請書
作成チェックリスト（第２回追加受付用）

☆　申請書の作成に当たっては、各様式の**記載例**や**記入上の注意**をよくお読みください。また、提出前に作成した申請書、添付資料及び提示資料に**誤り**や**記載漏れ**がないか再確認願います。

☆　誤り、漏れの多い点を以下のチェックリストに記載しましたので、確認の参考にしてください。

０　提出にあたって	
□	A4 ファイルに申請書様式を綴り、背表紙には申請者名を記載したか。
１　製造入札参加資格審査申請書（第７号様式）	
□	「製造」の有資格者名簿への登録を希望しているか。（申請区分は正しいか） ※例　20t 未満の船舶販売は、物品購入の資格審査へ申請要（出納局入札用度課所管）
□	過去３年間の状況について、申請書裏面様式を記載・添付したか。 （品目の追加申請の場合は記載不要）
２　営業所及び委任関係一覧表（第４号様式その２（測量等、製造））	
□	委任先を設ける場合、本様式を作成したか。
□	委任先とする営業所等のみ記載したか。（委任先としない営業所等は記載不要）
□	【県内業者】１建設事務所管内につき委任先は１箇所までとしたか。 ※１営業所に複数管内を委任することは可
	【県内業者】主たる営業所の所在する建設事務所管内に、委任先を設けていないか。
	【県外業者】委任先は１カ所のみとしたか。 ※２カ所以上の設定は不可　※委任区域は県内全域である
□	記載内容が、下記「３　委任状兼使用印鑑届」と一致しているか。
３　委任状兼使用印鑑届	
□	委任先を設ける場合、本様式を作成したか。
□	「委任する業務種別」には、「製造」と記載したか。
□	「委任期間」を「申請日～令和９年３月 31 日」と記載したか。 （それ以外の記載は不可）
□	その他、所定の項目を全て記載したか。（記載例、記入上の注意　参照）
４　職員数並びに営業年数（第９号様式）	
□	福島県の「工事」「測量等」の資格にも申請している場合、そちらに申請した職員を重複して計上していないか。
５　直前２年における実績高調書（第８号様式）	
□	消費税抜きで作成したか。
□	審査基準日の直前２営業年度における申請製造品目の実績高を記載したか。
□	財務諸表と記載内容が整合しているか。

6　納税証明書	
□	税金の未納はないか。（ある場合は申請不可。）
□	申請日から３ヶ月以内に発行された証明書を添付したか。
□	【県内業者】所定の証明書を全て添付したか。 （「必要書類一覧」「添付書類に関する注意事項」参照） 【県内業者】自動車税の課税がない場合も、「課税なし」の証明書を添付したか。 （例　全てリース車の場合）
□	【県外業者】消費税及び地方消費税の納税証明書を添付したか。 【県外業者】県内に営業所がある場合は、加えて法人（個人）県民税、事業税及び自動車税の納税証明書を添付したか。 ※自動車税の課税がない場合も、「課税なし」の証明書が必要。（例　全てリース車の場合）
7　製造データ入力票	
□	「１　本社又は本店情報」を申請書の記載と突合したか。
□	「２　企業情報」の営業年数が、上記「４　職員数並びに営業年数」の記載と一致しているか。
□	「２　企業情報」の平均製造高が、上記「５　直前２年における実績高調書」右下の金額と一致しているか。
□	「３　受任者情報」を上記「２　営業所及び委任関係一覧表」と突合したか。
8　法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトＨＰ画面の写し	
□	「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されているか。

○審査のポイント

下記の内容が正しく記載・添付されていないと、審査ができないため、書類を作成し直しの上、再度郵送していただく場合もありますので、もう一度ご確認ください。

最終チェック（審査のポイント）	
□	登記事項証明書を添付したか。（個人の場合は身分証明書）
□	実績高調書の平均年間製造高とデータ入力票の平均製造高が一致しているか。
□	納税証明書を添付したか。

工事等入札参加資格の申請に関するよくある質問と回答

ここでは、よくお問い合わせのある内容をQ&A方式で掲載しています。
不明な点があった場合は、まず一度目を通してください。

１．受付について

Q：受付期間はいつですか？また、申請を忘れた場合、追加で申請ができますか？
A：受付の実施時期については、申請の手続きについてのページにまとめてあります。
　また、基本受付の後、半年ごとに追加受付を行っています。

Q：申請は随時受付してもらえますか？
A：随時受付は行っていません。
　福島県建設工事等入札参加資格審査は、2年に1回の基本受付と半年毎の追加受付を実施しており、受付の実施時期については、こちら（申請の手続きについてのページ）にまとめてあります。
　なお、既に登録済（または申請済）の資格に関する代表者の変更等については、随時受付しています。

Q：申請用紙はどこで入手できますか？
A：すべての申請用紙は、こちら（申請の様式のページ）からダウンロードできます。
　また、インターネットを利用できる環境がない方には、福島県の入札参加資格審査申請時期に合わせて、窓口配付・郵送をする予定です。詳しくは申請の手続きについてのページをお読みください。

Q：審査日程の予約を期限までに行えませんでした。申請することはできますか。
A：受付機関に電話でご相談ください。期限までに予約を行えなかった方は、その回の申請を受け付けできないこともありますのでご了承ください。（その場合は、次回の受付時に申請願います。）
　※　日程予約の期間は、基本受付（各追加受付）開始日の概ね１ヶ月～１ヶ月半前に、申請の手続きについてのページでお知らせしますので、お見逃しないようお願いします。

Q：維持補修等の業務を行っていますが、どの申請をすればよいですか？
A：建設業許可を有しており工事の入札に参加を希望する方は、建設工事入札参加資格のうち該当する工事種別に申請してください。
　その他の場合は、物品購入（修繕）の入札参加資格（出納局入札用度課のホームページ参照）のうち「修繕業」に該当するかどうか、建物や機械のメンテナンス業務であれば、庁舎等維持

管理業務の入札参加資格（総務部施設管理課のホームページ参照）に該当するかどうか確認の上、それぞれの申請をしてください。

※　本県には現在、「建設工事等（工事、測量等、製造)」「物品購入・修繕」「庁舎維持管理」「森林整備」「林産物売り払い」「自販機設置（行政財産貸付)」の６種類の入札参加資格有資格者名簿があります。詳細は、それぞれのページをご覧ください。これらに該当しない業務については、一般競争入札又は随意契約で発注しますので、あらかじめ資格審査を受ける必要はありません。

Q：主として食品分析調査を行っている会社ですが、測量等のうち「調査」に申請できますか？
A：本資格は、「建設工事に関係する業務」（調査であれば、例えば不動産鑑定や地質調査など）を対象とした資格ですので、食品分析のように工事に関係しない業務については対象ではありません。

※　測量等に申請する方は、申請書中、業務経歴書（第６号様式の２）を記載する際、食品分析、イベント運営委託…など、工事に関係しない業務の実績を入れないようにご注意ください。また対応表（取扱業務高）を作成する際は、こうした工事に関係しない業務の取扱高は「その他」の欄に記載してください。（審査基準日の直前年度に、申請する業務種別（５種別）に対応する取扱高がゼロである場合は、申請できません。）

２．審査について

Q：入札参加資格の審査申請の手続きを行政書士に依頼することはできますか？
A：建設業許可や経営事項審査と同様に、入札参加資格審査も行政書士による代理申請ができます。
　この場合、申請者（業者）から代理人（行政書士）への委任状が必要となります。
また、申請書には申請者（業者）の押印は不要となり、代理人（行政書士）の押印が必要となります。

Q：福島県の入札参加資格を申請するにあたって、経営事項審査を受けるときに注意することはありますか？
A：福島県では平成１７年度以降、入札参加資格申請業者についての最新の経営状況等を把握するため、経営事項審査の２９許可業種ごとの総合評定値Ｐを利用します。したがって、経営事項審査の際は総合評定値Ｐの申請をするようお願いします。
　なお、国や他の地方自治体でも「総合評定値Ｐを申請していること」を入札参加資格を申請する際の要件としている場合がありますので、入札参加を希望する自治体等の要件を個別に確認することが必要です。
※　経営事項審査については、土木部建設産業室リンクのホームページをご覧ください。

Q：令和７・８年度入札参加資格審査（第２回追加受付）の審査基準日はいつですか？
A：審査基準日は、令和７年７月１日になります。

Q：審査基準日以降に建設業許可を取得しましたが、入札参加資格を申請できますか？
A：申請はできませんので、次回受付時に申請してください。なお、申請にあたっては、申請工事種別についての完成工事高が必要になります。

Q：審査基準日現在で許可を受けており、審査基準日以降に内容の変更があった場合（例：代表者の変更、必須ではない建設業許可の追加等）も審査基準日現在で記載するのですか？
A：申請日現在の内容を記載します。同様に、測量等における建設コンサルタント、補償コンサルタント等の登録についても、審査基準日以降登録があった場合は、記載して構いません。登録後の変更届による事務処理を簡略化するものです。

Q：工事の入札参加資格申請をしたいのですが、福島県の場合、工事発注の種別は、建設業法の許可業種とは異なるのでしょうか？
A：福島県の工事入札参加資格審査では、建設業法の 29 許可業種を独自の 18 工事種別に組み替えて名簿への登録を行っています。
　基礎となるデータは、「審査基準日直前の経営事項審査結果」ですが、申請の際は、完成工事高や技術者数を県の 18 工事種別ベースに組み替えていただく必要があります。また、委任関係の書類なども 18 工事種別ベースで作成していただく必要がありますので、ご注意ください。
　詳しくは手引き本文をご覧ください。
　なお、組み替えにあたっては経審結果との整合性にご注意ください。

Q：２９許可業種と１８工事種別の組み替えについて、もう少し教えてください。
A：別表１の対応表で○又は△印がついているところが、組み替え可能な工種です。（△は「経審の内書きの範囲内で組み替え可能」という意味です。）
　なお、○（△）があるからといって、経審（29 業種ベース）の完工高全てを無条件に組み替えできるわけではありません。別表２を参考に、個別の工事内容に対応する 18 工事種別に振り分けてください。
　技術者についても、こちら の表を参考に申請する 18 工事種別に対応する資格を有しているか確認の上、振り分けてください。技術者は経審に準じて、１人当たり２工事種別まで申請できますが、申請する工事種別に対応した資格を有していなければなりません。
　なお、完工高・技術者ともに、組み替えのベースは「審査基準日直前の経営事項審査結果」です。経審結果の数値を超えて申請することはできませんのでご注意ください。

Q：決算期を変更した場合の完成工事高（取扱高）はどのようになりますか？

A：工事については、経営事項審査の例により２４か月分（または３６か月分）に相当する完成工事高等を計算することとします。

　また、測量等についても同様です。

Q：工事に伴う技術職員数の加点対象はどのようになりますか？

A：経営事項審査の改正に伴い、技術者の加点対象は１人２業種までとなりましたが、入札参加資格の加点対象についても２種別までとなります。

　なお、経営事項審査において加点対象となっていない技術者は、入札参加資格においても加点対象となりませんのでご注意ください。

Q：工事の技術者区分に受講及び基幹とありますがどのようなことですか？

A：「受講」とは監理技術者講習の受講をした者、「基幹」とは登録基幹技能者講習の受講した者です。なお、これらは経営事項審査の改正に伴い追加した項目になります。

Q：国税の納税証明書は、どの様式のものを添付すればよいのですか？

A：「その１（納税額の証明）」または「その３（未納税額のないことの証明）」のどちらでも構いません。

Q：「データ入力票」はエンピツで記入するのでしょうか？

A：「データ入力票」は、審査の段階で訂正することが多いので、エンピツで記載してください。

Q：測量等において、契約書、請書または注文書を提示することとなっていますが、写しでもよいですか？

A：写しでも構いません。なお、提示する契約書については必ず業務経歴書に記載したもので、変更契約があった場合はそれらも必要です。

Q：少額の契約も工事経歴書に記載するのですか？

A：工事経歴書の掲載について５００万円（建築１５００万円）未満の工事については、種別毎に１０件（公共元請、民間元請、下請それぞれ３件程度）までは記載してください。残りは「軽微な工事その他」としてまとめてもよいです。なお、経審審査等の既存の経歴書を利用する場合は、記載する完工高は経審の例のとおりで構いません。

　また、測量等による業務経歴書についても同様に５００万円未満の委託については、種別毎に１０件（元請、下請それぞれ５件程度）までは記載してください。残りは「軽微な業務その他」としてまとめても差し支えありません。

３．入札参加資格審査の届出事項の変更

Q：資格認定後（または資格審査後）に内容の変更があったのですが、どのような手続きをすればよいですか？

A：変更届に必要な書類を添付の上、速やかに提出してください。詳しくは入札参加資格審査事項変更届のページをお読みください。

Q：資格認定後（または資格審査後）に新しい経営事項審査結果通知書を受け取りましたが、改めて提出する必要はありますか？

A：入札参加資格の中間年における経営事項審査結果通知書を提出する必要はありません。
ただし、個々の入札や契約の時点で発注機関が提示を求めることがあります。

Q：現在資格を有していない発注種別を、変更で追加することはできますか？

A：新たな発注種別については、変更での追加はできません。追加受付の際に申請してください。

Q：委任先とはしない営業所を新たに設置しましたが、届けは必要ですか？

A：委任先としない場合、入札参加資格に係る届けは不要です。

４．その他

Q：「県内に主たる営業所を有する」という場合の「主たる営業所」とは？

A：本社、本店のことです。法人登記において本店または主たる事務所として表示されている営業拠点のことです。

Q：公共工事とは？

A：建設業法施行令第 27 条の 13 に定められている「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事」です。

Q：委任先（営業所）の許可、登録は必要ですか？

A：工事については、建設業の許可が必要となります。また、測量等については、地上・航空測量（測量法第 55 条の 2)、不動産鑑定（不動産の鑑定評価に関する法律第 23 条)、建築設計（建築士法 23 条の 2）の委任先の登録が必要となります。

Q：県内業者の場合、受任先営業所はいくつまで設置できますか？

A：県内業者の場合は、最大で 7 カ所設置ができます。

※　本社の所在する管内を除く、各建設事務所管内に各 1 カ所まで設置できます。また、県外業者の場合は、県内・県外を問わず、 1 カ所のみ受任先営業所の設置ができます。受任範囲は「全県内」となります。

Q：県外業者の場合、県内・県外を問わず、１カ所のみ受任先営業所の設置ができるとされていますが、発注種別毎ですか？１企業で１カ所ですか？

A：県外業者の場合は、県内・県外を問わず、１企業１カ所のみ受任先営業所の設置ができます。受任範囲は「全県内」となります。

　したがって、例えば地上測量に係る権限を本社、土木設計の権限を受任先営業所とすることはできますが、地上測量に係る権限をＡ支店、土木設計に係る権限をＢ支店に委任するというように、複数の受任先営業所を設置することはできません。

Q：「都道府県コード」「市町村コード」を教えてください。

A：総務省が指定する６ケタの地方公共団体コードを参照してください。都道府県コードは、地方公共団体コードの左から１～２ケタ、市町村コードは、同コードの３～５ケタになります。６ケタ目は使用しません。なお、地方公共団体コードにつきましては、Ｊ－ＬＩＳ　地方公共団体情報システム機構から検索することができます。

Q：国、他県、市町村の入札参加資格審査について教えてください。

A：福島県内の市町村においては、福島県の申請様式を使用することとしている場合がありますが、審査の方法等については、福島県の取扱いと異なる場合もあるため、このような質問にはお答えできません。書類を提出する各市町村役場へ個別に御確認ください。

Q：評点の方法や配点については、いつ頃決定するのですか？

A：申請終了後に各申請者のデータ状況を見ながらランク付け等を行いますので、名簿作成時期（３月）に決定することとなります。なお、決定後にホームページにて公表します。

○組織変更における審査手続き及び提出書類等について

第１　組織変更等の類型

１ 合併

合併は複数の会社がひとつになること。

・吸収合併・・・ひとつの会社が存続し、他が消滅する形態

・新設合併・・・合併する当事会社がすべて消滅し、新たに設立された会社に吸収される

２ 営業譲渡（事業譲渡）

営業譲渡とは、「営業」を構成する各個財産に加え、経済的に価値のある事実関係を含むものとして、営業財産を契約により移転することをいう。

３ 会社分割

会社分割とは、ひとつの会社をふたつ以上の会社に分けることをいう。

・新設分割・・・新設会社に営業を承継させる形態

・吸収分割・・・分割した営業を既存の会社に承継させる形態

第２　必要書類等

類型に基づき入札参加資格の取扱い及び資格審査の方法等については、以下のとおり

１　合併

(1) 吸収合併・・・存続会社が「資格あり」の場合

ア　資格の取扱い

・存続会社は、合併前の資格が継続する ・合併後の実態に応じた資格の再認定を申請することができる。

イ　必要書類等

(ｱ) 資格の再認定を申請しない場合

①　変更届（消滅会社が「資格あり」場合、廃業の変更届も必要となる）

②　合併契約書の写し

③　合併新会社の商業登記簿謄本

④　合併新会社の定款

⑤　株主総会の議事録

⑥　公正取引委員会に提出した合併計画書の写し

※私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第１５条の規定に該当する場合

(ｲ) 資格の再認定を申請する場合

まず、上記①から⑥の書類を合併後速やかに提出し、⑦以降の書類は整い次第速やかに提出する。

⑦　入札参加資格審査申請書及び審査書類一式

⑧　建設業許可通知書（写し）又は許可証明書

※合併により、存続会社が有していない許可で消滅会社の有していた許可を新たに取得した場合及び存続会社が一般建設業許可であって合併により要件を備え特定建設業許可を取得した場合で、当該許可が資格申請業種の要件となっている場合。

⑨　測量・調査・設計に関する登録証明書等の写し

※新たに登録（部門追加を含む）した場合。登録内容に変更があった場合。

ウ　審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

(ｱ) 建設業者の場合

合併契約に合併期日の定めがある場合で、合併期日に新会社の実態を備えている場合は当該期日、そうでない場合は、合併登記の日を審査基準日とする経営事項審査に基づくことを原則とする。ただし、合併後３ヶ月程度の間に営業年度を終了している場合は、当該営業年度終了日を審査基準日とする経営事項審査で、合併の実態を反映しているものに基づくことも差し支えない。

(ｲ) 測量等業者の場合

合併契約に合併期日の定めがあり、合併期日に新会社としての実態が備わっている場合は当該期日、そうでない場合は、合併登記の日を基準として直前２年間の合併当事会社の業務実績を合算して行うものとする。

エ 主観的事項

主観的事項は、合併前にすでに有資格業者であった者の成績に基づくものとする。有資格業者でなかった者については、主観的事項の算定対象としない。

工事成績点については、合併当事者の平均とする。ただし、工事成績点がない場合（工事成績があって０点である場合を除く）は、平均の対象に含めない。その他の事項については、合併当事者の合計とする。

(2) 吸収合併・・・消滅会社が「資格あり」の場合

ア 資格の取扱い

・消滅会社の資格は合併時点で消滅する。 よって、消滅会社は変更届（廃業する旨）を提出しなければならない。 ・存続会社は、合併後の実態に応じた資格の再認定を申請することができる。

イ 必要書類等

(ｱ) 資格の再認定を申請しない場合

① 変更届（廃業届）

(ｲ) 資格の再認定を申請する場合

まず、上記①の書類及び②から⑥までの書類を合併後速やかに提出し、⑦以降の書類に関しては、整い次第速やかに提出する。

② 合併契約書の写し

③ 合併新会社の商業登記簿謄本

④ 合併新会社の定款

⑤ 株主総会の議事録

⑥ 公正取引委員会に提出した合併計画書の写し

※独占禁止法第15条の規定に該当する場合

⑦ 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式

⑧ 建設業許可通知書（写し）又は許可証明書

※合併により、存続会社が有していない許可で消滅会社の有していた許可を新たに取得した場合及び存続会社が一般建設業許可であって合併により要件を備え特定建設業許可を取得した場合で、当該許可が資格申請業種の要件となっている場合。

⑨ 測量・調査・設計に関する登録証明書等の写し

※新たに登録（部門追加を含む）した場合。登録内容に変更があった場合。

ウ 審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

上記(1)のウに同じ

エ 主観的事項

上記(1)のエに同じ

(3) 新設合併の場合

上記(2)に準じて取り扱う。ただし、イの(ｲ)の必要書類⑧⑨の提出は必須とする。

また、資格の再認定に伴う完成工事高または完成業務実績については、次のとおり。

ア　建設業者の場合

合併新会社の設立の日である合併登記の日を審査基準日とする経営事項審査に基づくものとする。

イ　測量等業者の場合

合併新会社の設立の日である合併登記の日を基準として直前２年間の合併当事会社の業務実績を合算して行うものとする。

２　営業譲渡（事業譲渡）

営業譲渡とは、建設業の全部、測量業の全部等の大きな業種区分について行われること（営業の全部譲渡）を原則とする。ただし、業種ごとや地域ごとといった営業の一部譲渡の場合でも、当該業種が一体性を有する場合や当該地域が県内全域である場合等、営業を譲り渡した者（以下「譲渡人」という。）の企業評価が営業を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）に引き継がれることが合理的である場合は、この限りではない。

また、会社法第 21 条の規定により、譲渡した営業について、譲渡人は譲受人と競業してはならないとされている。よって、営業譲渡により資格の変更を申請する譲渡人は、少なくとも福島県内における当該営業において、競業しない実態を備えている必要がある。

(1) 譲渡人及び譲受人の双方が「資格あり」の場合

ア　資格の取扱い

（譲渡人）
・譲渡人が譲渡した営業に関する資格は原則として消滅する。
　よって、譲渡人は変更届（廃止する旨）を提出しなければならない。
・譲渡人は譲渡後も建設工事に関する資格が残る場合は、譲渡後の実績に応じた資格の再認定を受けなければならない。
（譲受人）
・譲受人が有する資格は継続する。
・譲受人は譲受後の実態に応じた資格の再認定を申請することできる。

イ　必要書類等

(ｱ) 譲渡人

譲渡人は①から④までの書類を営業譲渡契約締結後速やかに提出し、⑤の書類は整い次第速やかに提出する。

①　変更届（譲渡する部門に関する廃業届）
②　営業譲渡契約書の写し
③　商業登記簿謄本
④　株主総会の議事録
⑤　入札参加資格審査申請書及び審査書類一式（建設工事のみ）

(ｲ) 譲受人が資格の再認定を希望する場合

①　入札参加資格審査申請書及び審査書類一式
②　営業譲渡契約書の写し
③　商業登記簿謄本
④　定款
⑤　公正取引委員会に提出した譲受計画書の写し
　※独占禁止法第１６条の規定に該当する場合

ウ　審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

(ｱ) 建設業者の場合

譲渡契約上の譲渡期日以降で譲り受けした実態を備えていると認められる日を審査基準日とする経営事項審査（以下「譲渡時経審」という。）に基づくものとする。

譲渡時経審は、譲渡契約当事者双方が受けていなければならない。

(ｲ) 測量等業者の場合

譲渡人について、当該資格が残存する場合、既に認定を受けている業務実績等から譲渡した分を除くものとする。

譲受人について、譲渡契約における譲渡期日以降で譲り受けした実態を備えていると認められる日を基準とし直前２カ年の業務実績を合算して行うものとする。

エ 主観的事項

(ｱ) 譲渡人が資格の一部を譲渡した場合で当該資格が残存する場合

譲渡人の主観的事項は変更しない。

(ｲ) 譲り受けた営業に関する譲受人の主観的事項

主観的事項は、営業譲渡前の双方の資格に関する成績に基づくものとする。

工事成績点については、譲渡当事者の平均とする。ただし、工事成績点がない場合（工事成績があって０点である場合を除く）は、平均の対象に含めない。その他の事項については、譲渡当事者の合計とする。

(2) 譲渡人が「資格あり」、譲受人が「資格なし」の場合

ア 資格の取扱い

（譲渡人）
・譲渡人の資格に関しては、上記(1)のアのとおり。
（譲受人）
・譲受人は下記の要件を満たす場合に限り、新たに資格審査申請をすることきる。
① 資格申請できるのは、譲り受けた営業に関する業種のみであること。
② 譲渡を受ける営業に関する一切の債権債務を引き継ぐものであること。

イ 必要書類等

(ｱ) 譲渡人については、(1)のイの(ｱ)のとおり。

(ｲ) 譲受人が資格の再認定を希望する場合

① 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式
② 営業譲渡契約書の写し
③ 商業登記簿謄本
④ 定款

ウ 審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

(ｱ) 建設業者の場合

上記(1)のウの(ｱ)に同じ。（ただし譲受人が新設会社である場合は、譲渡時経審の審査基準日は、新設登記の日である。）

(ｲ) 測量等業者の場合

譲渡人について、当該資格が残存する場合、既に認定を受けている業務実績等から譲渡した分を除くものとする。

譲受人が当該営業に関して既に実績を有する場合は、上記(1)のウの(ｲ)に準じる。そうでない場合は、譲渡人が既に認定を受けている資格に基づく実績によるものとする。

エ 主観的事項

(ｱ) 譲渡人が資格の一部を譲渡した場合で当該資格が残存する場合

譲渡人の主観的事項は変更しない。

(ｲ) 譲り受けた営業に関する譲受人の主観的事項

主観的事項は、譲渡人が有していた資格に関する成績を譲受人が引き継ぐものとする。

(3) 譲渡人が「資格なし」、譲受人が「資格あり」の場合

ア 資格の取扱い

(譲渡人) ・譲渡人が営業譲渡を理由として資格申請をすることはできない。 (譲受人) ・譲受人がそれまで有していた資格は継続する。 ・譲受人は、営業を譲り受けた後の実態に応じた資格の再認定を申請することができる。

イ 必要書類等

譲受人が資格の再認定を希望する場合

① 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式

② 営業譲渡契約書の写し

③ 商業登記簿謄本

④ 定款

⑤ 公正取引委員会に提出した譲受計画書の写し

※独占禁止法第１６条の規定に該当する場合

ウ 審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

(ｱ) 建設業者の場合

原則として、譲渡時経審に基づくものとする。ただし、譲渡後３ヶ月程度の間に営業年度を終了している場合は、当該営業年度終了日を審査基準日とする経営事項審査で譲渡の実態を反映しているものに基づくことも差し支えない。

(ｲ) 測量等業者の場合

上記(1)のウの(ｲ)のとおり。

エ 主観的事項

主観的事項は、譲受人の譲渡前の成績をそのまま使用するものとする。

３ 会社分割

会社分割の場合、競業禁止の義務は、分割契約で排除することも可能であると解される。この場合、営業を分割した者（以下「分割元」という。）は当該営業を継続する事ができるが、分割を受けた者（以下「分割先」という。）がその実績等評価を承継する以上、分割元の実績等は消滅したものとして扱わざるを得ない。よって、会社分割における分割元は、当該営業を廃止または休止していなくとも、当該営業に関する資格は、廃業したものとして取り扱うことになる。ただし、営業譲渡と同様、当該資格に関連する営業部門を区分することが可能である場合は、残存する実績等評価に基づき資格を継続することができる。

資格を廃業した場合に分割後の新しい実績によって、分割元が次回以降の資格審査申請をすることは差し支えない。

(1) 新設分割・・・分割元が「資格あり」の場合

ア 資格の取扱い

(分割元) ・分割した営業部門に関する資格は原則として消滅する。 よって分割元は、変更届（資格取り下げ等）を提出しなければならない。 ・分割後も建設工事に関する資格が残る場合は、分割後の実態に応じた資格

の再認定を受けなければならない。
（分割先）
・分割先は、分割を受けた営業に関する業種のみ資格審査申請をするこできる。

イ　必要書類等

(ｱ) 分割元

分割元は①から④までの書類を分割契約締結後速やかに提出し、⑤の書類は整い次第速やかに提出する。

①　変更届（分割する部門に関する資格を廃止又は休止する場合）
②　分割計画書の写し
③　商業登記簿謄本
④　株主総会の議事録
⑤　入札参加資格審査申請書及び審査書類一式

(ｲ) 分割先が資格審査を希望する場合

①　入札参加資格審査申請書及び審査書類一式
②　分割計画書の写し
③　商業登記簿謄本

ウ　審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

(ｱ) 建設業者の場合

分割契約上の分割期日以降で分割した実態を備えていると認められる日を審査基準日とする経営事項審査（以下「分割時経審」という。）に基づくものとする。

分割元、分割先ともに、資格の認定を受ける場合は、分割時経審を受けていなければならない。

(ｲ) 測量等業者の場合

分割先について、分割元が既に認定を受けている資格に基づく実績によるものとする。

分割元について、当該資格が残存する場合、既に認定を受けている業務実績等から分割した分を除くものとする。

エ　主観的事項

主観的事項は、分割元が有していた資格に関する成績を分割先が引き継ぐものとする。

分割元の資格が継続する場合、分割元の主観的事項は変更しない。

(2) 新設分割・・・「資格あり」の会社を含む複数の会社が新設分割をする場合

ア　資格の取扱い

（分割元）
・有資格業者である分割元については、上記(1)のアのとおり。
（分割先）
・分割先は、分割を受けた営業に関する業種のみ資格審査申請をするこができる。

イ　必要書類等

上記(1)のイのとおり。

ただし、分割元は独占禁止法第１５条の２の規定に該当する場合、「公正取引委員会に提出した共同新設分割に関する計画の写し」が必要である。

ウ　審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

(ｱ) 建設業者の場合

上記(1)のウの(ｱ)のとおり。

(ｲ) 測量等業者の場合

分割元について、当該資格が残存する場合、既に認定を受けている業務実績等から分割した分を除くものとする。

分割先について、分割契約上の分割期日以降で分割した実態を備えていると認められる日を基準として分割元の直前２カ年の業務実績を合算して行うものとする。

エ 主観的事項

(ｱ) 分割元が資格の一部を分割した場合で当該資格が残存する場合

分割元の主観的事項は変更しない。

(ｲ) 分割を受けた営業に関する分割先の主観的事項

主観的事項は、分割元の資格に関する成績に基づくものとする。

工事成績点については、分割元の平均とする。ただし、工事成績点がない場合（工事成績があって０点である場合を除く）は、平均の対象に含めない。その他の事項については、分割元の合計とする。

(3) 吸収分割・・・分割元及び分割先の双方が「資格あり」の場合

分割元に関しては、上記(1)にすべて準ずる。

分割先については、以下のとおり。

ア 資格の取扱

(分割元) ・有資格業者である分割元については、上記(1)のアのとおり。 (分割先) ・分割先が既に有する資格は継続する。 ・分割先は､分割後の実態に応じて新たに資格審査を申請することができる。

イ 必要書類等

分割先が資格審査を希望する場合

① 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式

② 分割契約書の写し

③ 株主総会の議事録

ウ 審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

(ｱ) 建設業者の場合

上記(1)のウの(ｱ)に準じる。

(ｲ) 測量等業者の場合

分割元について、当該資格が残存する場合、既に認定を受けている業務実績等から分割した分を除くものとする。

分割先が当該営業に関して既に実績を有する場合は、分割契約上の分割期日以降で分割した実態を備えていると認められる日を基準として直前２カ年の業務実績を合算して行うものとする。そうでない場合は、分割元が既に認定を受けている資格に基づく実績によるものとする。

エ 主観的事項

(ｱ) 分割元が資格の一部を分割した場合で当該資格が残存する場合

分割元の主観的事項は変更しない。

(ｲ) 分割を受けた営業に関する分割先の主観的事項

主観的事項は、分割前の双方の資格に関する成績に基づくものとする。

工事成績点については、分割当事者の平均とする。ただし、工事成績点がない場合（工事成績があって０点である場合を除く）は、平均の対象に含めない。その他の事項については、分割当事者の合計とする。

(4) 吸収分割・・・分割元のみが「資格あり」の場合

分割元に関しては、上記(1)にすべて準ずる。

ア 資格の取扱

(分割元) ・有資格業者である分割元については、上記(1)のアのとおり。 (分割先) ・分割先は、分割を受けた営業に関する業種のみ資格審査申請をすることができる。

(5) 吸収分割・・・分割先のみが「資格あり」の場合

分割先に関しては、上記(3)にすべて準ずる。

ア 資格の取扱

(分割元) ・分割元は、分割を理由として新たに資格審査を申請することはできない。 (分割先) ・上記(3)のアのとおり

※ 合併等の無効について

合併及び会社分割において、手続きに瑕疵がある場合等に、これを無効とすると著しく法律関係の安定を欠くため、合併等はその登記をもって確定し、無効となった場合も訴求効を持たないことが商法により定められている。よって、合併等が無効になった場合においては、その事実を速やかに届出させるとともに、入札参加資格の変更等を将来に向かって取り消すこととなる。

第３ 組織変更等に関する申請の受付機関について

１ 県内業者における組織変更
所轄の各建設事務所行政課（南会津建設事務所にあっては総務課）

２ その他
総務部入札監理課

第４ 合併等に伴う特例措置について（県内業者のみ対象）

工事等の請負契約に係る競争入札における有資格業者間の合併に伴う資格審査等取扱要領（平成１０年６月１７日総務部長依命通達）の規定に該当する者については、資格の再認定後に総合点の調整等の特例措置を適用するものとする。

工事等の請負契約に係る競争入札における有資格業者間の合併等に伴う資格審査等取扱要領

（制定平成10年６月17日総務部長依命通達　令和３年３月29日最終改正）

（目的）

第１条　この要領は、福島県の発注する工事等の請負契約に係る競争入札に参加する資格があると認められた者（以下「有資格業者」という。）間（３社以上の合併にあっては２社以上が有資格業者である合併を含む。以下同じ。）に合併（合併と同等とみなし得る営業譲渡を含む。以下同じ。）があった場合において、合併により存続する存続会社、合併により新たに設立される新設会社又は営業の全部を譲り受けた子会社若しくは譲受会社（福島県内に主たる営業所を有する者に限る。以下「存続会社」という。）に対して行う資格審査における総合点の調整及び受注機会の確保について定めることを目的とする。

（総合点の調整を行う業種）

第２条　存続会社の資格審査における総合点の調整は、前条に規定する存続会社が資格を有する業種のうち、次の各号の要件を満たすものについて行うものとする。

(1) 合併前の合併当事会社（以下「合併当事会社」という。）のうち、２社以上が有資格業者であった業種

(2) 合併当事会社間の等級（３社以上の合併の場合にあっては、上位の等級に格付けされている合併当事会社２社の等級）が同一等級又は直近の等級に格付けされていた業種

（総合点の調整の方法）

第３条　存続会社に対する資格審査における前条各号の要件を満たす業種の総合点の算出は、入札参加者資格審査委員会において決定された評点の方法により算出した存続会社の総合点に、当該総合点により格付けされる等級の直近上位の等級に格付けされる範囲の数値を主観点として加算して行うものとする。ただし、調整前の総合点により存続会社が合併当事会社のうち上位の等級に格付けされていた者の等級より上位に格付けされた場合又は最上位等級に格付けされた場合においては、総合点の調整は行わないものとする。

２　前項の規定は、合併時から資格審査を受ける審査基準日までの期間が５年未満の場合に限りこれを適用するものとする。

３　前２項の規定により総合点の調整を受けている者が、当該資格に関する会社分割又は営業譲渡を行ったときは、当該分割時又は譲渡時以降当該調整は行わないものとする。

（受注機会の確保）

第４条　工事執行権者は、存続会社を指名基準に基づき指名競争入札に参加する者として選考し又は決定しようとするときは、次の各号に留意するものとする。

(1) 「当該会計年度における指名及び受注の状況」及び「手持工事等の状況」の判断に当たっては、合併当事会社の合併前の状況により判断すること。

(2) 存続会社が、合併により消滅する有資格業者に代えて営業所等を設置し、発注しようとする工事種別について当該営業所等への委任を認められた場合にあっては、当該

工事に対する地理的条件」については当該営業所も考慮して判断すること。

２　工事執行権者は、存続会社の指名に当たっては、合併当事会社のうち１社以上が存続会社が格付けされた等級の直近下位の等級又は２等級下位の等級に格付けされていた場合にあっては、必要に応じて、存続会社が格付けされた等級の直近下位の等級において入札参加が可能な範囲の工事に指名することができる。

３　前２項の規定は、合併後５年間に限りこれを適用するものとする。

（合併に伴う申請等）

第５条　合併に伴い総合点の調整又は受注機会の確保の適用を受けようとする者は、資格審査等特例申請書（第１号様式）を存続会社の所在地を所管する建設事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

２　総務部入札監理課長は、前項の規定に基づく申請を行った存続会社が第３条に規定する総合点の調整を受けることができる場合にあっては、第３条の規定に基づき総合点の算出を行い、等級別格付がなされている業種にあっては算出した総合点に対応する等級に格付けを行うとともに、工事等有資格業者名簿を修正するものとする。

３　総務部入札監理課長は、第１項の規定に基づく申請を行った存続会社が、この要領に定める資格審査における総合点の調整及び受注機会の確保の対象とされる者である場合においては、その旨を各部局主管課長に対して通知するものとする。

附　則

この要領は、平成10年６月17日から施行し、平成９年５月１日以降に行われた有資格者の合併から適用する。

附　則

この要領は、平成11年９月20日から施行し、平成９年５月１日以降に行われた有資格者の合併から適用する。

附　則

この要領は、平成20年４月１日から施行し、平成20年４月１日以降に行われた合併等から適用する。なお施行の際、現に改正前の要領の規定により総合点の調整を受けている者については第３条に規定する総合点の調整についてはなお従前の例による。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行し、令和３年４月１日以降に行われた合併等から適用する。なお施行の際、現に改正前の要領の規定により総合点の調整を受けている者については第３条に規定する総合点の調整についてはなお従前の例による。

第１号様式

資 格 審 査 等 特 例 申 請 書

年　　月　　日

福 島 県 知 事

郵　便　番　号
住　　所
（ふりがな）
商号又は名称
（ふりがな）
代表者職・氏名

福島県の発注する工事に係る競争入札参加資格にあたって、合併（譲渡）時の特例措置の適用を申請します。

なお、この申請の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

１　合併（譲渡）日　　年　　月　　日

２　存続(新設)会社名
　　許可番号

３　消 滅 会 社 名
　　許可番号

会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領

平成 14 年 6 月 17 日土木部長通知
平成 21 年 3 月 9 日総務部長通知

（目的）

第１条　この要領は、「工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査に関する要綱（平成 20 年３月 28 日総務部長依命通達）」（以下「要綱」という。）第４条の規定により、競争入札に参加する資格があると認定された者（以下「有資格業者」という。）であって会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者（以下「更生決定者」という。）の建設工事等入札参加資格（以下「資格」という。）の取扱いについて定めることを目的とする。

なお、民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者についても、これを準用するものとする。

（届出等）

第２条　更生決定者は、更生手続きの開始の決定を受けた日（以下「更生決定日」という。）以降、速やかに次の書類を知事に提出しなければならない。書類の準備に時間を要する場合、(1)および(2)の提出を優先すること。

(1) 入札参加資格審査事項変更届
(2) 更生手続き開始決定書の写し
(3) 更生決定時以降に定款、代表者または受任者等に変更があった場合は、当該事項を証明する書類
(4) 更生手続き開始の登記をした商業登記簿謄本

２　更生決定者は、知事に資格の再審査の申請（以下「再申請」という。）をすることができる。

３　更生決定者は、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

（受付機関）

第３条　前条の届出及び申請は、当該有資格業者の主たる営業所の所在地が県内である場合は管轄の各建設事務所において、県外である場合は総務部入札監理課において受付を行う。

（提出書類等）

第４条　再申請者は次に掲げる書類を持参して提出するものとする。

ア　建設工事等入札参加資格審査申請書および所定の審査書類一式
イ　会社の再建および今後の営業に関する申立書（別紙様式）（以下「申立書」という。）

２　建設工事等入札参加資格審査申請書における各書類は、更生決定日を審査基準日として作成するものとする。

３　再申請者は、申立書に次に掲げる次項を記載するものとする。また申立事項の参考となる資料を提示するものとする。

ア　今後の資金調達の見通し
イ　技術者の雇用状況等施工体制
ウ　下請業者、資材業者等との協力状況
エ　建設機械、労務者の確保の状況
オ　福島県内における営業方針
カ　更生計画の実施状況
キ　その他必要な事項

（資格審査の方法）

第５条　建設工事の資格審査における客観的事項は、更生決定日を審査基準日とする経営事項審査に基づくものとし、更生決定日以外を審査基準日とする経営事項審査に基づくことは認めないものとする。

２　建設工事の資格審査における主観的事項は、原則として変更しないものとする。

（資格の再認定）

第６条　「競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和41年福島県告示第59号）」の第１に掲げる事項に該当する場合又は資格を認定するにあたり必要なその他の要件を満たさない場合は、当該資格の再認定を行わないものとする。

２　前項に該当する者以外の者については資格を再認定するものとする。なお建設工事の資格認定にあたっては前条により算定した総合点数及びそれに対応する等級を付するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、再申請後において更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合は、資格の再認定を行わないこととする。ただし、会社更生法第 50 条第１項の規定によって中止した再生手続がある場合は、この限りでない。

（結果の通知）

第７条　総務部入札監理課長は、再審査の結果について申請者に通知するものとする。

２　総務部入札監理課長は、前条第２項の規定により資格の再認定を行ったときは工事等請負有資格業者名簿を修正するとともに、各部局主管課長に対し再認定を行った旨を通知するものとする。

（資格の取扱い）

第８条　発注者は、有資格業者が更生手続開始の申立を行ったときから、資格が再認定されるまでの期間において、当該有資格業者を指名選考の対象とすることを差し控えるものとする。

２　資格の再認定後は、更生決定者を通常の有資格業者と同様に取扱うものとする。なお、申立書の内容を参考にする場合には、入札監理課に写しの送付を依頼するものとする。

３　有資格業者が、指名通知日以降入札執行日までの間に、会社更生法による更生手続開始の申立をした場合、発注者は、当該有資格業者の指名を取り消すものとする。

附則　この要領は、平成 14 年６月 17 日以降に更生手続開始決定を受けた者に適用する。
附則　この要領は、平成 20 年４月１日以降に更生手続開始決定を受けた者に適用する。
附則　この要領は、平成 21 年４月１日以降に更生手続開始決定を受けた者に適用する。
附則　この要領は、令和３年４月１日以降に更生手続開始決定を受けた者に適用する。

（別紙様式）

会社の再建及び今後の営業に関する申立書

年　　月　　日

福　島　県　知　事　　様

住　　所
申立人　商号又は名称
代表者職・氏名

会社更生法に基づく更生手続き開始の決定をうけて、福島県建設工事等入札参加資格の再審査を申請するにあたり下記のとおり申し立てます。

記

ア　今後の資金調達の見通し

イ　技術者の雇用状況等施工体制

ウ　下請業者、資材業者等との協力状況

エ　建設機械、労務者の確保の状況

オ　県内における営業方針

カ　更生計画の実施状況

キ　その他必要な事項

（裏面）記入上の注意

1　申立事項は別紙によることも可とする。

2　各申立事項は、更生手続き開始決定時点以降の経営状況の変化および今後の見通しを　主眼において記載すること。また各申立事項に関して必要な資料を提示すること。

(1)　アには、主に以下の事項を記載すること。

ア　資本金の減資予定及び出資者の見通し

イ　運転資金の調達方法

ウ　金融機関との協力体制

(2)　イには、主に以下の事項を記載すること。

ア　技術職員についての雇用状況

イ　未完成工事の進捗状況等

(3)　ウには、主に以下の事項を記載すること。

ア　下請業者、資材業者との協力体制および支払状況

(4)　エには、主に以下の事項を記載すること。

ア　建設機械保有状況

イ　労務者の状況および雇用条件等

(5)　オには、主に以下の事項を記載すること。

ア　営業地域及び営業分野等の方針

イ　営業所の整理統合等があればその状況（福島県に関係する営業所のみでよい）

(6)　カには、主に以下の事項を記載すること。

ア　債務整理の状況

イ　子会社等連鎖倒産の可能性（当該子会社等が福島県の資格を有する場合）

ウ　今後の受注の見通し

エ　更生手続き申請以後の受注状況

(7)　キには、その他、特に申し立てるべき事項があれば記載すること。

工事等請負有資格業者名簿に登録された皆さまへ

この資料には、有資格業者の方に遵守していただくことが書いてあります。
必ず目を通し、違反することがないようにしてください。

福島県総務部入札監理課

１．適正な下請契約の締結について

本県では、県発注工事における元請・下請関係の適正化を図るため、「福島県元請・下請関係適正化指導要綱（以下「要綱」という。）」を定めています。

要綱に違反した場合は、違反した者及びその者を指導する立場にある者に対して県が指導を行った上で、なお適切な対応がなされない場合は、入札参加資格制限措置（指名停止）の対象となります。

また、県発注工事等における元請下請間の契約の内容、支払いの状況等を確認するための抽出調査を行っています。調査の結果、要綱に違反する事実が確認された場合は、入札参加資格制限（指名停止）の対象となることがあります。

このほか、県発注工事における元請・下請間の法令等に抵触する行為があった場合の通報窓口として、「**下請１１０番**」を設置しています。

詳しくは、各工事の発注機関又は総務部入札監理課（電話 024-521-7899）までお問い合わせください。

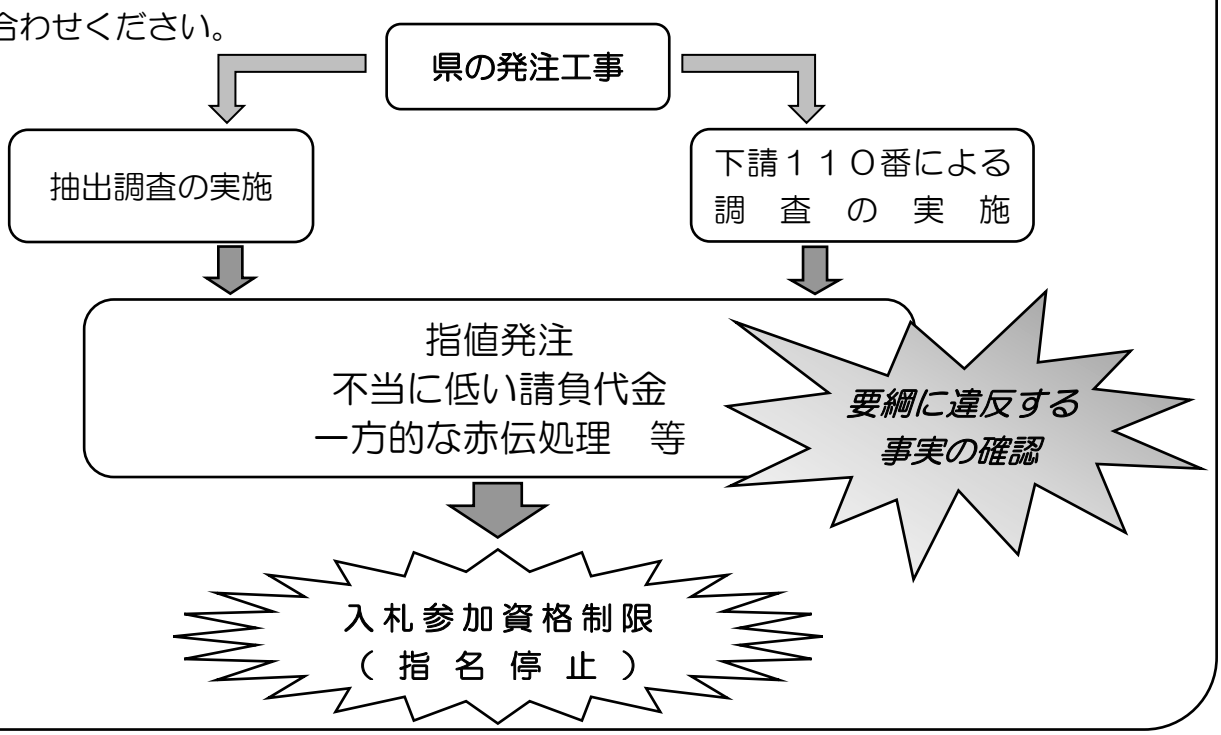

※本窓口は民事的な紛争解決のための仲介等を行うものではありませんので御了承ください。

２．有資格業者の報告義務について

法令違反による処分や、県発注工事等以外の県内で発生した工事関係者事故、公衆損害事故等、入札参加資格制限(指名停止)措置要件に該当する案件が生じた場合は、速やかに入札監理課に報告を行って下さい。

（裏面も御覧ください。）

３．申請した事項に変更があった場合について

入札参加資格審査の届出事項に変更が生じた場合は、必要書類を添付の上、建設工事等入札参加資格審査変更届（以下「変更届」という。）を速やかに提出願います。

ただし、変更届では入札参加資格認定種別の追加はできませんので、追加受付の際に申請願います。

また、合併、会社分割、会社更生手続き開始及び民事再生手続き開始の場合は、各提出先にお問い合わせください。

変更届の提出を必要とする事項	商号又は名称、所在地、代表者又は委任者の職名・氏名、電話及びＦＡＸ番号、 会社組織、委任先の増設・変更 建設業許可における変更事項、建設コンサルタント登録部門 技術者数（測量等の土木設計の参加資格を有しており、管理技術者・照査技術者の総人数が２名以上もしくは２名未満になった場合に限る。） 事業の廃止
変更届の提出が必要ない変更事項	入札参加資格の中間年における経営事項審査結果通知書 代表者以外の役員、印影、資本金の額、電子メールアドレス その他入札参加資格審査申請書類に記載していないもの

（注）電子入札用のＩＣカードを取得されている場合、所管する建設事務所を変更する所在地の変更、代表者又は委任者の氏名が変更となる場合は、ＩＣカードを再取得する必要があります。変更前のカードを使用しての入札は無効となりますのでご注意ください。

提出先及び提出方法

主たる営業所の所在地	提出先	提出方法	提出数
県内	主たる営業所の所在地を所管する建設事務所行政課 ただし、南会津建設事務所については総務課	郵送又は持参	１部
県外	総務部入札監理課		

・ 変更届の届出内容及び届出時期によっては、指名通知等を受けている場合において、指名通知や落札者決定が取り消されることがあります。

・ 変更届の提出遅延等により、入札及び契約事務の執行に重大な影響を及ぼした場合は、入札参加資格制限の対象となることがあります。

各種要綱や様式については、
福島県総務部入札監理課のホームページを御覧ください。

福島県入札監理課　検索

重要

電子入札用の業者番号等について

１　電子入札用の業者番号は、「工事等請負有資格者名簿」に記載している「有資格者コード」（９桁）において、

①２番目のゼロを除き
②末尾に下記の所在地コードを付けたものです

例）　所在地が郡山市の場合
　　１０１２３４５６　⇒　１０１２３４５６２
　　所在地が県外の委任先の場合
　　３０９８７６５４　⇒　３０９８７６５４Ｂ

［所在地コード］
本社又は委任先の所在地により、数字又はアルファベットで区分します。

所在地	所管する建設事務所	所在地コード
福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡	県北	1
郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡	県中	2
白河市、西白河郡、東白川郡	県南	3
会津若松市、河沼郡、大沼郡	会津若松	4
喜多方市、耶麻郡	喜多方	5
南会津郡	南会津	6
南相馬市、相馬市、双葉郡、相馬郡	相双	7
いわき市	いわき	8
福島県外にある本社		9
福島県外にある委任先		B

２　商号又は名称は、「工事等請負有資格者名簿」のとおりとし、

①株式会社は（株）、有限会社は（有）のように略称とし
②全て全角で入力します
③委任先の場合は、商号と支店・営業所等の名称の間に、全角の空白（ブランク）が1つ入ります

例）　本店の場合（すべて全角文字）
　　株式会社電子入札　　⇒　（株）電子入札

委任先の場合（すべて全角文字、商号と支店名の間に全角空白を入れる）
　　株式会社電子入札福島支店　⇒　（株）電子入札　福島支店

（問い合わせ先　福島県入札監理課　電話 024-521-7899）